

阿見町議会会議録

令和元年第3回定例会

(令和元年9月6日～9月25日)

阿見町議会

令和元年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（9月6日）	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・特別委員会所管事務調査報告	11
・議員派遣報告	14
・議案第87号（上程，説明，質疑，討論，採決）	17
・議案第88号（上程，説明，質疑，委員会付託）	19
・議案第89号（上程，説明，質疑，委員会付託）	20
・議案第90号（上程，説明，質疑，委員会付託）	22
・議案第91号から議案第98号（上程，説明，質疑，委員会付託）	24
・議案第99号から議案第103号（上程，説明，質疑，委員会付託）	30
・議案第104号から議案第110号（上程，説明，質疑，委員会付託）	33
・阿見町決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告	43
・議案第111号（上程，説明，質疑，委員会付託）	44
・議案第112号（上程，説明，質疑，委員会付託）	45
・議案第113号（上程，説明，質疑，委員会付託）	46
・議案第114号（上程，説明，質疑，委員会付託）	47
・議案第115号から議案第116号（上程，説明，質疑，委員会付託）	48
・議案第117号（上程，説明，質疑，委員会付託）	49
・休会の件	51
○散 会	51
◎第2号（9月9日）	53

○出席, 欠席議員	5 3
○出席説明員及び会議書記	5 3
○議事日程第 2 号	5 5
○一般質問通告事項一覧	5 6
○開 議	5 7
・一般質問	5 7
海野 隆	5 7
紙井 和美	7 7
難波 千香子	1 0 0
樋口 達哉	1 2 7
○散 会	1 3 8
◎第 3 号 (9 月 1 0 日)	1 3 9
○出席, 欠席議員	1 3 9
○出席説明員及び会議書記	1 3 9
○議事日程第 3 号	1 4 1
○一般質問通告事項一覧	1 4 2
○開 議	1 4 3
・一般質問	1 4 3
柴原 成一	1 4 3
倉持 松雄	1 4 9
川畑 秀慈	1 6 9
永井 義一	1 9 2
・休会の件	2 1 1
○散 会	2 1 1
◎第 4 号 (9 月 2 5 日)	2 1 3
○出席, 欠席議員	2 1 3
○出席説明員及び会議書記	2 1 3
○議事日程第 4 号	2 1 5
○開 議	2 1 7
・議案第 8 8 号 (委員長報告, 討論, 採決)	2 1 7

・議案第89号（委員長報告，討論，採決）	218
・議案第90号（委員長報告，討論，採決）	220
・議案第91号から議案第98号（委員長報告，討論，採決）	224
・議案第99号から議案第103号（委員長報告，討論，採決）	228
・議案第104号から議案第110号（委員長報告，討論，採決）	232
・議案第111号（委員長報告，討論，採決）	237
・議案第112号（委員長報告，討論，採決）	239
・議案第113号（委員長報告，討論，採決）	240
・議案第114号（委員長報告，討論，採決）	241
・議案第115号から議案第116号（委員長報告，討論，採決）	242
・議案第117号（委員長報告，討論，採決）	243
・土地利用調査特別委員会の中間報告	244
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	246
○閉 会	246

第 3 回 定例会

阿見町告示第192号

令和元年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月16日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和元年9月6日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和元年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月6日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月7日	(土)	休	会	・議案調査
第3日	9月8日	(日)	休	会	・議案調査
第4日	9月9日	(月)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	9月10日	(火)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第6日	9月11日	(水)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第7日	9月12日	(木)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	9月13日	(金)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（総務所管分）
第9日	9月14日	(土)	休	会	・議案調査
第10日	9月15日	(日)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	9月16日	(月)	休	会	・議案調査
第12日	9月17日	(火)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（民生教育所管分）
第13日	9月18日	(水)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（産業建設所管分）
第14日	9月19日	(木)	休	会	・議案調査
第15日	9月20日	(金)	休	会	・議案調査
第16日	9月21日	(土)	休	会	・議案調査
第17日	9月22日	(日)	休	会	・議案調査
第18日	9月23日	(月)	休	会	・議案調査
第19日	9月24日	(火)	休	会	・議案調査
第20日	9月25日	(水)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 6 日]

令和元年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月6日（第1日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君		
副町	長	坪田匡弘君		
教	育	長	湯原正人君	
監	査	委	員	佐藤修一君

町長公室長	湯原幸徳君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	竹之内英一君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長	山崎洋明君
道路公園課長	浅野修治君
農業振興課長	村松利一君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	武井浩君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和元年9月6日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 特別委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第87号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿見町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第7 議案第88号 阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第89号 阿見町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第9 議案第90号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第91号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第92号 阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 議案第93号 阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について
- 議案第94号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第95号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第96号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第97号 阿見町印鑑条例の一部改正について
- 議案第98号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第99号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

- 議案第100号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第104号 平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第105号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第106号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第107号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第108号 平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第109号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第110号 平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第111号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について
- 日程第14 議案第112号 国補下第1-3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
- 日程第15 議案第113号 社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約について
- 日程第16 議案第114号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について
- 日程第17 議案第115号 町道路線の廃止について
- 議案第116号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第117号 町道1059号線の区域外設置について
- 日程第19 休会の件

午前10時00分開会

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和元年第3回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

議員並びに執行部各位に申し上げます。今定例会より、本会議のライブ映像及び録画映像を、インターネットを利用して配信いたします。発言の際は簡単明瞭かつ要領よくなされるようお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表のとおりに進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

ただいま、17番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、

11番 久保谷 充 君

12番 川 畑 秀 慈 君

を指名いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は10時7分といたします。

午前10時02分休憩

午前10時07分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る8月30日、議会運営委員会が開かれ協議されました。その結果につい

て議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長柴原成一君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長柴原成一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和元年第3回定例会につきましては，去る8月30日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で，執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月25日までの20日間で，日程につきましては，本日，本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目から3日目までは，休会で議案調査。

4日目，9月9日は午前10時から本会議で一般質問，4名。

5日目，9月10日は午前10時から本会議で一般質問，5名。

6日目，9月11日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後2時から民生教育常任委員会。

7日目，9月12日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

8日目，9月13日は委員会で，午前10時から決算特別委員会，総務所管分。

9日目から11日目までは，休会で議案調査。

12日目，9月17日は委員会で，午前10時から決算特別委員会，民生教育所管分。

13日目，9月18日は委員会で，午前10時から決算特別委員会，産業建設所管分。

14日目から19日目までは，休会で議案調査。

20日目，9月25日は最終日となりますが，午前10時から本会議で委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしく願いいたしまして，報告といたします。

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から9月25日までの20日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって，会期は本日から9月25日までの20日間と決定をいたしました。

諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速ではありますが、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

当町における各比率は、お手元に配付しました報告書のとおりとなっております。

なお、各比率は、括弧書きで記載した早期健全化基準及び経営健全化基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第87号から議案第117号、以上31件であります。

次に、本日までに受理した陳情書等は、要請書、原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟の1件です。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から令和元年5月分から令和元年7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、令和元年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月4日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、特別委員会所管事務調査報告を行います。

土地利用調査特別委員会では、閉会中における事務調査を実施いたしました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

土地利用調査特別委員会委員長井田真一君、登壇願います。

〔土地利用調査特別委員会委員長井田真一君登壇〕

○土地利用調査特別委員会委員長（井田真一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、先日行いました土地利用調査特別委員会事務調査について御報告いたします。

去る令和元年7月31日、駅周辺とインターチェンジ周辺の2通りの開発実施方策を学ぶために、委員8名と吉田議長、執行部からは産業建設部長以下3名、事務局員2名のほか、オブザーバーとして、地域づくりの連携協定を締結しました筑波学院大学の吉田賢一准教授に御同行いただき、先進地である埼玉県本庄市と茨城県五霞町を視察し、研修を行いました。

まずは、埼玉県本庄市の視察を行いました。

本庄市は、東京から80キロメートル圏で、平成18年に児玉町と合併し、人口約7万8,000人、総面積約90平方キロメートルの町で、東京から上越新幹線で約50分、関越自動車道が市内を縦貫するなど、すぐれた交通アクセスを要する北関東の交流拠点であります。

本庄早稲田駅周辺開発は、本庄市を含めた本庄地方1市3町の新たな拠点地域として上越新幹線の新設駅設置と、早稲田大学本庄キャンパスを中心とした学術研究の拠点である早稲田リサーチパーク地区約65ヘクタール及び土地区画整理事業による駅周辺の新たなまちづくり約154平方メートルの、総面積約220ヘクタールに及ぶ一体開発を目的とした現在進行中の事業です。孫の代まで引き継げるまちを目指し、市民、民間事業者、行政機関が協働で推進しているまちづくりです。

事業の発端は、さかのぼること37年前の昭和57年に開業した上越新幹線の新駅設置要望からです。埼玉県や本庄地方の自治体が一体となって取り組んだ結果、平成16年3月には新駅が開業し、あわせて新駅前を中心としたUR都市機構による本庄早稲田駅周辺地区約65ヘクタールを先行整備地区として、平成18年度より土地区画整理事業に着手したものです。

平成25年度には事業が完了し、現在では大型ショッピングセンターを初め数多くの店舗が立地するとともに、大手企業の本社を誘致するなど、拠点地域としての新しいまちづくりが官民一体となって着々と進められていることを感じ取ることができました。

市担当者の方からは、一体開発で苦勞された点として、新駅誘致決定から開業まで30年という歳月を要したことから、バブル崩壊や国の構造改革等の施策転換が大きく影響し、課題が山積したとのことでした。

しかし、これらを解決し実現した背景には、1に、市民の思い、2に、構想の位置づけ、3に、募金等による財源確保という3つの要素が非常に大きかったということです。その結果、前述したとおりのまちづくりが順調に進み、人口減少の時代にあつて、当該地区が本庄市全体の人口減少の歯どめになっているということでした。

本庄市の視察研修では、目的実現のために、30年という長きにわたり、市民とともにその時代に即した構想を策定、位置づけして、粘り強く取り組んできた内容等を研修することができました。特に、全体構想に学術的な早稲田大学地区を取り入れて、まちづくりに幅を持たせたことなど、大変参考になる研修でした。

続いて、茨城県五霞町の圏央道インターチェンジ周辺開発にて研修を行いました。

御承知のとおり、五霞町は茨城県の県西端に位置し、東京から50キロメートル圏で、人口が8,500人、面積は23平方キロメートルです。町北側を利根川が横断し、新4号国道と圏央道が交差するといった交通アクセスに恵まれた自治体で、県南トップクラスの売り上げを誇る道の駅ごかや、毎年初夏の産卵期に見られるハクレンのジャンプ等が有名です。

五霞インターチェンジ周辺開発は、交通立地ポテンシャルを活かしたインターチェンジ周辺開発を推進し、商業、工業、物流など、新たな複合型産業拠点の形成により、地域の復興活性化を図ることを目的とした、面積約37.1ヘクタールの組合施行による土地区画整理事業です。

平成26年度から令和2年度までの7年間を事業期間とし、清水建設株式会社及びエム・ケー株式会社が業務代行者として区画整理事業全般を代行しております。

五霞インターチェンジ周辺地区は、圏央道が都市計画決定された平成7年当時より、開発行為による大型商業施設の進出計画が持ち上がりましたが、農地転用のための農林調整が難航し、計画が立ち消えとなった経緯があります。

その後、業務系土地区画整理事業に土地利用と整備手法を転換し、農林調整を経て、平成25年度に市街化区域へ編入し、平成26年度には土地区画整理組合が設立認可され、事業がスタートいたしました。

事業6年目の現状は、造成等の工事が概成し、全体の約63%の面積において企業立地が決定し、一部には大型物流施設が操業するなど、順調に土地区画整備事業と企業誘致が進行している様子がうかがえました。

苦労された点としては、1番に農政協議とのことでした。特に農業基盤整備事業実施地区ということで、農政関係の国庫補助金受益地であることから、事前調整は難航し、協議完了までには相当な時間を費やしたことです。解決には、町長や議会その他多くの方の各方面への粘り強い陳情活動が功を奏したとのことでした。

五霞町の研修視察では、農林調整や業務代行方式について、詳細を研修することができまし

た。また、行政主導による組合設立のため課内準備室を設けて対応するなど、行政のかかわり方も確認することができ、大きな成果があった研修でした。

最後になりましたが、快く研修を受け入れてくださった本庄市の清水副議長を初め関係各位の皆様、そして、五霞町の鈴木議長、田神副町長を初め関係者の方々には大変お世話になりました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げて、土地利用調査特別委員会事務調査の報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で特別委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議長において決定いたしました議員派遣報告を行います。

議会中継推進委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔議会中継推進委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○議会中継推進委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、議会中継推進委員会所管事務調査について報告いたします。

阿見町議会中継推進委員会では、令和元年8月8日午前、かすみがうら市議会に、タブレット端末の導入について視察に行っていました。

阿見町議会中継推進委員会6名、議会事務局2名の計8名の参加でありました。

初めに、かすみがうら市議会議長加藤議長様から歓迎の挨拶があり、その後、かすみがうら市議会のタブレット端末の利活用について、前島議会事務局長より説明がありました。

かすみがうら市議会で議員にタブレット端末を貸与したのは、今年の6月からとなります。

目的としては、議会改革の一環として、議案及び議案概要書並びに委員会の会議資料などを電子データ化し、紙代や印刷コストなどの経費の削減いわゆるペーパーレス化を初め事務の効率化を図るものです。

また、インターネットとグループウェアを使っての各種連絡調整として、会議資料のほかに郵送やファクスで知らせていた委員会の開催通知など、タブレット端末を利用して行うためです。また、議員のスケジュール管理を行うなど議会事務局と情報の共有を図っています。

さらには資料のデータベース化を図っているところです。

東日本大震災時、千代田庁舎も大変な被害を受け、平成23年度から庁舎の耐震改修工事や防災関連事業などを行う中で、防災関連の補助金を利用して庁舎のネットワークの改修や会議シ

システムの改修とともにタブレット端末を導入し、執行部の庁議、部長会議、電算関係の会議を行っているという経過がありました。

平成28年11月には、ICT化事業の先進地である、たびたび名前がよく上がっております滋賀県大津市議会に視察し、推進してきたようです。

平成31年3月に完全ペーパーレス化に向かい、今は執行部もタブレット端末を利用して議案の説明を行っています。

次に、タブレット端末のコスト面について説明がありました。

執行部と情報管理費と議会費での支出となっています。

まず、執行部では29セット購入し、そのうち19セットを議会分として貸与しています。2年間で税込み425万5,670円、1台当たり約14万6,747円です。

ペーパーレス会議システムにつきましては、市全体で行っているのので、不足分の会議システム10ライセンス、29万3,122円の支出です。

議会費としましては、グループウェアのサイボウズガルーンの使用料、議員が16名で16ライセンス、1ライセンス1カ月510円を支出しております。事務局分につきましては、管理者ということで無料です。

次に、ペーパーレス会議システムについて、青山議会事務局主任により詳しい説明があり、続いて導入メリットについて話がありました。

会議システムにつきましては、印刷代、紙代のコスト削減、資料準備の業務負担軽減、会議直前の資料修正やデータ差し替えが可能ということで、今までの紙の運用では資料の差し替えなど発生した場合は、執行部はデータをつくって必要枚数の印刷をかけ、ホチキスどめをして、場合によっては印を押したりというのが、この会議システムを使うと、データをつくって、システムに登録しての2工程で終わります。

続いて、グループウェアのメリットについてですが、大量の資料を容易に保存可能、過去資料の検索が容易に可能ということで、これは先ほどのファイル管理の機能を使って、紙の資料では13万ページとかあったが、タブレット1枚でこのシステムで見ることが可能になったと言っております。

また、各種連絡が即時に可能で、かすみがうら市の場合では、かつて委員会の開催通知などを郵送で送っていたのですが、旧千代田町の地区はポストに投函して1日、旧霞ヶ浦町の地区のほうは投函してから2日かかっていた。これは郵便局の関係で時間のずれが起きてしまっているところですが、これが即時届くようになりました。

また、急ぎの連絡でファクスを送っていた場合もあったのですが、全ての議員16名にファクスを送ると1時間かかっていたのが、これですぐに送れるようになりました。

次に、午後に守谷市議会に視察に行っていました。

初めに、守谷市議会の梅木議長から歓迎の挨拶があり、寺田広報広聴特別委員長より守谷市議会のタブレット導入に関する説明がありました。

守谷市は、かすみがうら市とは導入の経緯が違うため、内容も違ってきます。

今から7年半前、平成24年の2月に市議会議員の選挙があり、11月にも補選があり、20名中9名が新しい市議会議員になりました。そんな中、市民からの声は、議会が何をしているかわからない、市議会必要はない、市長がいれば議員がいなくてもいいという声も上がりました。議会不要の危機感で、何とか議会改革をして、開かれた議会、身近な議会を目指し、改革を行ってきました。市民とともに進化し続ける守谷市議会、これをキャッチフレーズに議会改革を進めてきたと説明がありました。

ペーパーレス議会、タブレット導入の開始は、もうすぐ5年がたつところです。通年議会の導入も28年から行っており、年に臨時会を四、五回開いているそうです。

タブレットの導入目的は、議会改革をするにつれて、常任委員会、特別委員会、協議会などが毎日のように開かれていました。タブレットを入れる前は、事務局が資料をつかって各議員の家に配達していました。会議が増えて事務局のほうも大変になってきて、これは何とかしなくてはいけないということで、タブレットの導入を考えてきましたが、議員間の情報共有の迅速化も当然必要となってきたことが大きな理由になりますと説明がありました。

そして、平成26年の9月に、議会運営委員会、全員協議会において、全会一致でタブレット端末の機種、ソフトの決定がなされて、11月から本格的に使用となりました。

現在は、予算書、決算書も紙にしなくてタブレットの中に入っていますと。現在は説明書だけは紙でもらい、あとはペーパーレスでやっているそうです。

現在、タブレットは議員が20台、事務局が3台持っています。議会資料の閲覧はもちろんですけれども、スケジュール管理、いろんな行事とか連絡事項はメールで連絡のやりとりをしています。

次に、タブレットの業者選定について説明がありました。

金額では、富士ソフトがほかのところよりも100万円ぐらい安く、140万円ぐらいで、内容も非常にすぐれているため富士ソフトに決定したとのことでした。

端末代は現在ただになっているため、通信料その他、23台分、月約8万円で、年間100万円かかっていない状況だそうです。

メリットとして、会議運営の効率化による議員の資質、ステップアップの向上を図れた。所属していない委員会の資料を見られるようになった。当日しか見られなかった議案資料が見られるため予習ができるようになった。会議の効率が図られた。あとは、過去の資料もタブレッ

トが見られるため簡単に比較ができ利便性が高まった。このように議員さんから意見が出ております。

あとは事務の削減です。先ほども述べましたが、事務局の資料の修正の差し替え、一人ひとりに配っていたものがパソコンで直すだけで一瞬に全部修正できますので、人件費と印刷費、時間の削減ができたと思っておりますと話がありました。

あと、大量な資料の持ち運びが可能で、これまでの分の数年間の資料が全部入っております。いつでも手軽に見られる。それ以前は、1年間に段ボール何箱分も捨てるに捨てられなくて、資料を探すのも大変な思いをしていたが、今は必要なところをすぐ見ることができる。前は議場に入るときも、決算予算のときはどっさり抱えて持ってきたが、今はタブレット1台だけ持ってくるので、見た目もすっきりしています。また、最近是一般質問もタブレットを使っている方が増えてきて、前と違ってすっきりしている議会という感じがすると、このような話がありました。

そして、タブレットは導入することが目的ではなく、その後、議会の活性化とか改革を行うための一つの道具であると思えます。議員全員が共有することで議論も活発になりますし、それが少しずつ議会改革につながっていくと思えます。議会が変わっていけば、それが一つ市民のためにもなると思うと、このように言われておりました。

そして、最後に、このような話をされました。どうか早目に阿見町さんもタブレット導入を、思い切ってやっていただければと思えますと、このようなエールをいただきました。

今回視察をしてまいりまして、やはり経費の削減、時間の削減、またいろんな削減、それとともに議会改革、議員の資質の向上ということを図りますと、議会のICT化、このタブレットの導入というものは、非常に効果的であるということ、委員会全員で視察をしてきた感想でございます。

最後になりましたが、視察当日はお忙しい中、受け入れ御対応をいただきましたかすみがうら市議会の加藤議長様、前島議会事務局長様を初めとするかすみがうら市議会事務局の皆様、そして守谷市議会議長梅木議長様、寺田広報広聴特別委員長様、砂川広報広聴特別副委員長様、高橋議会事務局長を初めとする守谷市議会事務局の職員の皆様には、この場をおかりして改めて感謝と御礼を申し上げます。

以上で議会中継推進委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（吉田憲市君） 以上で議員派遣報告を終わります。

議案第87号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿見町一般会計補正予算（第3号））

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第87号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度阿見町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第87号の令和元年度阿見町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に364万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ164億579万1,000円とするものであります。

その内容としましては、全国高校野球選手権大会の茨城県代表として霞ヶ浦高等学校の出場が決定したことを受け、同大会のテレビ放映や新聞報道などによる本町のPR効果の高さ、出場による町民への明るい話題の提供など、町の活性化、スポーツ振興に大きく寄与することを考慮し、同校の大会出場に係る費用負担の軽減を図るため、スポーツ大会出場補助金を増額するほか、町長、議長及び教育長の甲子園応援に係る特別旅費及び甲子園出場特集記事に寄せる当町の応援メッセージに係る新聞広告料の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき御報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第87号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第88号 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第88号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第88号の阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、当町における会計年度任用職員の報酬等に関する条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 委員会で詳細にはやっていただきたいんですが、ちょっと確認をしておきたいんですけども、当然、法律に基づいて条例を制定するという事なんですけども、この会計年度任用職員の導入っていうかな、で、国の負担とか、あるいは補助とか、そういったものというのは、これはあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

国からの補助，その他支援というものはございません。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それは，例えば交付税で見るとかっていうことで，そういうものも一切ないと，こういう形になるのかな。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい，お答えいたします。

今のところ，そういった交付税措置がされるとか，そういったことについては，話は来ておりません。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第88号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め，さよう決定をいたします。

総務常任委員会では，付託案件を審査の上，来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第89号 阿見町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に，日程第8，議案第89号，阿見町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第89号の阿見町森林環境譲与税基金条例の制定について提案理由を

申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、当町における森林整備及びその促進を図ることを目的に国から交付される森林環境譲与税を財源とする基金を創設するため、本条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） これも委員会の付託を予定されているということなので、簡潔に、確認だけしたいと思うんですけども、国からですね、譲与税がおりてくるので、その受け皿をつくるということなんですけども、いずれにしても、この基金を通じて、森林、環境とか、そういった類いのものに使っていくんだんですけども、条例にも説明がありますけども、阿見町としては、どんなことに使っていくのか。

これは、見ると、木材を生産する側に補助を与えたり助成をしたりする。あるいは木材を利用する。言ってみると、うちを建てる時に木材をなるべく使うとか、そういう形で、どっちかという消費するっていうのかな、そちらのほうに使うまで、いわゆる生産から販売までっていうか、使うまでの幅広いところに想定されてると思うんですけども、町としては、これから考えるのかどうかわかりませんが、どういうところに重点を置いてやっていくんだということを考えているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

まだですね、この基金の使い道について、はっきりと決まったわけではありませんけども、今ですね、身近なみどり整備事業等にですね、今、県のほうから補助金がおっています。ただ、その状況がですね、まだ不確定な、いつまで続くかとか、そういう不確定な要素があります。そのためにですね、そのために使うのがいいんじゃないかというふうに考えています。

ただ、そのほかにですね、まだ単年度ではですね、予算がまとまってありませんので、ためてですね、一応その目的に合った使い方をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） この議案第89号なんですけども、全協の中でね、ちょっとお話出たかと思うんですけども、この森林環境税、1人1,000円ということなんですけども、これは2023年に終了する東日本大震災、その復興を名目として個人住民税がありますね。その均等割を、今回、スタート段階で、この森林環境税っていうほうにかえていくのかっていうことを、ちょっとお伺いしたいんですけども。

これは国会でも、ちょっとやりとりがあったような気がするんですけども、ちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

森林環境税についてはですね、開始時期が令和6年からということで、これにつきましては、今年ですね、3月15日ですね、参議院の予算特別委員会で、内藤自治税務局長が答弁しております。その答弁によりますとですね、全国の地方団体による防災施設の財源を確保するための個人住民税均等割の引き上げ措置、これは東日本大震災からの復興を踏まえて、年間1人1,000円を徴収している税が終了する時期を考慮して設定したというふうに答弁しております。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第90号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第90号の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、消費税率が本年10月1日から10%に引き上げになることに伴い、町水道事業における加入分担金及び町公共施設の使用料等を規定する各条例について、消費税率の改正及び文言の整理等、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） この議案第90号なんですけども、この中で、第4条のところですね、阿見町の老人福祉センターの部分なんですけども、ほかの条文等々を見ると、消費税の10%増税に伴う料金の改定ということで、100分の108を100分の110というふうな形になっているんですけども、この4条の部分だけ金額での変更になっています。そのことについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

まず、今回の改正の以前から、これにつきましては総額表示となっておりますので、今回も同様に総額表示としてございます。

なお、金額の算出方法についてでございますけれども、ちょっと経過を申し上げますと、ま

ず、地域の高齢者等以外の方につきましては、消費税導入前の使用料が200円と400円でした。もともと200円と400円。で、平成9年の4月1日、消費税導入5%のときに、この消費税分を添加いたしまして、200円の5%ですので210円、それから400円を420円というふうに改正をしてございます。

その後、平成26年4月1日から消費税8%に導入されました。このときは、消費税導入前の本来の金額200円に8%掛けますと16円の増ということになります。そうしますと216円ということになるんですけども、10円未満は切り捨てということで、210円のまま、そのまま据え置きをしてございます。同様に400円についても420円のまま据え置いてという状況でございます。

今回、10月1日からの消費税10%に伴いまして、本来の額に10%を掛けると、220円と440円ということになりますので、今回そのように改正をしたということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第91号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第92号 阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

議案第93号 阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について

議案第94号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第95号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議案第96号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第97号 阿見町印鑑条例の一部改正について
- 議案第98号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第10、議案第91号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第92号、阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第93号、阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について、議案第94号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第95号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第96号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第97号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第98号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第91号から議案第98号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第91号の阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項について、所要の改正を行うものがあります。

議案第92号の阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、会計年度任用職員に対する分限処分の休職の期間について、規定を追加するものがあります。

議案第93号の阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、会計年度任用職員に対する懲戒処分の減給について、所要の改正を行うものであります。

議案第94号の阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、育児休業者の処遇について、会計年度任用職員は、勤勉手当及び号給調整の対象とならないことから、所要の改正を行うものであります。

議案第95号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、常勤を要しない職員の給与について、議案第88号上程の阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第96号の阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、これまで特別職として任用されてきた非常勤職員等のうち、特別職として任用することが適切ではないもの等について廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第97号の阿見町印鑑条例の一部改正について申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏が加えられることに伴い、印鑑登録原票の登録事項に旧氏を加えるとともに、性的少数者に対する配慮から、印鑑登録証明書の性別欄を削除するため、所要の改正を行うものであります。

議案第98号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例で規定している利用者負担額等の受領の取り扱いについて、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案8件につきましては委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 議案第98号について質問をいたします。

公明党が推進してきました幼児教育・保育の無償化がいよいよ10月からスタートしてまいります。先日、全協でいただきました一番後ろのフローチャートがあるんですが、ちょっとそれ

に伴って質問させていただきます。

まず、町内の園児の人数について、0歳から5歳児まで、また0歳から2歳児、3歳から5歳まで、これは現在、何人いらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

人数につきましては、今年4月1日現在の人数でお答えさせていただきたいと思えます。

まず、0歳児から5歳児までですけれども、2,299名。それから、0歳児から2歳児までが1,088名。3歳児から5歳児までが1,211名となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次にお聞きしたいのは、0歳から2歳児までの無償化なんですが、保育所、認定こども園、地域型保育事業の具体的な施設はどこかというのと、今回新たに無料になる非課税世帯、これ0歳児から2歳児までの人数は何人でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、具体的な施設の名称でございますけれども、町内では、保育所では、中郷、二区、南平台の公立保育所、それから、あゆみ、ひかり、さくら、きりり保育園の私立保育園、合計7カ所となっております。

それから、認定こども園につきましては、ふたば、みどり、阿見認定の3カ所でございます。

それから、地域型保育事業につきましては、虹いろキッズ、ニチイキッズ、にじの森、それから、まるこのおうち、にこちゃんランド、フラワーバスケットの6カ所となっております。

続きまして、今回の改正で新たに無償化になる0歳児から2歳児までですけれども、こちらにつきましては5名ということになってございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それともう1つ、認可外保育施設の具体的な施設、それとまた、月額4万2,000円までを上限に、無料になる非課税世帯の、0歳から2歳児までの人数は何人でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、施設の名称ですけれども、認可外保育施設は、町内では、東京医大、それから県立医療大、まつばらウィメンズクリニック、それからヤクルト、チャーミー、それから企業主導型の花くじらがございます。

人数ですけれども、対象となる人数ですが、在籍児童は、0歳児から2歳児までが大体20名程度いるということでございますけれども、今後ですね、それぞれの施設から名簿を提出いただき、無償化に該当するかどうかの判定をしていくということになります。現時点では明確な人数は出てございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） じゃあ、次に、幼稚園なんですけど、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園はあるのか。また、無料になる3歳から5歳児までの人数は何人が教えていただきたい。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

阿見町には、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園はございません。また、在籍している児童もございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと、また月額2万5,700円を上限に、無料になる3歳児から5歳児までの人数は何人でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

阿見町では、荒川沖幼稚園とか、近隣では土浦日大幼稚園などが該当いたしますけども、無料になる人数は、約135人というふうに見込んでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次に、保育所、認定こども園について、ちょっと聞きます。保育所、認定こども園の具体的な施設、また、無料になる3歳から5歳児までの人数。

それと、ちょっと認可外もお聞きします。認可外保育所の具体的な施設、また、月額3万

7,000円を上限に、無料になる3歳から5歳児までの人数は何人でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず最初に、保育所、認定こども園のほうについてお答えさせていただきます。

町内では、保育所は、先ほど申し上げましたけども、中郷、二区、南平台の公立保育所と、あゆみ、ひかり、さくら、きりり保育園の私立保育園の合計7カ所。それから、認定こども園につきましては、ふたば、みどり、阿見認定の3カ所でございます。

無償となる人数ですけども、公立保育所では186人、私立保育園では311人、認定こども園の1号、これは教育部分ですけども、432人、2号の保育部分で97名。合計で1,026人となっております。

それから、認可外保育施設でございますけれども、認可外保育施設は、町内では、東京医大、県立医療大、まつばらウィメンズクリニック、ヤクルト、チャーミー、花くじらがございます。

在籍児は、3歳児から5歳児までが数人いるということでございますけれども、今後、それぞれの施設から名簿を提出いただいて、確認をする予定となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） じゃ、次に、預かり保育で、利用日数に応じて最大1万1,300円まで無料になる3歳から5歳児までの人数。それと、給食費、主食、副食費について、ちょっとお伺いしたいと思います。この制度改正で、これはどのようになるのか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） まず最初の御質問の、無償化の対象となる人数は、現時点で162名ということでございます。

それから、給食費の改正についてですけども、まず、これまでも認定こども園の教育利用や幼稚園は、主食費それから副食費とも実費負担でございました。で、保育所などの利用につきましては、主食費のみ実費徴収で、副食費は保育料の中に含まれて、保護者の方に負担をいただいております。

保育料の無償化に伴いまして、保育所、認定こども園、幼稚園とも、主食費、副食費の実費を負担していただくこととなります。主食費と副食費を合わせまして、公立では月5,000円程度になる予定でございます。それから、私立のほうは、施設によっても異なりますけども、月5,000円から6,000円程度になるというふう聞いてございます。

ただし、年収360万円未満相当の世帯と、第3子以降の子供の副食費が免除となります。副食費の免除の額は月4,500円程度ということになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第91号から議案第98号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会及び民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

議会の再開は午前11時15分といたします。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開会します。

議案第99号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第100号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第101号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第102号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第103号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第11、議案第99号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第100号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第101号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第102号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第103号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第99号から議案第103号までの，令和元年度一般会計ほか4件の補正予算について提案理由を申し上げます。

まず，議案第99号，一般会計補正予算から申し上げます。

本案は，既定の予算額に7,446万1,000円を追加し，歳入歳出それぞれ164億8,025万2,000円とするものであります。

2ページの第1表，歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では，幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担額に対する，子ども・子育て支援臨時交付金を新規計上。

第11款地方交付税では，交付額の確定により，普通交付税を減額。

第13款分担金及び負担金では，民生費負担金で，幼児教育・保育無償化に伴い，保育所利用者負担金を減額。

第15款国庫支出金では，民生費国庫負担金で，幼児教育・保育無償化に伴い，施設型給付費負担金等を増額。

第20款繰越金では，財源調整のため，前年度繰越金を増額。

第22款町債では，起債限度額の確定により，臨時財政対策債を減額するものであります。

次に，4ページからの歳出について，主なものを申し上げます。

第3款民生費では，幼児教育・保育の無償化に伴い，児童福祉総務費で，子育て支援施設等に対する施設等利用給付費を新規計上，保育所費で，民間保育所運営委託料を減額する一方，地域型保育給付費を増額，認定こども園費で，施設型給付費を増額。また老人福祉費で，高齢者買物支援実証事業委託料を新規計上。

第7款土木費では，開発費で，町有地売却のため測量委託料を新規計上するとともに，不動産鑑定委託料を増額。

第9款教育費では，事務局費で，幼児教育・保育無償化に伴い，幼稚園就園奨励費補助金を減額。中学校管理費で，阿見中学校段差等改修工事に係る設計委託料を新規計上。

第12款諸支出金では，森林環境譲与税の創設に伴い，森林環境譲与税基金積立金を新規計上するものであります。

6ページ第2表，地方債補正については，臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

議案第100号，国民健康保険特別会計補正予算につきましては，既定の予算額に150万8,000

円を追加，歳入歳出それぞれ49億3,364万9,000円とするものであります。

その内容は，一般管理費で，制度変更に伴い業務量が増加したため，時間外勤務手当を増額，その財源として，一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第101号，公共下水道事業特別会計補正予算につきましては，既定の予算額に899万3,000円を追加，歳入歳出それぞれ18億4,699万4,000円とするものであります。

その主な内容は，下水道事業費で，事業の増加に伴い，霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金を増額，その財源として，流域下水道事業債を増額，一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第102号，農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては，既定の予算額に60万5,000円を追加，歳入歳出それぞれ1億5,065万円とするものであります。

その内容は，小池地区，君島大形地区，福田地区の施設管理費で，点検の結果を受け，マンホールポンプ清掃のため，清掃委託料を皆増，その財源として，一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものであります。

議案第103号，介護保険特別会計補正予算につきましては，既定の予算額に113万6,000円を追加，歳入歳出それぞれ32億5,855万9,000円とするものであります。

その主な内容は，一般介護予防事業費で，シルバーリハビリ体操及びいきいき元気体操教室の指導者用ジャンパーを購入するため，被服類購入費を皆増，その財源として，地域支援事業交付金，一般会計繰入金及び前年度繰越金等を増額するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案5件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 済いません，これも委員会を予定されているようなので，基本的なことだけちょっとお伺いしたいと思いますが，予算書の9ページと11ページ。

9ページの町税にね，環境性能割というのがあって，さらに交付金に環境性能割交付金ということで，環境性能割ということで2つの項目が上げられているんですけども，10月1日から自動車の取得税がね，廃止になって，これにかわるということはわかるんですけども，この町税の環境性能割と，つまり町税だから，町民から取るんじゃないかなと思うんですけどね。それから，国の交付金の環境性能割交付金。これちょっと少し説明をしてもらっていいですか，

申しわけないんですけど。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、町税のほうですね、の環境性能割ですが、こちら、第1款町税第3項軽自動車税ということで、こちらは軽自動車税に係る環境性能割の分として、こちらに計上させていただいております。

それから、交付金のほうですね。濟いませぬ、環境性能割交付金、こちらにつきましては、今、議員のほうからもお話がありましたが、10月1日以降、自動車取得税にかわりまして環境性能割が導入されます。それに伴いまして、今まで自動車取得税交付金というのが来てましたが、それがなくなりますので、環境性能割交付金という形で、こちら歳入のほうを組んでおります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第99号から議案第103号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第104号 平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第105号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第106号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第107号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第108号 平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第109号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第110号 平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第12、議案第104号、平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第105号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第108号、平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第109号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第110号、平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第104号から議案第109号までの平成30年度一般会計歳入歳出の決算及び平成30年度国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案をいたします。

議案第110号、平成30年度水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案をいたします。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長が御説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君、登壇願います。

〔監査委員佐藤修一君登壇〕

○監査委員（佐藤修一君） 平成30年度阿見町一般会計、特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月24日及び8月1日から8月20日までの間の延べ5日間、審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、

資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

平成30年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、難波監査委員とともに、決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一、同じく難波千香子。

○議長（吉田憲市君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第104号について説明を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） それでは、議案第104号、平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

別冊の平成30年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書を御用意ください。

説明の内容は1ページから3ページに記載のとおりとなりますが、4ページ以降の資料に沿って進めてまいります。

それでは、4ページをお開きください。

平成30年度一般会計の決算額は、歳入総額163億9,038万3,000円、歳出総額153億8,649万5,000円となり、前年度と比較し、歳入は18億7,825万2,000円、10.3%、歳出は19億3,232万9,000円、11.2%、それぞれ減額となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は10億388万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億9,559万7,000円を差し引いた実質収支額は8億829万1,000円となり、前年度と比較し1億2,979万1,000円、19.1%の増となりました。

次に、歳入歳出決算の増減の概要について、その主なものを説明いたします。

7ページをお開きください。

初めに、歳入です。

第1款町税では、個人所得の増加等に伴う個人町民税1,893万5,000円の増、家屋の新增築等に伴う固定資産税3,950万円の増などにより、決算額は78億560万7,000円で、前年度と比較し6,850万9,000円の増額となりました。

次に、飛びまして、第11款地方交付税では、普通交付税1億3,630万6,000円の減により、決算額は5億7,908万3,000円で、前年度と比較し1億1,175万9,000円の減額となりました。

8 ページに移ります。

第15款国庫支出金では、新設小学校整備事業に係る公立学校施設整備費負担金4億6,821万5,000円の減、保育所等整備交付金1億8,450万円の皆減、社会資本整備総合交付金2億7,587万5,000円の減、学校施設環境改善交付金1億4,452万9,000円の皆減などにより、決算額は17億195万7,000円で、前年度と比較し11億1,836万6,000円の減額となりました。

第16款県支出金では、施設型給付費負担金2,233万2,000円の増、国民体育大会競技施設整備費補助金8,102万6,000円の増、国民体育大会競技運営費補助金3,498万5,000円の皆増などにより、決算額は12億4,364万4,000円で、前年度と比較し1億3,472万5,000円の増額となりました。

第19款繰入金では、財政調整基金繰入金2億2,086万3,000円の皆増、借地等取得基金繰入金9,970万2,000円の増、公共公益施設整備基金繰入金2億1,917万3,000円の皆減などにより、決算額は3億7,726万5,000円で、前年度と比較し1億393万4,000円の増額となりました。

9 ページに移ります。

第22款町債では、社会資本整備総合交付金事業債2,800万円の減、学校施設整備事業債10億4,660万円の減、臨時財政対策債5,840万円の減などにより、決算額は13億3,100万円で、前年度と比較し10億7,480万円の減額となりました。

次に、歳出の目的別決算の主な内容について説明いたします。

同じく9ページになります。

第1款議会費では、議会活動費15万円の増により、決算額は1億4,462万8,000円で、前年度と比較し6万4,000円の増額となりました。

第2款総務費では、出張所維持管理費2,559万7,000円の増、道の駅施設整備事業1億1,407万8,000円の減などにより、決算額は16億4,461万5,000円で、前年度と比較し6,957万8,000円の減額となりました。

第3款民生費では、経済対策臨時福祉給付金事業費9,255万円の減、民間保育所管理運営事業1億2,803万円の増、保育所整備事業1億8,302万4,000円の減、放課後児童施設整備事業1億1,239万5,000円の皆減などにより、決算額は52億8,397万9,000円で、前年度と比較し1億3,293万6,000円の減額となりました。

10ページに移ります。

第4款衛生費では、霞クリーンセンター維持管理費3,975万3,000円の減、牛久市・阿見町斎場組合負担金1,331万7,000円の減、浄化槽設置事業1,016万8,000円の増などにより、決算額は10億7,940万9,000円で、前年度と比較し2,818万3,000円の減額となりました。

第5款農林水産業費では、新規就農者支援事業570万2,000円の増、農業集落排水事業特別会計繰出金764万8,000円の増などにより、決算額は2億6,700万1,000円で、前年度と比較し

1,858万9,000円の増額となりました。

第6款商工費では、商工振興事業1,008万円の増、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業1億3,250万4,000円の増などにより、決算額は2億6,912万2,000円で、前年度と比較し1億4,019万4,000円の増額となりました。

第7款土木費では、道路橋梁維持補修事業1億1,068万8,000円の減、道路新設改良事業7,915万4,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金1億777万7,000円の減、公園緑地整備事業8,759万3,000円の減などにより、決算額は15億8,868万5,000円で、前年度と比較し3億7,317万1,000円の減額となりました。

第8款消防費では、常備消防事業1,001万6,000円の減、非常備消防事業440万6,000円の減、消防施設整備事業1,169万5,000円の皆増などにより、決算額は6億5,600万3,000円で、前年度と比較し443万2,000円の減額となりました。

11ページに移ります。

第9款教育費では、小学校施設整備事業1億9,502万6,000円の減、新設小学校施設整備事業21億1,234万8,000円の減、中学校施設整備事業3億7,856万3,000円の増、国民体育大会施設整備事業2億1,085万7,000円の増などにより、決算額は29億5,217万3,000円で、前年度と比較し15億2,820万3,000円の減額となりました。

第11款公債費では、元金償還費2,084万9,000円の減、利子償還費687万9,000円の減により、決算額は13億7,100万1,000円で、前年度と比較し2,772万8,000円の減額となりました。

第12款諸支出金では、公共公益施設整備基金費5,222万7,000円の増、予科練平和記念館整備管理基金費1,128万1,000円の増、文化芸術振興基金費1,000万円の皆増などにより、決算額は1億2,987万9,000円で、前年度と比較し7,305万5,000円の増額となりました。

次に、歳出決算の性質別の状況について、主な内容を説明いたします。

12ページになります。

初めに、総括ですが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の合計額が65億9,822万7,000円で、前年度と比較し1,714万3,000円の増となり、歳出総額の42.9%を占めております。

次に、性質別内訳明細の状況です。

13ページからになります。

ここで、人件費の説明の前に、人件費の平成30年度の決算額構成比について、一部訂正をさせていただきます。

お手元に配付の正誤表のとおり、「その他」について、「0.4」から「0.3」に、「計」の「100.1」を「100.0」に訂正をお願いいたします。お手数をおかけし、大変申しわけございませんでした。

それでは、説明を続けます。

人件費ですが、職員給や退職手当負担金の減などにより、決算額は23億1,532万9,000円で、前年度と比較し3,093万3,000円の減額となりました。

次に、14ページの物件費です。

物件費は、備品購入費で、新設小学校整備に伴う備品購入費の皆減により、1億2,846万6,000円の減、委託料で、道路橋梁点検委託料の皆増、小学校統合に伴うスクールバスの運転委託料の増などにより、1億4,231万5,000円の増、その他で、国民体育大会関連のイベント用品借上料、会場施設借上料の皆増などにより、1億6,134万2,000円の増となるなど、決算額は28億5,319万3,000円で、前年度と比較し1億8,622万8,000円の増額となりました。

次に、15ページの普通建設事業費です。

普通建設事業費は、新設小学校整備事業19億8,930万円の減、民間保育所整備事業補助金2億756万2,000円の皆減などにより、決算額は22億6,120万5,000円で、前年度と比較し23億2,716万円の皆減となりました。

次に、16ページのその他です。

維持補修費は、道路橋梁維持補修事業722万2,000円の増などにより、決算額は1億8,484万4,000円で、前年度と比較し1,911万6,000円の増額となりました。

扶助費は、障害者介護給付事業3,241万2,000円の増、民間保育所管理運営事業1億1,388万6,000円の増などにより、決算額は29億1,189万7,000円で、前年度と比較し7,580万4,000円の増額となりました。

補助費等は、企業立地奨励金1億3,255万7,000円の増により、決算額は14億6,348万円で、前年度と比較し1億5,960万6,000円の増額となりました。

公債費は、南平台保育所整備事業債に係る元金償還費の減などにより、決算額は13億7,100万1,000円で、前年度と比較し2,772万8,000円の減額となりました。

積立金については、公共公益施設整備基金積立金5,222万7,000円の増などにより、決算額は1億2,987万9,000円で、前年度と比較し7,305万5,000円の増額となりました。

繰出金については、後期高齢者医療特別会計繰出金2,703万5,000円の増、介護保険特別会計繰出金1,184万6,000円の増、公共下水道事業特別会計繰出金1億777万7,000円の減などにより、決算額は18億8,206万1,000円で、前年度と比較し5,927万9,000円の減額となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては、阿見町歳入歳出決算書の一般会計、8ページから383ページを御参照ください。

以上で終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第105号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） それでは、議案第105号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の45ページから49ページを御参照ください。

平成30年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額50億8,814万7,000円、歳出総額47億7,223万5,000円となり、前年度と比較し、歳入については9億3,150万3,000円の減、歳出については8億3,474万2,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は3億1,591万2,000円となり、前年度と比較し9,676万1,000円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国民健康保険税が決算額10億5,524万8,000円で、2,438万円の減、国庫支出金が決算額8,000円で、11億6,846万1,000円の減、県支出金が決算額32億296万9,000円で、29億587万8,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額31億237万5,000円で1億7,278万1,000円の減、国民健康保険事業費納付金が決算額14億8,345万5,000円で皆増、保健事業費が4,494万3,000円で、84万8,000円の減、諸支出金が決算額4,940万6,000円で、689万7,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の385ページから417ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第106号について説明を求めます。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） 議案第106号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページをごらんください。

平成30年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額17億3,640万3,000円、歳出総額17億1,029万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億1,296万3,000円、6.1%の減、歳出については1億1,116万5,000円、6.1%の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は2,611万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1,309万7,000円を充てると、実質収支額は1,301万5,000円となり、前年度と比較し343万8,000円、35.9%の増となりました。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額3,033万6,000円で、2,058万円、210.9%の増、使用料及び手数料が決算額7億4,764万9,000円で、6,171万2,000円、9.0%の増、

国庫支出金が決算額2億1,426万2,000円で、4,264万円、16.6%の減、県支出金が決算額8,705万6,000円で、7,184万6,000円、45.2%の減、繰入金が決算額4億7,002万3,000円で、1億777万7,000円、18.7%の減、町債が決算額1億5,310万円で、2,840万円、22.8%の増となりました。

歳出の主なものについては、下水道費が決算額10億2,905万7,000円で、8,983万7,000円、8.0%の減、公債費が決算額6億8,123万4,000円で、2,132万8,000円、3.0%の減となりました。

以上で平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計決算の概要についての説明を終わりますが、詳細につきましては決算書の418ページから442ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第107号について説明を求めます。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） 議案第107号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページをごらんください。

平成30年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額1億3,111万2,000円、歳出総額1億2,963万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については792万2,000円、6.4%の増、歳出については778万6,000円、6.4%の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は148万円となり、前年度と比較し13万6,000円、10.1%の増となりました。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額65万5,000円で、41万4,000円、38.7%の減、使用料及び手数料が決算額2,515万5,000円で、12万7,000円、0.5%の増、国庫支出金が決算額200万円で、増減なし、県支出金が決算額221万8,000円で、136万3,000円、159.4%の増、繰入金が決算額9,791万4,000円で、807万5,000円、9.0%の増、諸収入が決算額72万6,000円で、100万6,000円、58.1%の減、町債が決算額110万円で、10万円、8.3%の減となりました。

歳出の主なものについては、管理費が決算額5,385万3,000円で、703万5,000円、15.0%の増、公債費が決算額7,577万9,000円で、75万1,000円、1.0%の増となりました。

以上で平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要についての説明を終わりますが、詳細につきましては、決算書の444ページから467ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第108号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君）　続きまして、議案第108号、平成30年度阿見町介護保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから63ページを御参照ください。

平成30年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額32億5,854万5,000円、歳出総額31億6,097万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については9,011万7,000円の増、歳出については1億707万7,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は9,757万4,000円となり、前年度と比較し1,696万円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、介護保険料が、65歳以上の第1号被保険者数の増加などに伴い、決算額8億4,891万7,000円で、3,892万3,000円の増、国庫支出金が決算額6億1,197万8,000円で、843万3,000円の増、県支出金が決算額4億4,521万3,000円で、1,226万5,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が、居宅介護サービス給付費等の全体的な伸びにより、決算額28億7,022万9,000円で、5,400万円の増、地域支援事業費が、介護予防・生活支援サービス事業費や包括的支援事業費などで、決算額1億567万6,000円で、2,755万円の増、基金積立金が決算額1億円で、2,000万円の増、諸支出金が決算額1,786万6,000円で、1,043万7,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細については、決算書の469ページから521ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君）　次に、議案第109号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君）　議案第109号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の65ページから67ページを御参照ください。

平成30年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額8億9,050万5,000円、歳出総額8億8,939万円となり、前年度と比較し、歳入については5,087万1,000円の増、歳出については5,168万4,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は111万5,000円となり、前年度と比較し81万3,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、保険料が決算額3億6,958万6,000円で、2,305万5,000円の増、繰入金が決算額5億1,054万5,000円で、2,707万8,000円の増となりました。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額8億5,533

万5,000円で、4,972万4,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の523ページから539ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第110号について説明を求めます。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） 議案第110号、平成30年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の555ページをお開き願います。

本年度末の給水件数は、前年度の1万6,705件から876件増の1万7,581件、給水人口は、前年度末の4万785人から162人増の4万947人となりました。

年間総配水量は432万4,412立方メートルで、前年度より25万7,763立方メートル増加し、また、普及率は前年度より0.1ポイント増の86.0%となりました。

収益的収支は、水道事業収益12億2,563万1,334円に対し、水道事業費用10億743万6,752円となり、1億7,180万7,707円の純利益となりました。

事業収益の主なものは、給水収益の10億1,130万3,065円で、全体の82.5%を占めています。

事業費用で主なものは、受水費の3億4,239万5,100円であります。

次に、資本的収支であります。資本的収入3億6,691万5,340円に対し、資本的支出は7億2,284万5,896円となり、支出の主なものは、施工監理及び実施設計委託料6,001万9,212円、工事請負費5億9,683万9,948円、企業債償還金5,270万7,320円であります。

なお、当年度純利益1億7,180万7,707円のうち、1億1,877万9,267円につきましては、長期前受金戻入分となりますので、戻入分を除いた5,302万8,440円が積立可能額となります。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の546ページから570ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。

議会の再開は午後1時といたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、10番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名

です。

それでは、これより質疑を行います。なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第104号から議案第110号については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員は、全員協議会室にて、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、決算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

それでは、全協室のほうへお願いいたします。

午後 1時01分休憩

午後 1時07分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（吉田憲市君） 決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは、御報告いたします。決算特別委員会の委員長に久保谷充議員、同じく副委員長は柴原成一議員です。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において、審査の結果を

報告されるようお願い申し上げます。

議案第111号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新
工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第13、議案第111号、阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第111号の阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、霞クリーンセンター1号炉のろ過式集塵器更新工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月19日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第111号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第112号 国補下第1-3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第14、議案第112号、国補下第1-3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第112号の国補下第1-3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、荒川本郷地内の調整池整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第112号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第113号 社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第15、議案第113号、社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第113号の社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、うずら野地内の道路改良工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第113号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第114号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第16、議案第114号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第114号の阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和元年第2回定例会において議決をいただいた当該工事の請負契約に関して、請負金額の変更に伴い、阿見町契約規則第37条第1項の規定により変更契約を締結するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更した内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第114号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第115号 町道路線の廃止について

議案第116号 町道路線の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第17、議案第115号、町道路線の廃止について、議案第116号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第115号の町道路線の廃止について及び第116号の町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

議案第115号は、道路の機能が失われて、一般交通の用に供する必要がなくなった町道の一部払い下げに伴い、路線の廃止をするものであります。

議案第116号は、議案第115号で廃止する路線について、当該路線の終点位置を変更し、再度、町道の認定をするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第115号から116号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いを申し上げます。

議案第117号 町道1059号線の区域外設置について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第18、議案第117号、町道1059号線の区域外設置についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第117号の町道1059号線の区域外設置について提案理由を申し上げます。

本案は、本町と土浦市の行政界において、当該路線の拡幅に伴い、道路の一部を隣接する土浦市の区域内に設置することから、地方自治法第244条の3第1項の規定により土浦市と協議を行うため、同条第3項により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） これも委員会に付託をされるということですので、簡潔に質疑をしたいと思っておりますけれども、私も昨日かな、おとといか、現地を見てきて、ここは日常的に私もよく通るっていうか、歩いてるとこだったもんですから、何年か前にですね、道路が整備されて、阿見のほうにもアパートが建ったりしていたわけですが、この道路の下にですね、上下水道の管ってのは入ってますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

どなたですか。

上下水道課長井上課長。

○上下水道課長（井上稔君） 町道1059号線、こちらにつきましては、下水道、上水道、両方

とも布設されております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それでですね、あの道路に面して、阿見側と土浦側にうちが、特に土浦のほうは、あの道路ができたおかげでですね、今どんどんどん宅地の開発を、宅地の開発っていうか、分譲をしてるわけですけども、そうすると、あれは下水道は、あるいは上水道は何やらね、土浦市の上水道を、土浦市側ですよ、土浦市側の住宅はね、土浦市の上水道を使っているようなんですね。

で、その下水道は、どうも阿見町の公共下水道に接続しているのではないかと思うんですけども、これはどうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

井上課長。

○上下水道課長（井上稔君） 済いません、ちょっとよく調査をしなくてはわからないんですが、土浦市と阿見町の境界につきましては、協定を結びまして、2条、阿見町で下水道、土浦で下水道という2条管を入れなくて、1条入れて、協定書で接続するというふうな協定になっております。

この場所が、その協定の範囲に入っているかどうか、済いません、ちょっと今、手元に資料がないので、わからないので、後で確認いたします。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） これは委員会ですっきり議論してほしいと思うんですけども、この協定の経費の負担、多分、拡張したときの工事費というのは、阿見町が全部きれいに、きれいにっていうか、したと思うんですよ、工事。

それで、その協定書かな、協議書、ごめんなさい、協議書ね。協議書の4番、経費の負担についても、阿見町が負担するというような形になっておりますが、どうも、全部ではないんですけども、土浦市のほうがすごく便益が高かったと。で、土浦市に相当の固定資産税も入ってくるのではないかと。

こういうのを見ると、もう一度よく確認していただいて、どういうふうになってるか。委員会でやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第117号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上、来る9月25日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いを申し上げます。

休会の件

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第19、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月7日から9月8日までを休会にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでした。

午後 1時24分散会

第 2 号

[9 月 9 日]

令和元年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月9日（第2日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君	
副町	長	坪田匡弘君	
教	育	長	湯原正人君
町長	公室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕美子君
防災危機管理課長	白石幸也君
社会福祉課長	遠藤朋子君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長	山崎洋明君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	石神和喜君
学校教育課長	武井浩君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和元年9月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和元年第3回定例会

一般質問1日目（令和元年9月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財や古民家等有形建築物，祭りや伝統的風習，遺跡，顕彰碑などの保存利活用について 2. 税外収入増加への取り組みの現状と成果及び課題と今後の取り組みについて 3. 職員の人材育成及び人事評価の現状と課題及び今後の方向性について 	<p>教 育 長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町 長</p>
2. 紙井 和美	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢化クライシス（危機から転機へ）充実した老後を生きるためにできること 2. 空き家の利活用について 3. 8050問題，高齢化する引きこもり対策について 	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町長・教育長</p>
3. 難波千香子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 命を守る防災，減災対策について 2. 移動販売車による買い物支援及び生活支援について 3. 阿見町のシティプロモーションについて 	<p>町長・教育長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
4. 樋口 達哉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 阿見町の防災態勢について 2. 阿見町消防団について 3. 阿見町と陸上自衛隊土浦駐屯地の「大規模災害時等に従事する隊員の留守家族支援に関する協定書」の締結について 	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

午前10時17分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本会議を開催いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてたずねる場であります。したがって町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場ではありませんので、議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願いをいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、9番海野隆君の一般質問を行います。

移動して準備をしてください。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。海野隆でございます。

それでは、一般質問を行います。

吉田議長が就任以来議会改革が進みまして、議会報告会の開催、それから今回から川畑委員長のお骨折りもあってですね、インターネット中継が行われると。今後ペーパーレス化、タブレット配付などとですね、今後も議会改革を進めていきたいと思っております。

今回はですね、3つの質問をさせていただきたいと思っております。

その第1番目。文化財や古民家等有形建築物、祭りや伝統的風習、遺跡、顕彰碑などの保存利活用について、まずお伺いしたいと思います。

もう阿見町にはですね、後世に残すべき貴重な文化財や建造物、遺跡などが数多く存在をしております。これまでの一般質問で、こうした地域資源を保存利活用するためには、行政の取り組みが決定的に重要であると何度も問題提起を行ってまいりました。文化財等の地域資源は、ダイヤモンドの原石のようなものでございます。磨けばきらりと光る宝石となりますが、そのままでは歴史の中に埋もれてしまい、消滅し忘れ去られる可能性が高いと思います。

先日、民生教育常任委員会で視察を行いまして、龍ヶ崎市の歴史民俗資料館、それから河内町の古民家を移譲した長竿亭、こういったところも見てまいりました。もっと前はですね、城里町に行きまして、廃校を利用した「いせきびあ」茨城県の教育文化事業団かな、ここが発掘した遺跡を保存・整理していると。その中に阿見町の遺跡から出た鉄斧型土製品、これがありました。久保谷実委員長もいたく感激をしてですね、これは阿見町にお迎えするときには立派なところをつくらなくちゃいけないと、こんなことを言うておりましたけれども。

文化財の保護ということについてはですね、文化財保護法の第1条において、文化財を保存し、かつその活用を図って、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することが目的として掲げられております。文化財の価値を損なうことなく、後世に継承する保存と、より多くの人に鑑賞体験してもらうこと等を通じて、地域や社会の核としての役割を果たす活用の双方を進めることが求められております。

この文化財の活用が地域振興や観光振興、ひいては地方創生にも資するとの認識が高まってきており、文化財の活用に期待される効果や役割が拡大しております。文化庁においても平成27年度予算において、日本遺産ですね、日本遺産認定の仕組みなど、観光・産業資源としての魅力向上や地域の複数の文化財を一体的に活用する取り組みを支援することとしております。

そこで、阿見町における文化財や古民家等有形建築物、祭りや伝統的風習、遺跡、碑などの現状や保存利活用、課題について、以下の質問をいたします。

- 1、阿見町指定文化財の現状について。
- 2、後世に残すべき古民家など有形建築物の現状について。
- 3、祭り、伝統的風習などの現状について。
- 4、映像記録や文書等での保存について。
- 5、郷土が生んだ作家・下村千秋、顕彰碑について。
- 6、学校での郷土学習の現状について。
- 7、阿見町文化財調査研究会について。
- 8、阿見町の文化財等の利活用の現状と課題について。

9、歴史民族資料館の整備について、でございます。

残余の質問は、質問者席から行います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、海野議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の、阿見町指定文化財の現状についてであります。

現在の町指定文化財は20件であります。この中には、今年度に新規指定を行った鉄斧型土製品及び墨書土器の2件が含まれております。そのほかの文化財としては、県指定文化財が3件、国指定記録保存無形文化財が1件であります。

2点目の、後世に残すべき古民家など有形建築物の現状についてであります。

町内には、江戸時代に建築されたと推定されている古民家がありますが、住居として使用されてきたことから、生活に合わせた改修がされているところです。古民家等の建造物は、老朽化や定期的な補修など、維持のために修繕が必要ですが、原則として所有者の負担であり、費用面等で課題が多い現状となっております。

3点目の祭り、伝統的風習などの現状について、及び4点目の映像記録や文書等での保存については関連しますのであわせてお答えいたします。

町には、奇祭といわれる福田の馬鹿祭りなどの祭りや上島津地区・下小池地区等の盆綱などの伝統的風習が現在でも承継されています。地域の努力によって、これらの祭りや伝統的風習は続けられていますが、就業構造の変化や核家族化・少子高齢化の影響を受け、後の世代に伝えていくことが徐々に困難になりつつあると認識しております。

なお、茨城県では、今年度から3カ年の計画で伝統的風習である盆綱の記録保存調査を開始しました。この調査には町も協力をしているところであり、これらの現在でも受け継がれている祭りや伝統的風習について、写真や映像、文書によって記録・保存を行うことで、後世に残していけるよう努めてまいります。

5点目の、郷土が生んだ作家・下村千秋顕彰碑についてであります。

阿見町図書館玄関口に設置されている下村千秋顕彰碑については、経年劣化により修繕が必要であると認識しております。修繕を早期に実施するとともに適切な管理に取り組んでまいります。

6点目の、学校での郷土学習の現状についてであります。

郷土学習は主に小学校第3学年及び第4学年の社会科の授業で取り扱います。地域の人々が

受け継いできた文化財や年中行事を調べたり、地域の発展に尽くした先人の働きを理解したりする活動を通して、地域社会に対する誇りと愛情を育てることを狙いとしております。

当町におきましては、社会科副読本「わたしたちのあみ」を全児童に配付し、地域の発展のために尽くした人物として、鈴木村を開拓した鈴木安武、阿見町が生んだ小説家下村千秋の業績等を取り上げ、学習を進めております。

7点目の、阿見文化財調査研究会についてであります。

文化財調査研究会は、平成4年に「阿見町史研究」の発刊が終了した際に、編集等に当時携わっていただいた方々に、町内の文化財資源の保護活用を目的として、地域の歴史をさらに詳しく調査研究し、各専門分野において活動を続けていただくため組織したことが始まりです。

担当する専門分野ごとに、建造物調査班、石像物調査班、樹木調査班、古文書調査班、民話調査班の5つの調査班があり、各班が毎年新たな地域資源等の発掘の成果を文化財展にて発表し、その発表内容を小冊子にまとめております。

会員の高齢化が進んでおり、今後も活発な活動が継承され、新たな会員の参加ができるよう支援してまいります。

8点目の、阿見町の文化財等の利活用の現状と課題について、及び9点目の歴史民俗資料館の整備について、関連しますのであわせてお答えいたします。

今年度に新規指定を行った鉄斧型土製品は、全国的に出土例が少なく県内でも初めて出土されたものであります。これまで、7月に役場本庁舎、8月に中央公民館での展示を行いました。今後は町内地区公民館、コミュニティーセンターを巡回し展示を行うことにしております。また、町では2カ所の文化財倉庫に、町内出土遺物や民具等を多数保管しております。今後もこれらの文化財等について、公民館などの既存の施設を活用しながら、町民に町の歴史を知っていただく機会を提供してまいります。

拠点となる歴史民俗資料館等の整備については、今後の課題として捉えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。

今回ですね、こうした質問をするのは、もう結構何回にもなるんですね。ぜひね、今回少し前向きの答弁をいただきたいなと思ってしてるんです。

それで、もともこの歴史とか文化、これをね、私がずっと議席で述べているのは、町民憲章のね、2番目に「知性と教養を高め文化の薫り高いまちをつくりましょう」と書いてあるんですね。その基礎的なものになるので、ぜひね、そういった大きい見地から、必ず町としてはやらなければならないんだということを肝に銘じていただきたいと思います。

それで、阿見町文化芸術振興基本計画というのがあります。これは生涯学習課が所管になっておりますので、担当者は重々読み込んでいるのではないかなと思いますけれども、そこにですね、同じような話なんですけど、「私たちは長い歴史の中で培われてきた多くの文化的財産や伝統を受け継ぎ、より豊かなものにして次の世代へと引き継いでいかなければならない。文化芸術は豊かな人間性を育み、人生に生きがいや活力を与える重要なものの1つである」と。そういうことで、文化芸術について述べております。

さらに5番目にですね、「地域の文化財、その他の歴史的文化遺産や景観等の保存及び活用に関すること」ということで、現状と課題・基本方針というのが載ってますけど、ちょっとこの5番目のことについて、少し簡単に説明してもらっていいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いいんですか、質問は。海野議員。

○9番（海野隆君） 突然のね、質問なので、これがないといふとなかなか答えづらいかなと思いますけれども。現状・課題、町の文化財の取り組みでは古墳などの埋蔵文化財が数多くあります。で、遺跡の発掘や指定文化財などの貴重な文化財を保護するとともにその活用を図っていくと。これが現状で課題。それで、その基本方針として適切な保存ということをおっしゃいます。ぜひね、この基本方針に基づいて、町の文化行政を進めていただきたいんです。

これは、この総合計画とはまた別個にですね、個別計画でつくられております。ですから、これに基づいてぜひともまず進めていただきたいということをおっしゃることを肝に銘じていただきたいということをおっしゃりたいと思います。

それで、ごめんなさい、最初のね、第1番目の町指定文化財の現状についてですけども、皆さんに資料渡ってますかね。まだ渡ってない。ああ、そう。資料ちょっと配付していいですか。

○議長（吉田憲市君） 配付をお願いします。

○9番（海野隆君） はい。済いません。じゃ、これ残り時間内に入るんだよね。

○議長（吉田憲市君） もちろん入ります。

○9番（海野隆君） じゃあ、配付してる間もちょっとお話ししますが、今資料を配付します。で、その資料はですね、2つあります。1つは町指定文化財、まさに。これは茨城大学の校内に方位盤というのがあります。茨城大学の校内には幾つかね、町指定の文化財がありますけども、その方位盤。方位盤の写真を今配付しています。それと、もう1つは図書館の前にあるんですね。前というか横にあるんですね。下村千秋の文学碑があります。この2つの写真を配付しております。

まず方位盤から申し上げますけども、私とそれから難波さんは町の観光ガイドになっております。それで最近ね、本当に町外からいらっしゃる方が多くて、御案内する機会が多いです。必

ず観光ガイド、茨城大学の町指定文化財を御案内しますけども、恥ずかしいと思っています。当然ガイドされる側、来られた方々もですね、何か大分壊れちゃったねと、こういうふういですね、お話します。で、今これ直すんですよって話をしておりますけれども、この修理については、今どういう状況になっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

今、海野議員からですね、お話がありました町指定文化財となっております茨城大学構内にあります方位盤、それと阿見町の図書館前にある下村千秋の記念碑、これ一部ですが、両方ともですね、今の状況については私も認識しております、かなり傷みがひどいと、何とかしなければいけないということはわかっております。

今の状況ですが、まず茨城大学校内にあります町指定文化財の方位盤につきましては、今年度予算を獲得しまして、これからですね、修繕をする予定で考えております。湿度等がですね、補修に関係すると思われるので、ちょっとこれから秋口以降の修繕になるかと思って、今考えております。

もう1点、下村千秋記念碑のほうについてもですね……。いいですか。それについてもですね、修繕をしたいと。今年度中にそちらについても修繕を今検討しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 下村千秋については、後でやろうかと思ったですけども。まあ皆さんに配っているね、資料には碑文が載っています、碑文が。だけどこれね、これもやっぱり観光ガイドでは必ず御案内するところなんです。で、こうやって見ても、ああやって見てもね、この碑文が何て書いてあるかわからないんですよ。これね、職員の人にも少しね、気を使っていたきたいなと思うんですよ。自分が職場に出入りするときに、あるいはその周辺を通ったときに、職員も「あれ、ちょっと見えないね」と、こういうふうに気づいていただいて、内部で、わざわざこんなところでね、私が言う前にやっていただきたいと思います。

そこに碑文はですね、ルンペンっていう下村千秋のね、著作からとったものでルンペン作家と言われておましてね、庶民の哀歓、そういうものをですね、あらわした貴重な作家。一時は流行作家で非常に有名でした。これがですね、先人の努力によってその碑ができ、下村千秋文学研究委員会だったかな、これができて、それでこれで多分一区切りついたと思うんですよ。だけれども、やっぱりね、これ数少ないね、阿見町が生んだスターですね、スター。全国的に名の知られた作家の中では、やっぱり下村千秋。阿見町では断トツの1位だと思います。ですから、こういう先人のね、顕彰をしっかりとするとともに、やっぱり顕彰碑があれば、それがし

っかり見えるようにしていただきたいなと思っております。

経緯を聞くとね、幾つか経緯があったようですけども、これは聞かないということにしてですね、ぜひ、これはですね、今年度中なのかどうなのか、今年度中にやるのかな。これ、ぜひやってほしいと思います。そんなにお金かからないと思いますので、ぜひそれをやっていただきたいなと思います。

はい。続いてですね、2番目。後世に残すべき古民家など有形建築物の現状について。これは具体的にはですね、福田地区にある山中家住宅の話です。この山中家住宅とともにね、阿見町には古民家と言われる住宅がたくさんありまして、その中では来歴とか調査に入ったとか、それからフィルムコミッションで使われたとかいうことからすると、阿見町としては、これは残すべき大事な資産なのではないかなと私は思っているんです。まずそのことのね、認識をお伺いしたいと思います。新たな。山中家住宅の。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

私もですね、福田の山中家につきましては、見学に行かせていただきました。中を見させていただいて、確かに阿見町ではですね、あそこまでのですね、古民家、そういったものはないかと思えます。非常に重要なものだと、私どものほうも認識しております。

答弁でも御説明しましたが、こういった古民家のものはですね、基本的に所有者の方がいろいろ負担をしていただくということで、今そういう状況になってまして、山中さんについてはかなり負担が大きい状況になると思えます。そういう中で、町のほうでも何か御支援はできればいいのかと思えますけれども、現状ではそういう状況の中で、できる限り山中さんのほうで保存をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） あら、大丈夫かな。いいですか、このまま。大丈夫ですか。

○議長（吉田憲市君） 続けてください。

○9番（海野隆君） はい。答弁でですね、所有者の負担、費用面で課題が多い現状だと答弁でもね、言われております。先代の所有者が亡くなって、去年でしたか、亡くなって、その後、あの山中家住宅をどうしようかというのは遺族もね、直面した課題でしたね。先代の山中さんに聞きますと、照嗣さんに聞きますとね、大体毎年150万ぐらいかけてですね、カヤぶきをですね、直してっつと。一歩ずつですよ、10年間で1,500万だと。大体、自分の家作があって、その分をぶっ込んでるとか年金をぶっ込んでるとか。この山中さんはね、もちろん誇りもありますし、古民家に対する思い入れが非常に強かった。だけど、この遺族にとってはですね、こ

れを今後ね、続けていくかどうかで非常に大きな課題です。

私最初にですね、長竿亭の話もしたし、県内の市町村大体どこに行ってもですね、古民家の1つや2つは町としてね、町としてというか自治体として、しっかり保存する、利活用する、こういう形で進んでると思います。保存利活用という形で、一番最初に長竿亭の話をしましたけれども、やっぱりこれはね、ぜひね、方針を立ててやっていただきたいなど。遺族も悩んでいると思います。壊してしまっているものやら、どうすべきかというのはね。

一番最初にですね、お話しましたけれども、どうしても所有者の負担でやるというのでは、なかなか難しいんじゃないかなと思っています。ですから、利活用、町にとって必要な地域資源、そういう観点から、ぜひね、これを捉え直していただいて、町としてね、取り組むと。こういう形をしていただきたいなというふうに思いますけれども、検討するという話にはなって、これはおりませんので、どうですかね、これ。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

海野議員から教えていただいた河内町の長竿亭、それと那珂市のところにも古民家がちゃんと保存されているというのもお伺いしております。そういったことですね、自治体として、これ文化財という捉え方でなくですね、もっと広範囲で捉える方法もあるのかと、そういうこともありますので、そういうところで実際かかわっている市町村のところをですね、調査をまず研究をさせていただきたいと。それから、どのようにするかということを考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） そこまでしか今のところね、できないと思います。総合計画の後期計画にもですね、そのこと入らないちゃったんですよね。議会としても残念だなと思うのは、議会の予算要望の中にはですね、古民家の保存・利活用ってことは載っていますので、この後期計画の中でね、全部つくり上げるという形にはならないかもしれないけれども、3カ年ずついろいろ見直していくところもあるでしょうから、せめて調査費をつけてですね、今後前に進むと。こういう方向でいってほしいと思います。

次3点目なんですけども、祭りとか伝統的風習。これ、たまたまね、茨城県の教育委員会が調査をしてるようですが、阿見町ではいつごろどんな調査をされたんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

茨城県の調査はですね、この盆綱の調査をしていただきました。盆綱というのは、お盆のこ

ろの時期なんで、今実際。阿見町ではですね、県の調査が上島津地区、それと飯倉地区で今年
は実施されております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） このね、茨城県の教育委員会もですね、自らこれをですね、もともと調
査しようと思って調査したわけではないんですよ。この経過はわかってますよね、教育次長。

これはですね、国の選択文化財に、2015年にですね、東関東の盆綱ということで指定がされ
ました。それに伴って、茨城県教育委員会としては、これはやっぱりしっかりと記録に残そう
と。全国でも珍しいということなので、阿見でも残ってるし、阿見、石岡、小美玉など。土浦
でも残っているようですけれども、県内18市町村で残っていると。阿見は複数のところでね、
残っているということなんで、それで県として取り組むということなんです。だから、必ずし
も県がね、やってるわけじゃない。

それで私はね、阿見町史をね、見てみたんですよ。阿見町史は結構寂しいこと書いてあって、
これね、58年にね、これ編纂されたんですよ、阿見町史。そこにね、盆綱、何て書いてある
かわかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いいですか。

○9番（海野隆君） そこにはね、盆綱といって7行の記述なんですけど、「今はもうどこで
も行われていないのではないか」って書いてあるんです。昭和58年。多分ね、あったと思いま
すよ。それからひょっとしたら復活したのかもしれない。わかんない。

そうすると、ここにこう書いてあって、我々、私は阿見町生まれじゃないので、阿見町の歴
史とかね、いろんなの見るのに、この阿見町史を見るわけですよ。これもっとも民俗編もね、
たった25ページ。これをもうちょっと本当は民俗編として独立したね、ものをつくっていくべ
きだと思います。そういうことも含めて、今後ですね、せつかくこの盆綱を今県が調査してい
る。で、何て言っているかというね、専門家はね、記録保存することによって衰退から救う
足がかりになるんだと。ということで、実毅では中島さんという方が委員長で、今後のことを
話し合っていきたいと。非常に前向きなあれなんですよ。

それで提案なんですけれども、映像記録や文書等での保存。今度の県のね、その記録保存は
文書らしいですね。写真が載ってるらしいですけど。ぜひね、阿見町には阿見町史の民俗編を
見るとね、1月1日から12月31日まで年中行事があるわけですよ。そのほかに民俗的な福田
の馬鹿まつりとか盆綱とか、そういうのがあるわけですね。盆綱はもちろん年中行事に入っ
てるわけですけども。そうすると、これ58年の阿見町史ではね、もうどこでもやってないんじ

ないかっていうふうに言っているぐらいですから、これは改めて町としてね、地域でどういう年中行事が行われてるかということ調査をして、それを映像で撮っていくと。こういうふうな提案をしたいと思うんですよ。

これは、もちろん子供たちの行事もある、大人たちの行事もある、子供と大人たちの行事もある、女性だけの行事もある。幾つか行事があつて、今考えてみればもう大体10分の1ぐらいしかひょっとしたら残ってないかなというふうには思いますが、なければ再現をするような形で、それを映像で記録すると。これは大変なアーカイブスになりますね。ぜひね、これをやっていただきたいと思うんですけれども、検討だけでもしてもらいたいと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（吉田憲市君） それ提案ですか。提案に対する回答を必要ですか。

はい、朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

本年ですね、茨城県で調査しております盆綱の調査につきまして、町の職員もですね、そちらに同行しております。その中で、今現在ビデオ撮影を行つてまして、映像に残すということで、町のほうではそういった方向で進めております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。盆綱については映像記録を残すと。その他の件についても、これをきっかけとしてね、やっていただきたいなと思います。

続いてね、学習。学校で学習してる……。これをいただいてですね、ここに下村千秋のことが載っていて、さっき鈴木安武とね、下村千秋。何でこれ聞いたかっていうとね、下村千秋の碑の前でね、中学校1年生、これ複数ですよ、複数、下村千秋のこと知ってるかと言ったらね、知らないって言うんですよ。おかしいなって。小学校で習ったんじゃないかって言ったら、習ったことないって言うんですよ。これはどうなんですか、指導室長。

一応まあこれは副読本なので、多分ね、全部必ず習わなくちゃいけないということはないと思うんですけども、やっぱりさっき言ったようにね、スターです、この人ね。非常に中央の文壇の人たちともいろんなつき合いがあつてということなので、せめてこの下村千秋については、全小学生が習うと。こういうふうになつてゐるのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほど海野議員からありましたとおり、こちらにあります「わたしたちのあみ」社会科の副

読本でありますけども、全児童に配付しております。その中で、第3学年及び第4学年の社会科の授業におきまして「昔の暮らし及び先人の働き」という授業の中で、この副読本を使いまして授業を全学校で行っております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） たまたま、少し前だったから忘れちゃったのかもしれませんが、はい、ありがとうございます。

それと最後の再質問なんですけども、歴史民俗資料館の話です。先日はね、町長も歴史民俗資料館を見ていただいて、このぐらいの中身だったら阿見にも結構あるよねと、こんな話をされておきまして、あとはその施設の問題だと思うんですね。一番最初に阿見町文化芸術振興基本計画の第5、保存利活用ということなんですけども、ここにもですね、とにかく適切な保存をするんだと。適切な保存というのは中央公民館のですね、キャビネットに入れておくとかね、そういうことじゃないですよ、これ。活用もするんだから。やっぱり新しくつくるかどうかはわかりませんよ。しかし、今ある施設で少なくとも相当なスペースを持って、しかも公開ができるような、そういうね、施設をつくってほしいなと思っております。

これは、残念ながら総合計画にもですね、載っておりませんし、議員のね、議会からの予算要望には載っておりますので、もう一度ね、考えていただいて、どういう形で散逸しないうちに、なくならないうちに、そういうものやっていたらいいなということをお願いして、第1番目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それでは、第2番目の税外収入増加への取り組みの現状と成果、及び課題と今後の取り組みについてお伺いします。

自治体の歳入というのは、会計年度における自治体の一切の収入と定義されております。そして、歳入は大きく分けて税収と税外収入があります。県内自治体、阿見町もそうですけれども、財政は首都圏に職場を持つ比較的高所得者に支えられてきた一面があります。しかし、団塊の世代から続く現役世代が退職して年金世代となることによって、住民税に大きな影響を受けております。今後こうした傾向は続くことが予想をされております。阿見町でも高齢化や人口減少による税収減に備えなければならないというのは、議会もそれから執行部も共通した認識だと思います。

一方で、税外収入は人口減少とは直接的には関係がありません。そのため、創意工夫によって税外収入を増加させていくことは可能であり、今回の質問はですね、税外収入に焦点を当てて、阿見町の税外収入増加への取り組みの現状と成果及び課題と今後の取り組みについて質問をいたします。

- 1, ふるさと納税の取り組みの現状, 実績と課題, 今後の取り組みについて。
 - 2, ネーミングライツの取り組みについて。
 - 3番, ホームページや封筒, 公共空間への広告の実績と課題, 今後の取り組みについて。
 - 4番, その他の寄附受け入れの工夫について, でございます。
- よろしく回答をお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、税外収入増加への取り組みの現状と成果及び課題と今後の取り組みについての質問にお答えします。

1点目の、ふるさと納税の取り組みの現状, 実績と課題, 今後の取り組みについてであります。

ふるさと納税につきましては、第2回定例会において、栗原議員の一般質問にお答えしたとおり、本年10月には専用のホームページを開設して、本格的な運用を開始いたします。専用のホームページにつきましては、大手ポータルサイトの「ふるさとチョイス」を活用し、その実務についてはJ A全農と業務代行の委託契約を結び、来月の開設に向け、現在準備を進めているところでございます。

また、返礼品の充実を図るため7月下旬に返礼品の提供を検討されている事業者向けに個別相談会を実施したところ、14の事業者の皆さんから、商品についての具体的な相談がありました。その後、返礼品の募集を行い9月3日の時点で10の事業者から35件の商品の申請があり、現在ホームページへの掲載に向け内容を精査している段階です。立ち上げに際しては、商品の数やラインナップ等、充実した内容になるのではないかと感じております。

次に、ふるさと納税の実績でございますが、平成30年度は1,035万円で8件、今年度は9月3日現在、101万円で2件の寄附をいただいております。

続きまして、課題や今後の取り組みでございますが、町のPRや産業の振興につなげていくため、引き続き返礼品の掘り起こし、充実を図るとともに制度の趣旨に沿った適正な運用に努めてまいります。

2点目の質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

3点目の、ホームページや封筒, 公共空間への広告の実績と課題, 今後の取り組みについてであります。

平成30年度実績として、町ホームページの広告料は、2事業者から、1枠1月当たり2万円の1年分の申し込みを受けており、合計48万円となっております。また、広報あみの広告料は、

14事業者から、1回当たり全枠3万円と半枠1万5,000円の随時申し込み分と1年度分一括申し込みを受けており、合計136万5,000円となっております。

封筒については、町民等が町から発行された各種証明書等を持ち帰る際に利用するための広告入り窓口封筒がございます。その封筒は、阿見町広告入り窓口用封筒の無償提供者募集試行要綱で選定された事業者から無償で提供を受け取ることにより経費削減を図っております。

また、公共空間への広告については、役場庁舎正面玄関に、広告入りの案内板を設置しており、広告料を年額6万円のほか、電気料と使用料の徴収をしております。

今後、新たな財源の確保は、当町においても重要な課題であることから、関係部局との協議を含め、広告事業への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

4点目の、その他の寄付受け入れへの工夫についてであります。

寄附をいただくに当たっては、地域の課題や将来のまちづくりを見据え、寄附者の共感が得られることが大切であり、寄附金を活用する事業の趣旨や内容を明確にし、寄附者に応援してもらえる事業としてPRしていくことが重要であると考えております。多くの方々の寄附を募り応援していただきたい事業といたしましては、経済的な支援を必要としている学生に対し、公的な援助を行うため、あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給しようとする私の政策公約があり、現在、制度設計を進めているところであります。

このように重要な政策、事業を着実に進めていくためには、寄附金を活用させていただくことをホームページ等の広報媒体を通じしっかりと情報発信を行う必要があると考えております。

また、寄附金の受け入れ制度の1つに企業版ふるさと納税があります。この制度は、志のある企業の皆様が寄附を通じて、地方自治体の地方創生の取り組みを応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度です。しかし、一般的にふるさと納税といわれている返礼品を伴った個人版と比べ、寄附の代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されており、企業側としてメリットが見えづらいといった意見があります。

このような中、国においては、寄附をしやすくするため、税制上の優遇措置を拡大する動きもあり、町といたしましては国の動向を注視するとともに、引き続き寄附受け入れの拡大に向け、調査研究をしてまいります。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 2点目の、ネーミングライツの取り組みについてお答えいたします。

ネーミングライツとは、公共施設の名称等を付与する企業を募集し、契約が成立した企業に命名権を与え、その企業からの契約金を収入とするものです。県内でも水戸市や土浦市等の体育施設で導入している事例があります。収入を施設の維持管理に充てることができるなど、利点もありますが、募集しても応募がない事例や、契約更新に至らない事例、また新たな名称が

町民に定着しない等、課題もあります。

ネーミングライツの導入につきましては、県内市町村の事例を参考にしながら調査研究してまいります。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

ちょっと質問通告はしてなくて、打ち合わせもしてないんだけど、町のね、町税の中で、今まで阿見町で超過課税とか、それから法定外普通税、法定外目的税というものを導入したことはありましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

私の記憶にある限りでは、法定外課税とかというものについてはないと、なかったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 済みませんね。税収外のことについて聞いてるのに。それはね、平成10年、15年で、市町村民税ですね、均等割とか所得割について制限税率を廃止したりとか、法人事業税について制限税率を緩和したりとかっていう形で、超過ですよ、これね、超過課税。そういう形でやっているのは、先ほど町長、1つだけ公約の話をしておりましたけども、もう1つ、いわゆる町民自ら自分の地域のことについて予算を執行してやっていくと、こういう公約もあったと思うんですけども、それを超過課税でやっているところがあって、大分市だったかな、これは。

違いましたね、宮崎市ですね。宮崎市で500円の超過課税して、これを地域コミュニティーの活動資金に充てると。地域の、これ当然何の政策をやるにしても安定した財源が必要なので、どっからか捻出するんじゃないで、このことについては市民全体のことなので、全額は地域に返すだけですけども、再配分して地域住民が自ら行う地域の課題解決の取り組みに活用すると。こんな事例があったということ。これは御紹介だけ。それで本来のに戻りますけども……。あ、ごめんなさい。それと茨城県ではね、核燃料取扱税とか法定外普通税で12億円か。森林湖沼税については17億円ね。こういう形でやっているということで、これも御紹介なんですけども。

まずね、いろいろとやっているというね、ことが今答弁されましたけども、町のね、いろんな税収を確保するということを見ると、今やっている町税にしても固定資産税にしても、その収納率をアップすると、こういう方向で全部行ってるんですね。これは茨城県内でも徴収率が高いということで、職員の皆さんのもちろん努力もあるし、町民のね、納税意識が高いとい

うふうに言えるというふうに思うんですね。

それはいいんだけど、しかしさっき言ったように、税外収入を確保しようという面では、いろんな資料を見てみてもですね、余り出てこないですね。今幾つか玄関の前のボードに入れるとか。これ、ほぼ埋まったのかな。それから、ホームページ。これまだ3つ枠ぐらい残ってるんですかね。あの枠も多分右側にずっと並べると、もうちょっと注目度が高いから入れてくれるかもしれないとか、いろんな改善の余地はあると思いますけども。そこがね、ちょっと弱いんじゃないかなと思うんです。

時間がないので、一括してね、お話しますけれども、地方自治研究機構というのは自治体の収入増加に関する調査研究って、ちょっと古い資料ですけども。これのね、154ページ見るとね、ホームページバナー、広報紙、封筒、各種パンフレット、印刷物、転入者向けガイド冊子、公用車・ごみ収集車、公共施設の壁面、公用車のラッピング広告、ネーミングライツも入ってますね。それから、職員の給与明細書、自治体の指定ごみ袋、玄関マット、それから窓口での電子掲示板を置いて流す、エレベーターの外の扉・内の扉——これ県庁では内の扉をやってますね。それから、図書館の貸し出し……、阿見にはないですけど手提げ袋とか。AEDのボックスの壁面だとか盤面だとか、職員のパソコンのディスプレイとか、いろいろあってですね、阿見はそのうちの4つぐらいさっき御紹介ありましたが、やっているという状況です。

それから、ネーミングライツの話で、これたまたま教育長がね、答弁されましたけど、道路・街路、このネーミングライツなんかもありますよね。で、ネーミングライツは何か比較的新しくて、平成15年ごろに新潟県が初めてやったと。道路ですよ、道路ですね、道路。今、阿見吉原地区は赤太郎通りとかね、これはこれで歴史のあるもんだからいいですよ。荒寺線とか、これもわかりやすいんだけど、その辺に何とか、何とかっていう、こういうネーミングライツもあると。こういうことからすると、それで相当な……。相当って言ってもね、町を支えるようなお金にはならないと思いますよ。

しかし、やっぱりありとあらゆる媒体を税外収入のために使っていくと。もちろんこれはね、今もある一定の規定があって、許される範囲の中でやってるということなんですけども、ぜひね、そういったことも含めて、ちょっとね、一度本格的に税外収入について検討してやってみようかと。これね、やっぱり総合計画にもどこにも載ってないんですよ。これ町長に、ちょっと一言お願いしたいんですけどね。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 海野議員の質問にお答えします。

税外収入いろいろ今御指摘ございましたけれども、今まで当町については税収も安定をしていましたし、そういった機会がなかったのかな。でも、ここんとこちょっと進み出している。

バナナ広告を含めてですね。私も先ほどの道路。これ、道路はちょっとなかなか難しいかもしれませんが、公用車等についてはですね、特に大型バス、マイクロバス、こういった後部に企業のPRというようなことで、こういうのは考えなくてはいけないかなというふうに思います。

これだけ税収に限られてきてますので、何かほかに考えなくてはいけない。これはその中では重要な視点だというふうに思っています。これは政策のほうでやるのか、どこの部署でやるのかは別としてですね、今後ですね、少しでも税外で収入を得れるような形で努力していきたいというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それぞれね、窓口の封筒は何々課担当とか、多分そういう形でね、やるのもいいんだけど、やっぱりどこか1つ決めて、少し町のものでできるところを積極的にピックアップしてっていう形もいいんじゃないかなと、町長期待しております。

それで、ネーミングライツについてはね、最近県内で幾つかあって、ザ・ヒロサワ・シティ会館とかね。これどこなんだと。私も余りなじめなかったんですけども、何度か言ってるうちに、ああ、もとの県民文化センターだってわかってくるんですよ。それで、私はつくばみらい市のネーミングライツのスポンサー募集のあれは大したもんだなと思っていたんですけど。見させていだいたんですけど。つまり主な施設を全部列挙して、応募したいという人はその中からですね、自分で提案をして、これでどうでしょうかということやるようなんですね。ですから、町としてどんなところが可能性があるかということ全部一覧にして全部出していくと。ホームページに全部載ってますので、ぜひね、参考にさせていただきたいと思います。

以上、2点目の税外収入増加への取り組みの現状と成果及び課題と今後の取り組みについてを終わりにしたいと思います。ちょっと時間がなくて、早口になっちゃってるんですけども。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時24分といたします。

午前11時15分休憩

午前11時24分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

海野議員。

○9番（海野隆君） それでは、3つ目の最後の質問をさせていただきたいと思います。

3番目は、職員の人材育成及び人事評価の現状と課題及び今後の方向性ということで質問をさせていただきます。

阿見町は、多様化し複雑化する行政需要に対応するため、職員のスキルアップをし、町民の

要望に応えることのできる人材を育成するために、研修を体系的に行っております。また、人事行政の運営において、職員の仕事の業績を職務目標の達成度や仕事の成果により評価する業績評価と、職務目標への取り組み過程を職位や職種により組織マネジメント、業務マネジメントとして評価する能力評価による人事評価を実施しております。それらの評価は、昇給及び勤勉手当等に反映をされております。

そこで、職員の人材育成及び人事評価の現状と課題及び今後の方向性について質問をいたします。

- 1、人材育成の現状と課題について。
- 2、人事評価を導入することになった経緯。
- 3、導入するに当たっての検討事項及び準備。
- 4、現行の人事評価の概要及び課題。
- 5、昇給及び勤勉手当等への反映状況。
- 6、評価のばらつき及び被評価者の受けとめ等評価にかかわる課題について。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 職員の人材育成及び人事評価の現状と課題及び今後の方向性についての質問にお答えします。

1点目の、人材育成の現状と課題についてであります。

今日の地方自治体においては、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる人材、地域の特性や住民の行政需要に応じた施策を遂行するための職員の資質・能力向上が求められています。当町では、阿見町人材育成基本方針に基づき、時代の変化を捉え、自らの価値向上に努める職員を育成し、きめ細やかな行政サービスが提供できるよう、職員研修のみならず人事管理全般を含めた総合的な見地から人材育成に取り組んでおります。人材育成を効果的に推進するためには、人事管理との連携や職場環境の改善など、多様な方策をもって相乗効果を上げる取り組みが必要となっております。

2点目の、人事評価を導入することになった経緯についてであります。

平成13年度公務員制度改革大綱、平成19年度公務員制度改革についての閣議決定、平成14年度から19年度の人事院における公務員人事管理に関する報告書の中で、新たな人事評価制度の構築が求められてまいりました。そこで、当町においても、従来の能力評価中心の勤務評定制度を改め、能力評価と目標管理の手法を取り入れた業績評価からなる、公平で納得性の高い人事評価制度を平成20年度に構築し、翌21年度から4年の試行的実施を経て、平成25年度より、本格的運用を開始いたしました。

3点目の、導入するに当たっての検討事項及び準備についてであります。

人事評価制度導入においては、町の幹部職員及び職員組合の代表で構成される阿見町人事評価制度検討委員会を設置し、評価方法・評価項目・評価基準など人事評価制度に関する基本的事項を検討してまいりました。また、準備・試行の段階においては、制度の本格導入・定着へと展開していけるよう、研修やヘルプデスクの開設など、評価制度運用の場面場面に応じた支援策を講じてまいりました。

4点目の、現行の人事評価の概要及び課題についてであります。

当町の人事評価につきましては、総合計画などを踏まえ、課ごとに組織目標を設定し、その目標達成のために、職員一人ひとりが個人目標を設定いたします。御承知のとおり、職員の仕事を業績評価と能力評価に分けて評価しておりますが、評価においては、事実を確認し、あらかじめ明示された基準に基づいた絶対評価を原則といたしております。そのほか、被評価者本人による自己評価、上司との面談、評価内容のフィードバックを行い、評価結果を決定しているところではありますが、制度上、課ごとの組織目標に基づき個人目標の設定を行うことから、評価においてのばらつきを最小限に抑制することが課題となっております。

5点目の、昇給及び勤勉手当等への反映状況についてであります。

当町においては、平成25年度より本格実施として、評価結果を翌年度の勤勉手当に反映させております。さらに、評価結果の昇給への反映につきましては、平成30年度の評価結果を今年度4月1日の昇給に反映させております。以降、毎年度評価結果を翌年度の昇給及び勤勉手当に反映させていくこととしております。

6点目の、評価のばらつき及び被評価者の受けとめ等評価にかかわる課題についてであります。

一人の評価者が全職員を評価する場合、評価に対する視点、もしくは評価基準がぶれることはなく、評価にばらつきが出ることはありません。しかし、実際は、それぞれの職員が担任する業務が違うことから、各所属長が一次評価者となり評価を実施しており、少なからず評価のばらつきが生じることが懸念されます。そのため、部長級職が二次評価者となり、目標設定の確認・評価を行っているところであり、今後もそうした手法とあわせ、評価者及び被評価者に対する目標管理研修や、評価者研修を実施していく必要があると考えております。

人事評価制度は、客観性を保ち、職員の多くが納得できる仕組みとして構築させることが重要であることから、年に3回の面談を実施し、納得性のある評価となるよう、信頼関係の構築に努めております。今後も引き続き、公正性・透明性・納得性・信頼性を確保した人事評価が行えるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

時間が余らないので申しわけないんですけども、2つばかり聞きます。

まず1つはね、さっき阿見町人材育成基本方針というのが言われておりました、私も申しわけなかったですけど、入手し損ねちゃったもんですから、改めて人材育成基本方針の、特に求められる職員像と能力というところについて、少し説明してください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、大変失礼いたしました。

阿見町の人材育成方針につきましては、こちら当初は平成13年に策定しまして、その後平成21年に改正しております。で、基本テーマについて、こちら町が求める職員像ということで、まず町民の立場に立って信頼される職員、これが町民が主役ということ。そして、住みよいまちを創造する職員、チャレンジ精神。そして、目標とプロセスを共有しよりよい仕事を目指す職員、チームワークの達人。そして、時代の変化を捉え自らの価値向上に努める職員、新時代対応型職員。

というようなことで求められるという職員像を設定しまして、人材育成基本方針の基本テーマを阿見のAで熱く、阿見のMでみなぎる、そして郷土愛のIですね。AMIで熱くみなぎる郷土愛、町民に優しく仲間と行動力を発揮する職員を目指して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

大体どこの自治体でもですね、少しずつニュアンスが違うけれども、求められる職員像、能力ってというのは大体同じだと思うですね。それでね、郷土愛って言われましたね。阿見のね、観光ガイドをやって、このことばかり言ってるんだけど、阿見の職員でね、地元のことを知らないっていう人がね、結構いるんですよ。当然ね、阿見町生まれ阿見町育ちっていう人もいるだろうし、もちろんほかの市町村から能力でもってですね、試験でもって入られた方もいるけども、阿見町の職員になった以上はね、阿見のことをやっぱり愛してもらう、郷土愛ですよ、愛して、それで阿見町のこともよく知ってもらうと。このことをね、やっぱり最低限やってほしいんですよ。

で、最初の初任者研修に、阿見町の歴史とか伝統とか文化とか、そういったことをですね、やってないんじゃないかと思うんですけど、それはどうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい。議員，今，御質問の郷土阿見町を学ぶプログラムということなんですけども，例年新任職員の研修には，前期4日間・後期2日間実施しております。内容としては，町職員としての対応ということで，町の総合計画，財政，それから公務員制度に係る関係法令を中心としたプログラムで4日間やってるということで，いわゆる郷土阿見町を学ぶプログラムというのは実際には入っておりません。この職員研修に限らず，これまでの実施してきた研修プログラムには，そういったものが入っていないというのが実情です。

確かに最近，当町の職員採用についても広域で採用しているということもあって，町外からの職員も結構おります。その中で，議員御指摘のとおり阿見町の歴史・地理，そういったものに不案内の者も結構おります。今年度については，研修のプログラム，これから10月の頭に後期をやるんですが，こちらは外部研修——外部講師を頼んだ研修になりますので，ちょっとプログラムとしてはもう決まってるものなので，議員御提案の郷土阿見町を学ぶ部分については，研修時間の限られた時間でどのような内容とするか，今後検討は必要と思いますが，来年度の研修プログラムにはぜひ取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 残り時間が2分になりましたので，ここでまとめてください。

○9番（海野隆君） はい。もう1つ，それはね，職員をスペシャリストとして育てるのか，ゼネラリストっていうかな，育てるのか，これはあるね，時期で決めていくんだろうと思うんですけれども，いずれにしても職員がですね，少なくともその課の中での仕事は全部できるようになる，あるいはその部の中でのなる，移ってもすぐ対応できると。こういう形で，その職員育成ってのはやってるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） お答えいたします。

まず研修として階層別研修をやっておりまして，それぞれ新任から主事・主任・係長・課長補佐等々，段階に応じた研修を実施しております。そして，その中でさらに特別研修として公務員としてのあるべき法令とか，そういうのを学ぶものを実施し，さらにそれぞれの課で専門的な研修を実施してるということで。そういった中で，人事評価等でそれぞれその経験・年数に応じた知識，そういった能力，そういったものが習得されてるかどうか，それを見きわめた中で総合的に勘案しまして，適材適所ということで人事配置のほうを考えて実施しているということでございます。

特にゼネラリストとか専門職という部分については，これ今後の阿見町職員の課題になると思うんですけれども，特に専門職の扱いですね，特に技術系の職員，これについてはなかなか採用が難しくなっております。そういう中で，やはりそういったものについては，職員の中で少

し専門的に部署を回して育成していかなければならないと。そういう、これはもう今後の課題として認識してるところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 少ない人数でね、やっぱり仕事をこなすためには、多能工っていったね、能力をたくさん持つてて人が何人かいるとばらつかないと。そういう形なので、これも組織的にというかな、目的意識的に育成していくと。そういう形でお願いしたいと思います。

もう時間がありませんので、ちょっと最後にですね、これ長谷川真理子さんっていう大学の学長がいますけども、その方がなかなか評価って難しいよという話をされていて、評価によって何を達成したいのか、それぞれの人が自分がまともに評価されていると感じ働きがいを見い出せる職場にしなければならないと。で、結局働く人が働きがいを持っていくと、そういう職場にしないと。それを積み重ねることによって、集団として組織として、やっぱり全体の行政機関があるというふうに言っておりますので、そのことを肝に銘じ……。当然わかっていると思いますが、肝に銘じてですね、人事、人材育成をやっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

次に、14番紙井和美君の一般質問を行います。

質問者は移動してください。

14番紙井和美君の一般質問を許します。登壇願います。

〔14番紙井和美君登壇〕

○14番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。今日は台風が来て、結構被害を受けた方がいらっしまったようです。我が家も屋根が飛んだりして、後で報告しようかというふうに思っているところであります。皆さん大丈夫でしたでしょうか。けがなんかなければいいなっていうふうに思っているところです。

それでは、一般質問をさせていただきます。

高齢者クライシス、危機から転機へ。充実した老後を生きるためにできること。人生100年時代と言われますが、老後の生活や健康、そして生きがいをどう構築していくかが喫緊の課題となっております。団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を取り上げてから間もない、そう思っているともう6年後にはその年が訪れ、さらに2035年問題としてその年代の方々は85歳を迎えます。今や、その次の課題である団塊ジュニアの65歳以上の人口がピークになる2040年問題が協議をされているところでございます。

高齢者クライシス。クライシスとは、危機や重大な局面を指す言葉ではありますが、実は悪

い方向だけでなく、良いほうへと向かう転換点という意味もあります。語源はギリシャ語で決定、転機を指す言葉だそうです。あらゆる意味で、危機的状況に挑戦し転換していくという場面で使われているようでもあります。

超高齢化時代に突入する今、目の前の課題に挑戦するために、今できることは何か。幾つになっても充実して生き切るためにはどうしていくことがいいのか。例えば、最近取り沙汰されている高齢者の交通事故、これは免許返納の大合唱だけでは解決しない切実な問題であります。さらには心身ともに充実し、そして健やかに老いるための施策など、さまざまな課題が山積していますが、もはや新たな発想で転換を図る、そのような時期に来ているのではないかというふうに考えております。

そこで以下の点について、お尋ねをいたします。

まずは1点目、高齢ドライバーの事故を防ぐためにできることについてであります。運転支援機能を備えた車の購入や、後づけのブレーキとアクセルの踏み間違え防止装置等、安全な車への補助を検討すべきではないか。

2番目に、免許返納後の支援の充実についてであります。例えば、足の確保のために交通機関利用料補助、事業所と連携した地域のサービスが受けられる事業等、返納後も移動する楽しみやうれしい特典が受けられる、そういった施策が展開できないか。自動運転補助装置については海野議員が、高齢者の運転免許自主返納に関しては栗原議員が、それぞれ第2回の定例会において質問をされています。

続いて3番目には、厚労省が交付金を出している元気な高齢者の介助補助、助手など、地域に活躍する場を提供する施策について、充実させていただきたいと思うがいかがでしょうか。

4番目に、バリアフリーのまちづくりのために、安全な道路や生活道路の整備を推進してはどうか。

5番目に、心身ともに健康でいられるために、健やかに・幸せに・華やかに年齢を重ねていくという意味の「健幸華齢」について。

6番目に、民生委員への活動サポートと負担軽減に取り組む自治体があります。当町でも民生委員の負担軽減となり手確保のために、民生委員協力員制度の導入を検討してはいかがでしょうか。

7番目に、若者に介護職の魅力を発信するための取り組みについて。

以上7点について、お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の高齢化クライシス——危機から転機へ、充実した老後を生きるためにできることについての質問にお答えします。

1点目の、運転支援機能を備えた車の購入や、後づけのブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置等、安全な車への補助についてであります。

令和元年第2回定例会の海野議員からの一般質問でも答弁しておりますが、運転支援機能を備えた車、いわゆる自動運転補助装置については、運転者のミスに起因する事故の防止が期待され、高齢者に限らず、交通事故の軽減に有効であると考えられております。全国の自治体の中には、高齢者が自動運転補助装置搭載車両の購入費や後づけのブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置の購入費の一部を補助する自治体もございます。

茨城県内では、茨城県交通安全協会が令和元年9月1日から、県内在住の70歳以上の高齢者を対象に、後づけの急発進制御装置の購入費について、最大1万円を補助する取り組みを始めました。

当町における補助制度の創設については、令和2年より新車への衝突被害軽減ブレーキ搭載の義務化が予定されていることや、そのほかペダル踏み間違い時加速抑制装置等の技術開発が進んでいる現状を踏まえ、国レベルで普及推進に取り組むべき重要事項であると考えますが、今後、国や他自治体の制度について調査研究してまいります。

高齢ドライバーの事故を防ぐためにできることとして、県交通安全協会が始まった補助制度の積極的な周知活動と、引き続き、高齢者の交通安全対策や飲酒運転の根絶など警察、関係団体と連携を強化して推進してまいります。

2点目の、免許返納後の支援の充実についてであります。

令和元年第2回定例会の栗原議員からの一般質問でも答弁しておりますが、運転免許自主返納者に対する支援制度につきましては、茨城県で高齢運転者運転免許証自主返納サポート事業として協賛事業所や加盟店で割引や特典が受けられる取り組みを行っております。また、県内市町村では、路線バスやタクシー等の料金の一部助成やコミュニティーバスの無料乗車券の配付等外出支援を実施している自治体もあります。

当町においては、高齢者等交通手段に不便を来している方などに対して、デマンドタクシー「あみまるくん」による送迎事業を実施しております。現在は、到着時間の調整や予約受付体制の見直しなど、運営改善に取り組んでおります。今後も、利便性の向上と利用者数の増加に向けた取り組みを継続してまいります。

また、買い物や公共交通の利便性が比較的高くない地域を対象として、移動販売車による買い物支援として、高齢者買い物支援実証実験事業を今年度末より実施していく予定であります。しかしながら、免許証返納者に対する直接的な支援制度は実施していないことから、速やかに

支援対策の検討に入りたいと考えております。

3点目の、地域で活躍する場を提供する施策についてであります。

平成30年度に、国が定める評価指標の達成状況に基づき市町村に交付される保険者機能強化推進交付金が創設されました。これに伴い、町では、介護施設などにおいて介護のお手伝いや入所者の話し相手など軽易な仕事に、ボランティアとして参加した場合、ポイントを付与し、年度末にポイント数に応じて交付金等を交付する介護支援ボランティアポイント制度の構築を進めているところであります。また、その他に支援を必要とする高齢者の生活支援の担い手として、阿見町社会福祉協議会において人材の養成を図り、養成された人材をシルバー人材センターが活用すること等を考えております。

4点目の、バリアフリーのまちづくりのための安全な道路や生活道の整備についてであります。

新たに整備する道路につきましては、これまでもバリアフリー法や、ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者のみならず、全ての方々が安全で快適に通行できる道路整備に努めてまいりました。今後も引き続き、安全な道路整備に努めてまいります。また、既に整備された道路につきましては、これまでは、バリアフリー化のための段差解消や障害物の除去などは、要望や通報に基づき対応してまいりました。しかし、より積極的な道路バリアフリー化を図るために、今後は、徒歩による道路パトロールも採用し、高齢者を初めとした交通弱者目線による道路管理ができるよう、検討してまいります。

5点目の、心身ともに健康でいられるための「健幸華齢」についてであります。

「健幸華齢」とは、筑波大学の田中喜代次先生が唱えた言葉で、「身体の健康だけではなく、幸せに、仲間との交流を楽しみながら華やかに齢を重ねていく」という意味が込められています。町で茨城県立医療大学と連携して開催している転倒認知症予防講座は、この「健幸」をキーワードとして実施しており、認知症、身体機能、サルコペニア等の講話及び学生との交流として認知症に効くレクリエーションや簡単体操を行っております。

この講座修了者にはフォローアップ講座も兼ねながら地域で活動することを期待し、ボランティア活動やレクリエーションプログラム等を学ぶための地域包括ケアリーダー養成講座の受講を案内しております。現在、この講座修了者が中央西地区において「友遊サロン」を立ち上げ、月1回のサロン活動を実施しており、さらに10月より上郷地区で「友遊サロン」を実施する予定でございます。

6点目の、民生委員協力員制度の導入についてであります。

民生委員・児童委員は、地域の住民の最も身近な相談相手であるとともに、住民と関係機関を結ぶパイプ役であり、地域福祉の担い手としてさまざまな活動を行っています。しかし近年

は、高齢化の急速な進展に加え、児童虐待や生活困窮など、民生委員・児童委員にかかる負担が増加傾向にあり、新たな担い手の確保は全国的にも大きな課題となっております。当町においても、候補者の推薦をお願いしている行政区の区長さんや現任の民生委員さんにも御負担をおかけする等、候補者の確保には苦慮しております。

民生委員協力委員制度は、その1つの解決策として一部の市町村で導入されております。民生委員児童委員の負担を軽減し、活動しやすい環境を整えるため、既に導入している自治体の状況を含め、関係団体とも協議しながら、今後、調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

7点目の、若者に介護職の魅力を発信するための取り組みについてであります。

現在町では「中学生いきいき介護教室」を開催し、高齢者や介護について中学生に理解を深める活動を行っております。さらに、高校生、大学生に介護について理解を深め介護職への興味を持っていただく取り組みを検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 御答弁ありがとうございました。

1989年には約109万人だった70歳以上の運転免許証保有者、それが2018年には約1,130万人と30年間で10倍になっています。19年版の高齢社会白書によりますと、60歳以上の人に外出時の移動手段はどのようにするかということを複数回答で質問をしたところ、自分で運転する自動車で移動する、そういうふうに答えた方が56.6%と最も多かったという結果が出ています。自分で運転する車を外出手段としてする人に利用頻度を尋ねた結果、ほとんど毎日というふうに答えた人は67.4%いらっしゃいました。80歳以上でも5割の人が同様に回答をしていらっしゃいます。

ほとんど毎日というふうに答えた人というのは、大都市では50%だったのに対し、町村では75.5%、非常に高い数字になります。地方ほど移動手段をマイカーに依存している実情が浮き彫りになっています。ですから、我が阿見町も本当に車がないとなかなか移動手段が難しい、自由に自分の行きたいところに行けない、そういった悩みを抱えてる人はたくさんいらっしゃいます。そういう要望も伺っています。

今後ますます技術の革新が見込まれる中で、AI——人工知能、そういった自動車の運転なんかを先端技術を取り入れた、そういった車が普及することを本当に願うところなんですけれども。高齢者のこの足の確保にとどまらず、今度観光化の一端も担っていく、そういった活用もされるかなというふうに思っています。

そういったことから、先ほど第1点目のブレーキとアクセルの踏み間違い等の安全な車の装備、そういうことを提案したわけではございますけれども。例えば岡山県美咲町っていうところは、やっぱり町です。そこも自動車のブレーキとアクセルの踏み間違い装置、自動運転、そういう電子制御による踏み間違いの、そういった装置も今月から新しい対象に加えて補助を出しています。車の取り付け費用も含めて3分の2以上、上限15万ということでした。それは町が負担するというお話でした。それで、とにかく少しでも安全な車を利用して町内の中を移動してもらいたいという、そういった町の考えであったというふうにお聞きしています。

また、群馬県の太田市。ここは大きいところですけども。ここはスバルのアイサイトっていう新車を65歳以上の市民が購入する際に20万円の補助をする。本年度までに100台を受け付ける。そういうことも打ち出しています。これは本当に金額的にはすごく高いものなんですけれども、やはりそれだけ高齢者の足、安全のこと考えているんだよってという啓発にもつながっているのかなというふうに感じました。

先ほど答弁の中にありました、県の交通安全協会が補助を出しております急発進の制御装置取り付け補助、これは1万円。非会員の方は2,000円ですけども、会員の方は1万円の補助があるということで、これも大いに活用して、町の中でもしっかりと啓発していただければというふうに思うんですけども。

国の補助、国の動向を見るということが先ほどありました。国の動向はもちろんのこと、先ほどの、このような県の動向なんかもあわせ持って、その間を補完するような形で町の中で何かできないかということを思っているんですけども。町の中で、何かそういった補助的なことを考えて、これから行く予定があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

先ほど町長の答弁もありましたようにですね、国その他自治体等々で制度を実施しているところもございますので、今後ですね、調査研究した上で、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） そうですね、いろんなところの市町村も調べたりしながら、財政的にできそうなことを、また阿見町の中でできるようなことを、みんなで考えていければなとい

うふうに思っています。

また2点目の、その免許を返納した後の支援の充実ということですが、高齢者運転免許証自主返納サポート事業ということで、これは茨城県がやっているものですね。こういった運転免許返納サポート事業ということで、協賛しているお店が一覧として載っています。この中で、阿見町も載っているんですけども、阿見町は5店載っています。荒川本郷のほうですか、土浦自動車学校の土浦校ですか、ばんどう太郎ですか、メガネストアですか、そういった幾つかの企業が協賛しています。これも大いにPRしていただきたいなというふうに思っています。

そしてまた、先ほど答弁ありましたけれども、県内市町村で路線バスやタクシーの料金の補充をしていく。そういった自治体もありますというふうにありましたけれども、県内の中では28市町村がそういった返納者に対する支援をしています。

ちょっと残念ながら阿見町はその中に入っていないんですけども、その答えとして当町には高齢者の交通手段として「あみまるくん」を設置しているという話がありました。しかしながら、これは高齢者も障害者も普通の学生さんも、どのような方も乗れるものでありますので、どうか免許返納する方へのそういった支援という意味で、ほかの市町村が行っているように阿見町も何かを考える手だてはないのか、そういうことをちょっと考えていただきたいと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

現在、答弁したように阿見町のほうでは実施しておりませんが、できる限り来年度予算のほうにもですね、何か具体的な支援策を講じて対応していきたいと考えておまして、これからですね、関係各課と打ち合わせ、調整をさせていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

速やかな対応をというふうに答えていただいたところ、非常にありがたく思います。

いろんな市町村、ちょっと紹介いたしますと、徳島県のほうでは海陽町というところなんですけども、75歳以上に交通機関の利用料を補助する、これ1,000円分のチケットを毎月配る。で、10月1日時点で75歳以上になった方に1枚100円の10枚つづりを毎月送っていく。それを1回5枚まで使えるっていう、そういった補助。

あるいはタクシー一定額乗り放題っていうのも、これ群馬県の明和町というところなんですけれども。ここは社会福祉協議会と提携をして、町と社協が提携してやっているというもので、定期型タクシーというのは毎日7日間かかりつけの病院とかスーパーとか、あと最寄りの駅と

か、事前に指定した目的地を2カ所決めるんですけれども、自宅との間を送迎をする。通行時間は午前9時半から5時までなんですけれども、1日に何度でも利用することができるということで、社会福祉協議会が利用者の負担額の2割を払って、1カ月9,600円から3万400円ということで、指定した目的とか使い方によって金額が違うんですけれども、こういったことも移動したい、金銭的にも余裕のある方にとっては非常に喜ばれるものかなっていうふうに思いました。

あと、広島県のほうでは、これ県警がやってるんですけれども、自主返納した人向けの支援やサービスを拡充するために7市町村と84事業所が賛同して、タクシーの補助から、いろんなクリーニング店の補助ですとか、ネイルサロンの無料券ですとか、そういったいろんな楽しい「わくわく外出」という名前でやっています。こういうことも非常に、何か楽しく使わせてもらってるっていう、好評であるというふうにお聞きをしました。

奈良県の田原本町というところは、ここはデマンドタクシーをずっと利用して活用していたところなんですけれども、デマンドタクシーではなくって「タワラモトンタクシー」ということで町内の民間タクシー4社で使えるチケットを町が独自に発行して、初乗り運賃680円を助成するという仕組み。また予約も非常にとりやすいという話でしたので、こういうこともちょっと考えていければいいなというふうに思っています。

先ほど御答弁いただきました中に、デマンドタクシー、これに関する到着時刻の調整や予約受付体制の見直しなども改善するというふうにありましたけれども、どのような改善に向けて取り組んでいるのか、その部分をお尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

「あみまるくん」のですね、運営改善についてということで、これ、高齢者とか免許返納者というだけじゃなくて町民全体という意味でお答えします。

「あみまるくん」のですね、運営につきましてはですね、町民の利用者の皆様からですね、予約がとりづらいという声が上がってます。その声はですね、予約する曜日とか時間に電話がつながらないのか、それともですね、自分が希望する時間がとれない——これは到着時間も含めてですね、とれないとかという、その管理がなされていません。そのためにですね、このような予約のマネジメントについてですね、その原因をですね、茨城大学のですね、専門教授とか、あと予約業者——受託者でありますシルバー人材センターにですね、調査とか協力をお願いしているというところです。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） わかりました。マネジメントしていただくことは非常に有効的かな

と思います。私の耳にも予約がとりづらい、あるいは予約をしてもすぐ先の時間になってしまうという苦情は聞きますけれども、それを実際どういうふうに使っていくのが1番いいのかというのを、まず調査していただく。そこから始めていただくのは非常にありがたいことだと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

先ほどの答弁の中で、買い物や公共交通の利便性が比較的高くない地域を対象として、買い物支援をやっていくというふうにお答えいただいたんですけども、これ、その地域はどちらのほうなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

基本的に答弁にもありましたように、生鮮食品ですとか日用品などでお店が立地している地区、それから公共交通が整備されている地区を除いた地域で、町内ですと阿見の中央部と、それから西部地域の一部を除いた地域で、行政区では41行政区を対象としております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。この買い物支援も、非常に買い物がなかなかできない方にとってはうれしいことであるので、これはどんどん進めていただきたいなと思いますと同時に、やはり自分で出向いて行って自分の目で見て、ストレス解消をしながら買い物をするっていう人も、やっぱりそういう要望もたくさんありますので、そういったところからまた両方合わせて皆さんの声に応えられるようにしていただきたいなっていうふうに思っています。

それとあと3点目の部分ですけども、地域で活躍する場を提供する施策ということで、これ元気な高齢者に介護の助手をしてもらおうという厚生労働省のそういった考えなんですけれども、介護企業で働く人っていうのは16年度末時点で190万人いたんですけども、厚労省では25年までの間に245万人が必要になり、また55万人が不足するというふうに統計を出していて、予測をしています。そういったことから、元気な高齢者の方が高齢者施設でいろんな手伝いをしていくっていう、そういったことに補助金を出して介護インセンティブ交付金というふうに言われていたけれども、先ほどの答弁では保険者機能強化推進交付金ということで、これが創設されてそれに当たるのかなっていうふうに思いました。

その中で、厚労省は元気な人を介護の中に参加して後押しするというので、これは介護福祉士にとっては本当に資格を持って専門的な仕事をしたいけれども、雑用に追われてなかなかできないということが、職員の間で非常に悩みの1つであるというふうに思われています。深刻な人手不足の対策の1つでもあるんですけども。そういった食事の介護、また移動ですと

か入浴の介助ですとか、専門的な業務……。ベッドメイキングとか掃除とか、そういった簡単な補助的な仕事では介護の助手を採用するということが、ボランティアを採用するということが今全国で広がっています。

そういったことで、当町ではこの介護支援ボランティアポイント制度っていうふうにありますけれども、介護施設で高齢者に働いてもらう。ある高齢者施設にそのことをお話ししましたら、ぜひ協力するので我がところに来ていただきたいって。高齢者の方も同じぐらいの年齢の人からいろいろ話をしながら手伝ってもらうのは非常にうれしいので、それは大いに協力するっていうふうに言われてるんですけども、その点は、町のほうではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

2025年から2040年に向けて高齢者が増えるとともに、介護事業それから介護サービスのなり手が不足するということが非常に予測されております。それで、町のほうでは介護ボランティア制度ということで今検討しております、これは町内の介護保険事業所・施設等ですね、まさに議員おっしゃったように、介護者の助手ですとか話し相手、それから散歩の付き添いなど簡易な業務にボランティアとして参加をしていただきまして、その場合にポイントを付与して、年度末にポイント数に応じた交付金ですとか、あるいは町内の特産品などを交付していただければというふうに考えてございます。

こうしたインセンティブがあることによりまして、高齢者の方がボランティアに取り組むことによって高齢者自身の介護予防につながるのと同時に、町内事業所での人材の不足にですね、対応できるということを期待して、今検討をしてるところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。大いに、まずその声がかかったら必ず行くよっていう方が何人かいらっしゃいますので、それ本当どんどん活用していただければなっていうふうに思っています。

あとですね、次の4点目のところなんですけれども、バリアフリーのまちづくりのための安全な道路や生活ゾーンの整備というところなんですけど、これ高齢者が1人で自転車で移動したり歩いたり、夜もちょっと出かけたりっていうときに安全な道路にしていきたいというところなんですけれども、道路パトロールを徒歩でやっていく、これ前にお聞きしたときに、シルバー人材の人と一緒にいくっていうふうには少しお話をお聞きしたんですけども、この徒歩の道路パトロールの採用、高齢者を初めとした道路管理、これについてももう少し詳しく教え

ていただいていいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。浅野課長。

○道路公園課長（浅野修治君） はい、お答えいたします。

徒歩によるパトロールを実施すれば、これまでは車でのパトロールでは気づかなかったような小さなことも発見できると考えております。例えば歩道の段差、障害物、それから不法占用物、樹木の枝の張り出しなど。それから側溝のふたのすき間など。これらの小さな発見からきめ細かな道路維持修繕につなげて、ワンランク上の道路バリアフリーが実現できると考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 本当に人間の目を見た細かいところを見ていくっていうのは、非常に大事なことだと思います。

その前に、AIが路面の破損を診断する車載カメラの映像で分析していくっていう、つくば市が実証実験をやっていた。それ御紹介して、そういった形で道路の破損状況、またバリアフリー状況を見ていただこうかと思っていました。段差が見える3D地図を作成するデータの収集ですとか、デジタル的なものとアナログ的なものと両方合わせて推進していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。浅野課長。

○道路公園課長（浅野修治君） お答えいたします。

阿見町では、まずはアナログではありますが徒歩による道路パトロールという新たな取り組みで対応していきたいと考えております。しかし、これからの時代、道路という資産が増えていく中で、例え職員数が減っていても行政サービスを低下させないどころかもっと上げていくためには、AIを利用した道路調査などを取り入れなくてはならない時代になると考えております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。その節は、どうぞよろしく願いいたします。

それとあと、危険な箇所ということで、今、用水路の死者について取り沙汰されているんですけども、用水路に転落して水死する人がここ数年で毎年50人に上っていると。その8割が高齢者なんですけれども。警視庁の取材でそれが判明したというニュースを知りました。水深が浅くても死亡するケースがありまして、実は農林水産省の推計では全国の農業用水の水路は総延長で地球10周分の約40万キロもあるというふうに推定されていまして、それを全部にふた

をしったり柵をつくったりするのは非常に難しいことではあるんですけども。

そういった中で、阿見町の中でもこういった危険な水路、幾つか見受けることができるんですね。その中の1つで、土浦三高の下の立ノ越のところにも水路があるんですけども、そこは最初15年前ぐらいに、お孫さんがそこ歩くと危ないからふたをしてほしいという要望がありましたけれども、今となつてはその御本人が危なくて前に落ちたときに怖いという話がありました。これは、何度か道路関係のほうの課にお話をしていましたけれども、そういった危険な水路の把握または対策、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。浅野課長。

○道路公園課長（浅野修治君） はい、お答えいたします。

阿見町の中には、道路はもちろん水路も相当な延長がございます、それを全てパトロール等で把握するのは非常に困難となっております。すぐ近くにお住まいの方であったり、道路を利用される方の通報や要望によって対応していきたいと考えております。

立ノ越のその水路につきましては、道路を舗装してほしいという要望が来ておりまして、その理由は何ですかとお尋ねしたところ、水路が危険だから道路を整備してほしいということだったんです。道路の整備となりますと、やっぱり優先順位というのがございまして相当待っていただくことになってしまいますので、水路の危険と思われるところを教えていただければ、水路に対する安全対策というのがすぐにでもできるかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） わかりました。一般の方は、すぐにできそうなところを考えてそういうふうにおっしゃったのかもしれないんですけども、安全第一ということで、もう一度要望を出していただきたいというふうに思っています。

5点目の中で幾つかお聞きしたいんですけども、心身ともに健康でいられるための「健幸華齢」、これ本当に筑波大学の教授の田中喜代次さんという方がこうやって本を出していらっしゃる、フレイルの予防ということで話を出していらっしゃるんですけども、このフレイル、これは加齢に伴う衰えのことがなんですけどもね、大きく分けて3つあると。筋力が低下して疲れやすくなったりする身体的フレイル。そして、家に引きこもりがちになってうつ的なような社会的フレイル。認知機能が低下してうつ状態になってしまう精神心理的フレイル。ということで、この3つを挙げられているんですけども。

この先生のお話によれば、日本ではとりわけ身体的フレイル、すなわち身体的な健康の維持に注目がどうしても集まりがちになってしまうって。健康面だけに価値を置くのは、かえって追い込んでしまつて問題をはらんでいくのではないかっていうお話を提唱されていて、意外な

観点だなんていうふうに思ったんですけども。

むやみに身体的な完全な健康を追い求めるのではなくって、不健康でありながらもいかに人生を満足に過ごせるかというところにギアチェンジをしていくという考え方なんです。そうになると、不健康イコール不幸ではなくなって、不健康であっても健康な部分を持って近くの人と元気に過ごしていく。そうすると、健やかで幸せで華やかに齢を重ねていくっていうことですのでね、そういったことを提唱していただいている、これはすばらしいことだなんていうふうに思いました。要するに、人と人とのつながりかなっていうふうに思っているところなんですけれども。

先ほどお話がありましたフォローアップ講座。これを終了して、地域包括ケアリーダーの養成講座の受講を案内していると。それを修了したものが中央西地区において「友遊サロン」を立ち上げて、月1回のサロン活動を実施しているって先ほどお答えいただきましたけれども、これ友遊会の12人のメンバー立ち上げたものなんです、体操とか脳トレとか歌とか、いろんなものを今からどうやったら皆さんが喜んでくれるかというのをやるんですけれども、執行部のほうでも、町のほうでも参加されたと思いますが、いかがでしたでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

「友遊サロン」がオープンした当初にですね、お招きいただきまして、ちょっと様子を見させていただきました。中央西地区の高齢者の皆さん、ものすごく始まる1時間以上前から集まっていたりして、地域の高齢者の皆さんはすごく楽しみにされておりました。それで、実際にお手伝いをしていただいている方ですね、フォローアップ講座をして実際に運営に当たっている方が皆さん本当に生き生きとしていらっしやいまして、何と申しますかね、自分たちでできるところは、どういうことができるのかということで皆さんで話し合っていて、この地域でそういうことをやっていこうということで始まったということで、皆さんそれぞれに、何と申しますか、生きがいを持って高齢者の皆さんに楽しんでいただいて、介護予防につなげていけたらなということで、いろんな思いを持ちながらやっていかれて、すごくすばらしいなという印象を受けました。

あと、その中で医療大のほうでもバックアップをしておりますので、医療大の先生と、それから医療大の学生さんも一緒にまじって、テーブルごとに学生さんたちを配置して、そこで学生さんと高齢者の方の交流なんかもあったり、あとは参加者の皆さんでハーモニカの演奏をされたりですね、非常に楽しい時間を一緒に過ごさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。今度上郷地区のほうでも始まりますけれども、ここの1番最初の人に坪田副町長に来ていただけるかもしれないということで、何か非常に喜んでらして、皆さん本当に上郷の近く、歩いて行けるところに開催されるということはとてもうれしいというふうに皆さん喜んで、今のうちから楽しみにしてらっしゃるようであります。

この「友遊サロン」についてですけれども、町からは財政的なものも含めて、支援はどのようにされているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まず「友遊サロン」に行く前の段階なんですけれども、町のほうで県立医療大学と連携しまして、転倒・認知症予防講座という、まず初めはそこから始まっています。それは10回の講座と、それから体力測定なんか入れまして12回やっているんですけれども。それを修了した方に対して、フォローアップとして地域包括ケアリーダーの講座をやって、その中から友遊会というか、が立ち上がってきてるということでございます。

財政の支援としましては、直接その友遊会とか、そういうサロンに町としての支援はないんですけれども、社会福祉協議会のほうで立ち上げと、それからその支援の助成を社会福祉協議会のほうで実施をしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） わかりました。こういったサロンが皆さんが歩いて行けるような各地にどんどん増えるといいなって、皆さんもおっしゃってましたので、どうぞこれ、継続していけるようによろしくお願いします。

それで、民生委員協力員制度のことなんですけれども、これ民生委員さん、本当にいろんな記事なんかを見ましても、民生委員さんは近いのにどういう仕事をやっているかよくわからないという。これは今年の3月にインターネットで全国の10代から70代の男女1万人に調査をしたんですけれども、なかなか民生委員さんの仕事がよくわからない。それは、わからないと思います。いろんな細かい個人的なことの相談に1件、1件乗るわけですから、公にならないのでどういう仕事をしてるかっていうのはわからないんですけれども。でも、皆さん民生委員さんがいらっしゃるおかげで非常に助けられたという声がたくさんあります。

そういった中なんですけれども、先ほど答弁にもありましており民生委員さんのなり手がなかなかない、なり手不足に皆さん苦慮しているということで、今、民生委員協力員制度を導入する市町村が増えていまして、鳥取県の大山町というところは民生委員1人に対し1人ついて、1人でもできるよっていう人のところにはつけなくてもいいんですけれども、何人も抱えてる

人とか、ちょっと重い方を抱えている人のところには、何かを配ったりするときのサポートですとか、そういったことをやっています。

これ、千葉市のホームページもまた一度見ていただきたいんですけども、民生委員さんの協力員の手引ということで配置基準は1人につき1人ということで、適格条件は民生委員と違って年齢の上限はありませんということと、民生委員さんの活動をあくまで補佐するものということですと、任期は民生委員さんと同じ。活動費は1カ月当たり1,000円ということで費用弁償として出ます。守秘義務もちろんありますし、保険にも入っていただいて、身分証明書ということで協力員証というものをしっかりとつくったものをします。

これ民生委員さんを経験した方とか、あと今民生委員をしている方に、こういうのどう思いますかって何人かお聞きしたところ、そういう信頼できる方がそばにいてくれると非常に自分1人で抱えなくてありがたいって。それならやってくれる人がいるかもしれないっていう話がありました。ただこればかりは本当に一人ひとり意見が違うかなというふうに思うんで、ぜひこの民生委員協力員制度の導入をサポートしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

民生委員さんは、地域においてやはり地域の住民の一番身近な相談役として本当にいろんな活動をしていただいております。そういう中で、年々ひとり暮らしの高齢者の方とか増えておりまして、民生委員さん1人で担当することが困難な場合、それをサポートするという形で支え合いが地域でできればというようなことで、この制度ができたかと思っております。

この制度なんですけども、そういった見守りとかが主になるのかな、軽易なお手伝いということになると思うんですけども、あくまで民生委員さんのパートナーとして活動できるということで、そうすることによって1人ではなかなか回り切れないようなところも回れるというようなことで、見守り活動のサポートなど、地域にとってもメリットが多いのかなと思われまので、民生委員児童委員協議会等ともですね、相談をしながら、それから、答弁にありましたように先進事例を参考にしながら、今後検討していけたらなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。強制ではないので私は要らないよっていう人にはいいんですけども。どうかこれがあることによって民生委員さんのなり手も出てくるかもしれないっていうふうなことがありますので、どうぞ進めていただきたいというふうに思っています。

最後に、ほかには、若い人たちの介護職の魅力を発信させるということなんですけれども、「中学生いきいき事業」というふうに阿見町の中ではやっています。それに出た人たちが、この先ずっとつながっていくといいなというふうに思っているんですけれども。これ平成27年の3月にやはり若者の力を使ったまちづくりということで、そのときにいただいた答弁の中では、町には茨大・医療大・霞ヶ浦看護学校生が1,500人いますということで、若い力を活かしたまちづくりをやっていきたいというふうにお答えをいただきました。

そういったことから、いろんな学校と連携をしながら若い人たちにも介護というのはこういう仕事なんだよということをお話していただけるような、そういった取り組みをしていただきたい。そういうときにお手伝いをしていただけるかどうか、介護施設のほうにお話をしてみましたところ、若い人が入ってくれるのは非常にありがたいので、ぜひともそれは協力しますというお話をいただいた施設がありました。そういうことで、ぜひ若い力も活用しながら、これからの高齢化社会を元気に明るく乗り越えていきたいなというふうに心からお願いいたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 次に、空き家の利活用についてお伺いいたします。

全国で空き家が増え続けており、総務省の調べでは昨年10月時点では846万戸となり過去最多を更新し、5年前の調査と比べて26万戸増加しています。管理が適正に行われなければ、町の景観のみならず防災上の問題もあり、また治安の悪化にもつながってまいります。空き家対策特別措置法の全面施行から4年がたちました。措置法から一定の効果を示してはおりますけれども、さらに適正管理に向けた取り組みが必要であるというふうに考えております。

当町での現状と課題、そして今後の取り組みについてお伺いをいたします。

まずは、当町の空き家の現状と進捗状況について。

2番目、町では空き家化の予防とありますが、その内容について。

3番目、空き家を町が借り上げて改修し、移住者の賃貸住宅にするなど中古住宅としての利活用についての考えはあるか。

4番目が、空き家バンクの創設についてどのように考えているか。

以上4点について、お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 空き家の利活用についての質問にお答えいたします。

1点目の、当町の空き家の現状と進捗状況についてであります。

現在、町内における空き家として把握している件数は465件となっております。また、空き家に関係した地域住民等からのお問い合わせが昨年度は90件あり、ほとんどが、樹木や雑草の

繁茂、建物の破損等による苦情となっております。苦情に対する対応といたしましては、現地の状況を確認し、建物所有者等を特定した後、所有者等に対して建物の位置図と現地の状況写真等を添付し、改善を促す通知を郵送しております。速やかに、改善されたものもあれば、無反応で改善されていないものもあり、地域住民の不安要素となったままの建物等があります。

今後の町の取り組みについては、平成31年4月1日から施行した、阿見町空家等対策の推進に関する条例に基づいて具体的な対策の実施に向けて準備を進めております。具体的には、特定空家等の判定基準の作成や特定空家等の認定、措置の方針等に関する事を協議していただく空家等対策協議会の設置に向けて準備をしているところであります。

2点目の、空き家化の予防についてであります。

空き家化の予防については、阿見町空家等対策の推進に関する条例第12条に、空家等発生の予防として定めており、「町長は、町における空家等の発生を予防するため、建築物の所有者等に対し、その管理及び利活用に関する啓発その他の情報の提供を行うほか、必要な対策を講ずるものとする」と、規定しております。

空き家の予防の意義は、所有する建物に対する適切な管理や相続を契機に空き家が発生して管理が行き届かなくなってしまう事態等を防ぐ予防策として、管理に関する啓発や所有者自身による管理のみならず、賃貸や販売などの利活用をするという選択肢があるという啓発、情報提供等を行っていくということでもあります。

3点目の、空き家を町が借り上げて改修し移住者の賃貸住宅にするなど、中古住宅としての利活用についての考えは、についてであります。

県内の事例としては、日立市では茨城大学と連携し、学生が入居するため空き家を改修し、シェアハウスとして活用している事例があります。しかしながら、活用が見込める空き家はごく一部であり、個人資産に対する公費の助成は難しいとの見解もあり、まれなケースであるようです。利活用等の促進を図っていくには、利用可能な建物の選別、建物所有者等の意向調査、民間事業者との連携等、多岐に渡って整理していくことが必要となります。

当町の空き家対策事業の進め方としては、まずは、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある物件についての対応が第一と判断し、先ほども申し上げたとおり、特定空家等判定基準の作成や空家等対策協議会の設置等を速やかに進めていきたいと考えております。

4点目の、空き家バンクの創設についてであります。

先ほど、述べましたとおり、空き家の現地調査及び所有者調査並びに特定空家等の認定作業等に入れるよう準備をしております。空き家バンクの創設につきましては、現在、実施スキームを検討しており、特定空家等の認定作業等が終了後、空き家バンクを創設し速やかな運用に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

先ほどの465件。このうち状態のよい空き家というのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

平成27年度です。調査で150件ということで、議員のほうからもございましたとおり。ただ、その後ですね、新たな全体調査は実施しておりませんので、現状の件数としては27年度の件数でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

150件の活用方法を、また考えていっていただきたいと思うんですが、先ほど改善を促す通知を郵送しているとありましたが、全体で何件発送して、そのうち回答のあった中で改善された件数、そして無反応の件数、それぞれ何件か教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

苦情の90件に対しまして改善を促す通知は75件発送しております。そのうち改善する旨の回答があったものについては23件、残りの52件が無反応でございました。改善するという連絡があった23件のうち12件が改善されたことを確認しております。済いません。足りない数字がありませんでしょうか。よろしいですか。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） その無反応だった52件、その後の対応はどのようにされてるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

通知しても改善されてない、また同様な苦情が寄せられるというようなこともありますので、そういった物件につきましてはですね、再度改善指導の文書をですね、送付したりですね、電話番号等が確認できたものにつきましては、電話をした上でですね、自宅を訪問して、御相談なり御指導させていただいている状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） わかりました。大変かと思いますが、いろいろ皆さんの声をそうやって届けていただきたいなというふうに思います。

1点、今、所有者の不明土地っていうのが全国でも問題になっていますけれども、所有者の不明土地っていうのは阿見町にはありますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。ございまして、現在把握している範囲では34件でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） その不明土地に対する、34件に対する対応というのはどのようにしていくしかないのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

その不明の原因となる要因としては、所有者が死亡して、あとは相続関係とかが発生して放棄されてるとか、いろいろな状況がございますので、その辺ですね、調べられる範囲の中で、また弁護士等とも相談しながらですね、対応を検討していかざるを得ないというところでございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

最後に、空き家バンクについて実施スキームを検討しているということで、実施スキーム、枠組みを持った中で計画をしていくということなんですけれども、もう少し詳しくお聞きしたいんですが、よろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） お答えします。

実施スキームの具体的な内容、検討についてですけども、空き家バンク制度についてはですね、国や県から委託を受けた民間事業者が物件を紹介というような仕組みがあります。そのためですね、町でもですね、そのような活用を予定しているというところです。またですね、賃貸・売買等の媒介業務につきましては、宅地建物取引業務の専門家で組織する団体の協力を求める予定です。

実施スキームとしてはですね、このような方向性に基づいてですね、進める手続上の枠組みや決め事であり、その詳細について検討しているというところです。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ぜひ空き家バンク創設して、土地が有効に活用できるようにしていただきたいと思いますというふうにお願ひ申し上げまして、私の2番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。

8050引きこもり問題ということで、80歳の親が引きこもりの50歳の子供を支える8050問題、これが非常に問題になっております。引きこもりの子供を抱える家族は、人に相談しづらく声を出さずに抱え込んでしまう傾向性があり、次第に社会生活がうまく営まれず貧困に追い込まれることが多々あります。家庭内の問題はさまざまな形で重複しているため、相談窓口が複数にまたがることからたらい回しになって、そのうち相談するのを諦めて孤立し、悲惨なケースになってしまいます。それが1番心配な状態であります。

内閣府では、初めての試みとして中高年の引きこもり状態を把握すべく、本年3月に40歳から64歳の引きこもり中高年の実態を調査いたしました。結果61万3,000人に上るという集計が出され、その数の多さに大変驚きました。厚生労働大臣は、新しい社会的問題だとの見解を示したように、社会全体としても新しく確認したということではないかというふうに思っています。これは2015年に実施した15歳から39歳の若年層の引きこもりの推計結果、そのときは54万人だったんですけれども、それを上回っております。

引きこもり中高年約61万3,000人のうち7割以上が男性で、引きこもりになった年齢は40歳以上が57.4%。きっかけは退職、人間関係、病気が主なものでした。また、引きこもり期間の長期化も鮮明になっていて、5年以上が約半数を占め、10年を超える人は約3割に上っております。一家の生計を立てているのは父母が34.1%に上って、引きこもりの長期化また高齢化の影響によって8050問題の深刻さが裏づけをされている、そのように感じました。

そこで、当町の引きこもりの実態についてお伺いいたします。

1番目、当町の現状と実態の把握について。

2番目、不登校から引きこもりになるケースが多いことから、義務教育を卒業した後の支援の強化が脱引きこもりの重要な鍵となってまいります。当町の小中学生の引きこもりの実態と取り組みについてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 8050問題、高齢化する引きこもり対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、当町の現状と実態の把握についてであります。

引きこもりの定義としまして「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態」が引きこもりと言われておりますが、家族の高齢化とともに深刻化してきている状態であると思われれます。

町における相談窓口としては、月1回、精神保健福祉士によるこころの健康相談事業を実施し、また、電話等においても随時相談を受付しております。また、茨城県ではひきこもり相談

支援センターのコーディネーターが相談に応じており、個別相談があった場合は連携をとりながら、必要な福祉サービスにつなげるなどの対応をしております。今年度、4月から8月までにおける引きこもりに関する相談は、行政区区長から1件、民生委員から2件、包括支援センターから1件、計4件の相談がありました。

引きこもり者への対応については、直接訪問による安否確認及び近隣住民の方への状況確認等を行い、本人及び親族と生活相談を実施し、支援内容等を検討する等の対応をしております。しかしながら、町等への相談件数は少なく、引きこもり全体の把握は困難な状況にあります。

2点目の質問につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 2点目の、小中学生の引きこもりの実態と取り組みについて、お答えいたします。

不登校児童生徒の増加は、全国的にも大きな課題となっており、当町におきましても昨年度、年間の出席日数10日以下の児童生徒が約10名程度おりました。教職員が繰り返し家庭訪問等を行っておりますが、さまざまな事情により、対面することが困難なケースも見られます。そのようなケースにつきましては、スクールソーシャルワーカーや町子ども家庭課、医療機関等と連携を図りながら、支援を行っております。

中学校卒業後の支援につきましては、通信制高等学校等、幅広い進路が選択できるようになってきましたが、卒業後の社会的自立を目指した支援についても、関係機関と連携を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

教育長、年間の出席日数10日以下の児童が10名っていうことですけど、この10名の方にはどのような対応してるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほどの教育長からの答弁にもありましたとおり、10名程度の児童生徒に対して、また家庭に対してもさまざまなケースがありますので、基本的に家庭訪問を通して児童生徒及び保護者に働きかけをしております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） あちらのほうから学校に相談に来るようなことってありますでしょ

うか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

不登校の児童生徒を持つ保護者のほうからの相談も多種多様でありますし、町には教育相談センターもございますので、そちらについても情報提供をしております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） じゃあ、悩みの相談として出向いてこられる方っていうのはいらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

学校からの相談のみでなく、保護者からの相談も多岐にわたってあるのが現状であります。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） じゃあ、学校に出向いていらっしゃるといことですね。出向いていらっしゃって相談するって。何を聞いたかったかといいますと、不登校と引きこもりというのは、これほかの問題と全く違いまして、障害があります、病気になりましたっていうときには、すぐに私のほうにも相談見えるんですけども、不登校と引きこもりに関しては絶対におっしゃらない、ぎりぎりまでおっしゃらない。

私も5件ほど相談見えてますけど、そのうちの1件だけ、もう今から親子心中をしますっていうぎりぎりのときに相談に来た御本人の相談以外は、全部近所の人かその人の親戚からなんですね。ですから、なぜか不登校・引きこもりに関しては親の責任だという重荷が非常に大きくて、それがどうしても表に出てこない状況ではないかというふうに思うんですけど、そのあたりはいかが考えますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

不登校に関しましても、引きこもりと関連するかはどうかわかりませんが、いろいろな児童生徒、それから保護者の立場もございまして、休んでいることを知られたくないというような保護者の方々もいるのも現状であります。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 私が一番町として、また周りの地域としてやっていきたいことは、引きこもりは恥ずかしいことではないんだよ。何かのきっかけでそういうふうになってしまっているんで、親もその本人も責任を感じなくても、重荷を感じなくてもいいんだよという、そういうような形に持っていききたいというふうに考えているんですね。

この子にはこういうふうに話したらこうなるとか、そういう方法的なものだけではなく、全体的に何でも話してもらえるような状況に持って行ってほしいというふうに思うんですけども。これ福祉関係のほうではどのように考えますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。なかなか現状を把握できないというのは、やはり本人はもとより御家族の方からの相談が、やっぱり自分から御相談に行けないということがあろうかと思えます。ひとり暮らしの高齢者ですとか、そういったところは地域のほうで把握しやすいんですけども、例えば8050ということでシングルの子と同居している高齢者の方については、なかなか地域においても問題の把握が見えてこない。年金をもらって生活していたりすると、それであとその子供が同居していると特に問題なく見えてくるんですけども、最終的に親が介護状態になったりしますと、非常に経済的に困窮してくるということで表面化してくるようなケースがございます。

やはり相談窓口みたいなのが、気軽に相談できる窓口ということで、さっきの答弁にもありましたけども、いろんな相談窓口はたくさんございます。ただ、まだまだそういった周知が足りないのかなというところもありますので、そういう方が社会的に孤立しないように、なるべくそういったたくさんの相談窓口がありますので、そういったところの周知徹底は図ってまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ここで2分になりましたので、まとめてください。紙井議員。

○14番（紙井和美君） 本当はここもう少し詳しくやりたかったんですけども、ここが一番時間なくなってしまっていて残念なんですけれども。

本当に、これ2017年に教育機会確保法というのがありまして、不登校の対策について出されました。そこで、先ほど多岐にわたって通信高校など幅広い選択肢があるよってというお話がありましたけれども、フリースクールですとか教育支援センターですとか夜間中学とか、あとホームエデュケーション、ホームスクール、そういうのも今非常に多く推奨しているんですけども、教育委員会のほうでは、そのホームスクールとか、いろんな多岐にわたって行ける内容のことをどのように提案していただいているのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

不登校の児童生徒に関しましては、現状では阿見町で、先ほども申しましたが、やすらぎの園教育相談センターの案内をしております。それからですね、学校等に登校できないけども、保健室や別室登校もできるということで、現在3中学校のほうに別室を設けて進めていって

るところであります。竹来中学校が今現状では機能しているようなところなので、それとあわせて保護者等の相談窓口、不登校を持つ保護者の相談窓口ということもあわせて展開しているところでもありますので、そういうものも含めて今後町としての不登校対策として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） やすらぎの園は、私も何度か見にいきましたけども、本当にすばらしいところで、居心地のいいところで。

ただ1点だけ、必ずそこに来た人は学校に戻れるっていう話があります。不登校の人、あるいは引きこもりの人は、自分ですごく罪悪感を感じているので、行く行くは学校に戻りましょうとか、そういうレールを引く空気をつくってもらうことが1番つらいというふうにおっしゃっていました。それは何人かのグループの中でお話をした内容のことなんですけれども。ですから、先ほど申し上げたいろんな道、家庭でのネットで勉強することも、ホームスクールもあるんだよということを話をして安心させていただいて、あなたは間違っていないだよということを認識してもらう。そこから始まってはどうかというふうに思いましたので、今回問題提起をさせていただきました。そういう空気をつくっていきたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで14番紙井和美君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時13分といたします。

午後 2時03分休憩

午後 2時13分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

移動してください。準備ができ次第、挙手をお願いいたします。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、命を守る防災・減災対策についてお伺いいたします。

本日は昨夜から台風15号が関東地方に上陸いたしまして、昨夜から災害対策本部が立ち上がっております。先ほど御報告がありましたけれども、停電また倒木等の被害が出ているということでもありますので、早期の復興を総力を挙げてお願いするところでもあります。よろしくお願

い申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。

東日本大震災，そして阪神淡路大震災と二度の大震災のほか地震，豪雨，火山噴火などによる大規模災害に列島各地が襲われ，かけがえのない多くの命がなくなりました。昨年だけでも，6月には大阪府北部を震源とする直下型地震では6名の方が亡くなられ，5万棟を超える住宅被害を引き起こし，ブロック塀や古い家屋の防災上の課題等も明らかになりました。

また，7月には西日本の中国・四国地方を中心に連日記録的な豪雨が襲い，河川の氾濫や洪水，土砂災害により200名以上の方が犠牲になり，多くの住民が長時間の避難生活を余儀なくされ，そして8月下旬に発生した大型台風21号により，中国・四国地方を中心に全国100カ所の観測地点で最大瞬間風速の記録を更新，さらに9月上旬には北海道胆振地方東部で最大震度7の大規模地震が発生し，山の斜面が崩れるなど多くの犠牲者を出すとともに，ブラックアウトと言われる大規模停電を引き起こし，インフラにも被害を与えました。

令和に入ってから，最近では記憶に新しい令和元年8月，九州北部豪雨では長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨が発生し，観測史上1位を更新する記録的な大雨となり，断水，停電，工場からは日本国内最大規模の油が流出し，甚大な被害を引き起こしました。

このように各地で相次ぐ自然災害，また記録的な猛暑を初めとする異常気象など，地震と台風や豪雨が同時に，また立て続けに襲ってくる複合災害を鑑みますと，災害は忘れる間もなく常に起こり得るものであるということを思い知らされるとともに，日ごろの備え，防災，減災への不断の取り組みが大切であることを改めて感じるところであります。

本町には東日本大震災の教訓をもとに，既に公共施設の耐震化を初め，これまでさまざまな対策，取り組みが進められてきたものと認識しております。しかし，近年多発する自然災害の状況や被害状況などを踏まえますと，本町における被害対策についても一つひとつ再点検をしながらさまざまな災害の教訓を取り入れるなど，必要に応じた改善を図っていくことが必要であると考えます。

そうした観点から，まず1点目として，質の高い避難所への改善についてお伺いいたします。各種災害における1つの教訓として，災害関連死を防ぐための避難所の環境改善が必要であるが，当町での課題，問題点，改善点についてお伺いいたします。

次に2点目として，空調整備のない避難所における真夏や真冬の対策など，避難された町民の健康維持のために最低限必要とされるところであります。緊急の課題と考えます。熱中症対策の災害時避難所として使われる小中学校体育館においては，国の20年度までの事業に限られる総務省の緊急防災・減災事業債の支援を活用して，早期のエアコン設置を進められないか，御所見をお伺いいたします。

次に3点目として、企業との協定によって避難所への自家発電の確保、及びマンホールトイレ、仮設トイレの確保についてお伺いいたします。

次に4点目、避難所運営に当たり1つの基準となるのがスフィア基準というのがあります。避難所の質の向上を考える上で可能な限り取り入れ、改善すべき点は速やかに改善を図っていく必要があると考えます。避難所運営におけるスフィア基準の導入について見解を伺います。

5点目として、町内の水害、土砂崩れの危険箇所への対策についてお伺いいたします。

次に6点目としまして、自主防災組織の均一化、防災担当者の明確化を図っていく必要があると考えますが、現状、今後についてお伺いいたします。

7点目は、防災士の活動を活発にするために、組織化の構築、方向性についてお伺いいたします。

8点目として、自ら避難、実践するために必要不可欠であり重要と捉えて、実践的な訓練も取り入れたマイタイムラインの普及啓発を図っていただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

最後に、避難行動要支援者の対象者数、個別計画の取り組みについて。また、昼・夜1人になる方へのきめ細かな対応について把握、支援体制はどのように考えられておられるのかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 難波議員の、命を守る防災、減災対策についての質問にお答えします。

1点目の、質の高い避難所への改善についてであります。

町では、指定避難所として、福祉避難所を含め23カ所を指定しております。その大半が小中学校であります。学校を避難所として開設した場合、本来の目的である教育の場としてできる限り早く再開することが望まれることから、学校での主な避難場所は体育館としており、プライバシーに配慮した避難スペースを確保するための、間仕切りの備蓄、あるいは資機材等を迅速に調達できる体制づくりが課題であると捉えております。なお、台風等の水害対応時に避難所を開設する場合は、公民館を優先して開設しているところであります。

また、近年の地震災害では、余震が続き建物の中にいるのが怖い、また、プライバシーが守られるといった理由により、自家用車の中で避難生活を送る事例も多く、エコノミークラス症候群等の二次的健康被害も懸念されるところであります。

そして、避難所の開設や初動期の運営は町職員が行いますが、避難生活が長期化する場合は、地域の自主防災組織等が中心となり、避難者である住民の方々による自主運営へ移行すること

から、町では毎年、自主防災組織と町職員合同で、実際の避難所を使用して避難所開設・運営訓練を実施しており、今年度も11月9日に、町内の小学校体育館を会場として訓練を実施する予定であります。

このほかにも、避難所を円滑に運営するためには、物資の仕分けやスムーズな配送手段等について検討が必要と考えているところであります。避難所の環境面や運営面への配慮は、避難者の生命や健康維持に大きくかかわる問題でありますので、施設管理者と連携をとりながら、避難所における良好な生活環境の確保に向けて取り組んでまいります。

2点目の質問につきましては、教育長から答弁いたします。

3点目の、企業との協定によって避難所への自家発電の確保及びマンホールトイレ・仮設トイレの確保はどうか、についてであります。

避難所の自家発電設備につきましては、阿見中学校・朝日中学校・竹来中学校・あさひ小学校において、太陽光発電による非常用電源を確保しておりますが、このほかの避難所には自家発電設備はございません。また、福祉避難所となる総合保健福祉社会館においては、自家発電設備はあるものの、館内の一部の照明に電気が供給される程度であり、十分とは到底言えない状況でありますので、指定避難所の電源確保につきましては、今後、施設管理者と協議しながら検討していきたいと考えております。

次に、マンホールトイレにつきましては、数は少ないですが各指定避難所の防災備蓄倉庫に備えております。また、仮設トイレにつきましては、資機材のレンタル業者と災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定を締結しているところであります。資機材等の備蓄に関しましては、購入費用や保管場所等の問題により、現物備蓄には限りがあることから、災害時に必要な資機材を迅速に確保できるよう、今後も企業との協定締結を推進してまいります。

4点目の、避難所運営に当たりスフィア基準の導入についてであります。

スフィア基準の正式名称は、「人道憲章と人道対応に関する最低基準」と呼ばれ、人道支援の国際的な基準であり、避難所などで暮らす人たちが、人らしく生きるために、避難所の質の向上を目指す基準が示されているものとして理解しております。

町では、小中学校や公民館等を避難所に指定しているところですが、その避難所の良好な生活環境の確保にかかわる具体的な指針は整っていない状況であります。なお、スフィア基準につきましては、平成28年4月に改正された、内閣府が示す避難所運営ガイドラインにおいて、参考とすべき国際基準として掲載されたところであり、平成26年9月に作成した阿見町避難所運営マニュアルには反映できていない状況でありますので、今後、避難所施設の環境整備や運営・管理体制の整備に反映させることを検討していきたいと考えております。

5点目の、町内の水害・土砂崩れの危険箇所への対策はどうか、についてであります。

まず水害に関しましては、平成27年5月の水防法の改正に伴い浸水想定区域の見直しが行われ、平成29年9月に、立ノ越地区の一部が茨城県の管理河川である桜川の浸水想定区域に新たに指定されたことから、町では平成30年7月に、新たに当該地域のハザードマップを作成して公表するとともに、該当地区において住民説明会を実施し、注意喚起を行いました。

また、土砂災害に関しましては、土砂災害警戒区域として町内17カ所が指定されているところではありますが、このうち追原地区内の急傾斜地においては、過去に台風の影響により土砂崩れが発生し、その後、茨城県で急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、約12年間をかけて、のり面の崩壊対策工事が、昨年度末に完了したところでもあります。この崩壊対策事業に関しましては、区域の指定や地権者の同意等、事業の実施に長い期間を要しますが、今後も必要に応じ、工事の実施機関である茨城県へ具申していきたいと考えております。

このほか、毎年出水期前に、茨城県の竜ヶ崎工事事務所と合同で、土砂災害危険箇所のパトロールを実施しているところでもあります。

6点目の、自主防災組織の均一化、防災担当者の明確化と今後についてであります。

町では66行政区全てに自主防災組織が設置されているものの、その活動状況には温度差があるのが現状で、地域防災力を向上させるためには自主防災組織活動の活性化が重要な課題であります。また、自主防災組織の活動が低調な原因の1つとして、ほとんどの行政区において区長が自主防災組織の代表を兼ねていることから、防災活動を担うトップが毎年かわってしまい、自主防災組織としての士気が継続されにくい状況であることが挙げられますが、役員交代に関しましては、各行政区の事情もございますので、難しいところではあると察します。

そこで、平成28年度から地区防災計画策定支援と中核となる人材の育成の二本立てで、自主防災組織の育成を図っているところであり、今後は、この事業を通じて住民の防災意識の高揚を図るとともに、各行政区において防災活動を担う人材の育成を推進していきたいと考えております。

7点目の、防災士の活動を活発にするための組織化についての方向性についてであります。

6点目の質問でもお答えしましたが、各地区の防災活動の牽引役となる人材を育成するため、平成28年度から、防災士の資格を取得している町民を対象に防災リーダー育成講座を実施し、4年目となる今年度は17名の防災士の方々に、地区防災計画策定のワークショップにおいて、支援者として運営に携わっていただき、防災士としてのスキルアップを図っていただいているところでございます。この防災士の方々にさらに活躍していただけるような環境を整えるため、現在、その組織化等について協議・検討を重ねているところです。

また、御指摘の女性、若者への啓発活動の推進につきましては、現在実施している自主防災組織育成事業の中において、女性3名、及び20代男性1名の防災士に携わっていただいている

状況であります。今後も、幅広い年齢層の方々が参画できる仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

8点目の、実践的な訓練も取り入れたマイタイムラインの普及啓発を図ってはどうか、についてであります。

マイタイムラインとは、台風や洪水など災害発生のおそれがあるときに、住民一人ひとりがとる防災行動を時系列的に整理したもので、茨城県では、水害の危険度が高い箇所を有する市町村を対象に、平成29年度から順次、マイタイムラインの作成支援事業が実施されているところです。マイタイムラインは、住民一人ひとりが災害リスクを認識し、避難行動を作成することで、防災意識の高揚、さらには減災につながるものでありますので、今後、茨城県の支援事業の動向を注視しつつ、町でもその普及啓発を検討してまいりたいと考えております。

9点目の、避難行動要支援者の対象者数、個別計画の取り組みについてであります。

避難行動要支援者の対象者数は、昨年12月現在8,974人で、その内訳は65歳以上の単身高齢者が2,725人、65歳以上のみの世帯が4,889人、要介護認定3以上の方が508人、身体障害者手帳1・2級の交付者704人、精神保健福祉手帳1級の交付者45人、療育手帳マルAとA交付者で103人となっています。そのうち、本人の同意により、個別計画の台帳に登録されている方の合計は1,236人です。

昼・夜一人になる方も含め、この個別台帳への登録については、民生委員さんによる状況の把握とともに、毎年広報誌に掲載する等により周知活動を行っており、随時受け付けております。個別台帳は、毎年5月にデータを更新し、民生委員・児童委員、行政区長、社会福祉協議会、消防署、警察署に台帳を配付しており、災害時に限らず、平時の安否確認等にも活用していただいております。

避難行動要支援者への支援体制を構築するに当たっては、平常時から行政区や自主防災組織など地域の方々との連携に加え、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等とも協力して取り組むことが重要であります。そのためには、防災に関する取り組みだけではなく、日常の生活の中においても、避難行動要支援者が地域社会で孤立することのないよう、日ごろからの声かけや見守り活動や地域行事への参加呼びかけ等も大切だと考えています。

また、自主防災活動等を通じて、避難支援者として参加協力できる多くの地域住民を確保するとともに、地域防災訓練に参加を求めるなど、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難を支援する体制を整えてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 続きまして2点目の、小中学校体育館への早期のエアコン設置について、お答えいたします。

児童生徒の熱中症対策としましては、各小中学校で気温が35度以上の場合は原則として運動を中止することとしています。小中学校体育館へのエアコン設置は、設置費用に加え、維持費の増大も懸念されます。気温が最も高くなる時期が、夏休みの期間中でもあり、教育委員会としては現在のところ体育館にエアコンを設置する予定はありません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変に御答弁ありがとうございました。

それでは、1点目から再質問をさせていただきます。

命を守る防災、減災対策についてでございますけれども、まず質の高い避難所への改善についてでございます。避難所の運営体制について、町職員の動員計画はどのようになっておられるのでしょうか。御説明お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

教育委員会が主体となる避難班の職員で避難所の開設・運営を行うとしておりまして、避難所ごとに2名の避難所直行職員を指名しております。この直行職員が速やかに担当避難所へ向かって開設、避難者の受け入れ業務を行うという流れになっております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

昨日はレベル2ということで行かなかったという状況であるとは思いますが、避難所に備えなければならない備蓄食料、あとは飲料水ですね。現状の備蓄状況をお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

8月末の時点での備蓄食料でございますけれども、アルファ米・パンの缶詰・麺類等の主食ですか、そちらのほうは2万2,568食、それとですね、レトルトカレーとかスープ等の副食を5,410食、それと飲料水——500ミリのペットボトルでございますけれども、1万80本を今備蓄している状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございました。

そうしますと、アレルギー食品、そしてまた女性の生理用品、あるいは乳児の液体ミルク・

おむつ等、そういった用品の備蓄状況はいかがでしょう。教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

アレルギー食品としてはですね、アレルギーに対応しましたアルファ米、クッキー、カレー等、こちらはですね、1万1,748食分を備蓄しております。また、女性用品としての生理用品ですか、そちらのほうは6,192回分。それとですね、乳幼児の用品としての粉ミルクですか、そちらのほうはですね、386食分、そのうちアレルギー対応の粉ミルクは246食分としておりまして、哺乳瓶は30個、紙おむつ1,948枚を今備蓄しております。

なおですね、液体ミルクにつきましてはですね、現時点では備蓄しておりませんが、導入に向けて、これからですね、調査研究等をして、必要に応じて対応してまいりたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。しっかりとまた調査検討を進めるべきところをお願いしたいと思います。

さらに、避難所というプライバシーに配慮した避難スペースを確保するために、ぜひとも間仕切りの備蓄が答弁でも課題ということでもありますけれども、その対策はとっておられますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。避難スペースの間仕切りにかかわる備蓄品としましてはですね、間仕切りがついた段ボールベッド、そちらのほうを今37個を備蓄しております。また、体育館等の共有スペースにおいての授乳室とか、男女別の救護室とか更衣室とか、仮設トイレのスペースの確保をするための間仕切りテントですかね、そちらを購入する予定でございます。計画としては、来年度から令和4年度の3カ年で約84個程度を計画しております。

また、町長からの答弁もありましたとおりですね、資機材等備蓄に関しましてはですね、現物備蓄には限界があるということがありますので、災害時にですね、必要な現物が速やかに確保できるようにですね、協定等を結んだ企業さん等と、これからよく調整をしながら推進してまいりたいと思っています。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ぜひとも、よろしくをお願いしたいと思います。

それではですね、この避難所生活におきましては、特に長引くことも考えられますので、エコノミークラス症候群、また季節によってはインフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれもある

るわけでございますけれども、このようなときに二次的健康被害を予防するためには、どのような対策を考えておられますでしょうか。お伺いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

町の保健師、あとは医師会さんやボランティアさんたち等の団体の協力を得ながらですね、避難所を巡回して健康相談、あとは特にエコノミークラス症候群ですか、そういう二次的な健康被害を防止をするための保健指導を行うということとしております。それとですね、避難所の感染症予防対策にかかわる研修を毎年実行しております。健康づくり課の保健師が講師として住民の方や避難所運営を担当する職員を対象に、基礎知識等々を学んでいるところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。また、しっかり取り組んでいただきたい部門でございますけれども、私、平成28年第2回6月の定例会の一般質問で、エコノミークラス症候群への対策として弾性ストッキング、その備蓄は要望したわけでございますけれども、その備蓄状況はいかがでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。現在ですね、議員のほうから御指摘が、要望がございました弾性ストッキングですか、それについては、現在備蓄しておりません。今後ですね、そういうのもトータル的に考えて検討してまいりたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

次に移りたいと思うんですけれども、2点目の答弁で教育長のほうから体育館へのエアコンの設置は非常に厳しい旨の答弁をいただきましてけれども、そうとはいえ、過去の災害においてもですね、大量の避難者の健康面等を考えますと、やはり避難所の環境整備は重要なことだと思っております。また、東京ではこのような状況を鑑みて、都独自でですね、体育館へのエアコン設置にかかる補助制度を2021年度まで全校を目指すとしております。エアコン設置に向けて加速してるということ聞いております。

阿見町におきましては、しかしながら、あの広い体育館にエアコンの機器だけを備えれば、暑さ寒さ対策がとれるとは限らないと思います。そもそも大震災ですね、災害のときには停電している可能性も非常に高く、その際は自家発電設備がないとエアコンは稼働しません。また、体育館の建物そのものが断熱、機密性能が高いのかどうかというところを決してそうではなく、そのための工事も必要になってくるものと思われまます。

これらエアコン機器そのものの設置の問題以前に、エアコンを稼働させるための環境整備も必要であると思います。また、その整備費と稼働後のランニングコストも鑑み、決して安いものではありません。また、町内の避難所に指定されている体育館は数カ所ありますけれども、どこを優先に設置するのかということは、今後計画も考えなくてはならないと思います。

このような状況を察しますと、すぐに設置できる状況は厳しいとは存じますが、今後ぜひとも避難所としての体育館の環境整備を総合的に考えていただき、強く要望いたしたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問なんですけれども、避難所ですね、自家発電設備、マンホールトイレ、仮設トイレの確保について御質問させていただきます。

災害協定を結んでいる企業等から避難所に貴重な物資がせつかく届いても、その避難所の大もとの電源が確保されていないと物資が使えないことが想定されるわけですが、避難所における自家発電設備の配備をどのように考えておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

電源の確保、中でも自家発電のですね、設備の整備については、燃料の確保、あわせてそういったですね、いろいろな大きな課題であるというふうに捉えております。今後、施設管理者また財政担当等とも協議させていただきながら、詰めてまいりたいと思えます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしますと、避難所の自家発電は現在十分には整備されていないという状況でございますけれども、そのほかの電源確保手段はございますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。各避難所に設置している防災倉庫のほうにはですね、ポータブルの発電機ですね、そちらを1台ずつ備蓄しているというか、設置しておる状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 先ほどの答弁でございますけれども、その中にさわやかセンターの自家発電についてですね、一部しか導入されていないという答弁でしたね。福祉避難所という指定も受けているところでございますけれども、果たしてこのままでいいのでしょうか。ぜひ、ここで町長答弁お願いしたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 難波議員の質問に答弁いたします。

総合保健福祉会館については、先ほど言われているように福祉避難所というようなことで指定もされているところであります。先ほど来電源確保を含めてですね、十分ではないという結果が出ました。これについては、先ほどから話がありましように、避難行動要支援者、今1,236人って言いましたか、この人たちが集まってくる、全部集まってくるわけではありませんけれども、その中でどのぐらいの規模が集まってくるのかということも確認をしないといけないです。

それから財源としてですね、大変多額な財源も要します。さわやかセンター、御存じのようにもう20年以上たっていますので、いろんなところで修繕が必要になっています。今度は中央制御盤というところも、これ更新をしないといけないということで多額な資金が要するということですね、全部エアコンを各部屋入れないといけないかというような議論もございます。

どのぐらいの規模で集まってくるのかということも把握もしないといけないですし、財源もそうですし、規模的なこともありますし、こういったことを含めてですね、今後考えなければいけないというふうに思っています。

照明ということで照明は間違いなく確保できておりますけれども、基本的にそのエアコンをどうするんだということでもあります。その辺のところをこれから担当課と、それから財政部局ともですね、話をしながら、何としても早期にですね、進めていきたいというふうには思っています。現時点では、そんな回答しかありません。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 前向きな答弁と捉えてよろしいでしょうか。ぜひともね、優先順位はかなり高いと思いますので、ぜひとも大事な部門でありますので、重ねてお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは次なんですけれども、仮設トイレはレンタル業者と協定を締結しているという御答弁でありますけれども、なおかつ十分な量の確保は大丈夫なんでしょうか、今の状況で。再度お伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 避難所に配備しているのは仮設トイレ、十分とはいえないと思いますので、今後はですね、必要な個数等も精査しながら複数の業者さんと協定等を結んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 1社でしたよね。やはり、そのところはぜひ複数の企業とね、協定をぜひともお願いしたいと思います。

次なんですけれども、避難所の中でスフィア基準についてなんですけれども、安全にあるべき避難所ですね。その避難生活におきまして、その原因で多くの災害関連死が起きております。そういったことから平成28年に発生した熊本地震におきましては、建物倒壊による直接死ですね、これは50人であったと。しかし関連死は約203人に上り、実に4倍以上あったということでもあります。そういったことから、これはとても大事だと思います。

このスフィア基準についてでございますけれども、避難者1人当たりの居住スペースについてでございますけれども、スフィア基準では1人当たり1スペース3.5平米、町の計画は現状どようになっておりますでしょうか。お伺いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。町のほうでは1人当たりのスペース3.3平米としておるところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） それでは、大切な避難所1人当たりのトイレの数ですね、これはスフィア基準では20人に1つの割合でトイレは設置しなさいというものでございますけれど、町の計画は現状はどのようになっていますでしょうか。お伺いたします。

○議長（吉田憲市君） 高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

町のほうは18名に1つの割合となっております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。このスフィア基準でございますけれども、やはり生命の保護のために必要不可欠な要素といたしまして、今言ったほかに給水、衛生、食料、居留地ですね、保健活動、さまざまなそういった各分野における最低基準が示されておるわけでございますけれども、このスフィア基準を可能な限り取り入れ、速やかに改善を図っていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それですね、次に、水害、土砂崩れの阿見町の危険箇所対策についてでございます。その中でですね、町内の水害、また土砂災害の危険区域がございますけれども、これ私認識しているわけでございますけれども、その避難訓練は行うなど、町では何か対策はさらにとっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

自主防災組織の育成事業の一環として取り組んでおります。地区の防災計画の策定支援におきましてはですね、町の土砂災害の警戒区域を含む行政区10地区ですか、を優先的に実施して

おりまして、平成28年度に4地区、29年度に6地区で地区防災計画の策定が完了しております。その後町のほうもですね、主催する避難訓練に参加していただいております、その計画の実効性をより高めていただいているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） しっかりと継続して、危険地域でありますのでお願い申し上げたいと思います。

そして、この自主防災均一化、6番目でございますけれども、防災担当者の明確化についてでございますけれども、現在取り組んでいる自主防災の育成事業ですね、その中で阿見町では地区防災計画策定支援、その業務について取り組んでおられるわけでございますけれども、そういうことは地区は把握しておりますけれども、県の自治体の状況はどのようになっていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。県内においての30年度に県が行った調査ではですね、計画策定済みの行政区を持っている自治体さんですか、そちらのほうは5自治体あるということでございます。また、地区計画の策定数においてはですね、阿見町は水戸に続いて2番目に整っているというか、そういう状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。危機管理監が来てからさらに進んだのではないかなと思いますけれども、さらなる66行政区がございまして、まだまだ4分の3以上残っておりますので、しっかりとまたスピード感を持ってその辺は進めていただきたいなと思うものでございます。

そして、次の質問をさせていただきたいんですけれども、行政の区長と、また自主防災組織代表者ですね、これが異なる地区はどのくらいあるのでしょうか。また、その各行政区の防災訓練の、現在阿見町の実施状況をお伺いさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。代表者が同じ地区58地区でございまして、別々に設定されている地区が8地区ということの状況でございます。それと、行政区での防災訓練の状況ですけども、直近3年の中ではですね、平成30年度が16地区、29年度が22地区、28年度が15地区という状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。この辺もやはりさらに力を入れていただきたいところでございます。やはり防災活動を担う人材育成ですよね、やはり。課題になって

いるというのは。やはりこの辺もスピード感を進めていただいておりますのでございます。

そしてまた、この自主防災組織の助成金の状況なんですけれども、要望ももちろん私のところにも執行部のほうにも届いてるとは思うんですけれども、地域性や実情に合わせた、やはりこの辺助成制度の見直し、やはり必要になってくるのではないかなと感じておりますけれども、その辺はどのように考えでしょうか。お伺いさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。補助金制度としましてはですね、防災訓練の今実施に要した費用と、それから資機材の購入費の2種類を今、町のほうで実施しているわけでございますけれども、防災訓練の費用につきましては、1行政区につき年1回の補助としておりまして、また資機材の購入につきましてはですね、1行政区10年に1回を補助しておりまして、費用の50%、15万円限度ということで設定しております。先ほどの防災訓練の費用につきましては費用の100%、ただし3万円限度というような内容になっております。

こういった補助制度のほうもですね、また県内とか等の自治体の状況も研究させていただきながらですね、前向きにですね、よりよい補助制度にしていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひとも前向きに、担当部局で調整ができ次第お願いしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次に質問させていただきます。防災士の活動を活発にするための組織化についてでございますけれども、町内の防災士の状況について、特にまた女性、若者の割合はどのようになっていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。平成30年の3月時点でございますけれども、町内の防災士の資格を取得されている方は81名。そのうち8名が女性という状況でございます。難波議員も今年ですか、防災士の資格をお取りになったということなので、ぜひとも今後お力添えをいただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 81名の防災士がいらっしゃるということで、微力ではありますがありますが、皆さんと力を合わせてお手伝いさせていただきたいとは思っております。

それで、より多くの防災士をやはり輩出していくことが大切ではないかなと思うんですけれども、それには活躍してもらおうための取り組みが大切だと思うんですけれども、今後の展望について、ぜひお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 先ほども防災士の資格のところでもございましたけれども、茨城県で御承知のとおり議員も参加されました防災大学ですか、そういうのに参加されて習得して、受講者が防災士の試験を受けられるというような状況でございますので、町としてもですね、そういった募集をですね、広く周知していきたいと思っております。

将来的に66行政区にですね、防災士さんが張りつくようなことが理想かなというふうには考えておりますけれども、そういった防災士さんの活躍の場を提供するとか、そういうのも含めてですね、今後ですね、力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は15時15分といたします。

午後 3時05分休憩

午後 3時15分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

難波議員。

○13番（難波千香子君） それではですね、次に避難行動要支援者に支援体制についてお聞きしたいんですけども、避難行動要支援者のうち同意を得た方の名簿を平時から行政の区長ですね、等へ配付しておられるわけでございますけれども、各地区での活用状況はどのように把握されておりますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

各地区の活用状況ですけども、全部把握しているわけではございませけれども、地区によりましては本人の同意を得た上でブロックごと等に情報を共有しまして、支援する人を決めたりですね、あるいは自主防災組織で避難行動要支援者を含めた避難訓練等を実施している事例がございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） それではですね、あと、今回はレベル2だったんですけども、この避難行動要支援者名簿について、町での活用状況はどうなんでしょうか。昨年も8月ですね、台風13号では夜間から、やはり今回と同じように早朝にかけての台風が接近するおそれがあるということで、このときには土砂災害警戒区域内の居住者、また早朝の避難を促すために、警戒レベル3ということで避難準備・高齢者等避難開始を発令した実績がありますけれども、このときには町では避難行動要支援者に対してどのような対応をされたのでしょうか。お伺い

たします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

昨年ですね、まず土砂災害警戒区域地域内で個別計画に登録されている方につきましては、避難準備・高齢者等避難開始の発令に合わせまして、直接職員が電話にて避難所の開設、それから早期の避難所への避難等を連絡をさせていただきました。また、あわせまして当該地域の行政区の区長さん、それから民生委員児童委員さんにも避難所の開設、要支援者の支援協力等について連絡をさしあげたところでございます。また、9月の台風24号の際にも同様の対応をしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

今回は、想定外の災害の時代は終わったという、そういった視点に立って行政として何ができるのかという観点でお伺いさせていただきました。予算の関係もありますが、町民の命を安全に守るためにどこまで準備ができるのか。やはり、その視点を忘れずをお願いしたいと思います。大変にありがとうございました。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） それでは第2項目めでございますけれども、移動販売車による買い物支援及び生活支援についてお伺いいたします。

新規事業として、いよいよ移動販売実証実験が始動する運びになったことに、心から担当部局の御努力に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

高齢社会は、かなりのペースで進んできております。高齢者の買い物の支援としまして、移動販売車、移動スーパーの早期導入については、今までも質問してきましたけれども、今回4回目の質問になるわけでございますけれども、具体的な中身について今回は質問させていただきたいと思います。

まず最初に、移動販売場所の選定基準から販売場所、提供開催数の現状、課題について。

次に2点目、要望に応じて販売拠点の増加、開催数の変更は随時見直しが可能になりますか。

3点目、販売場所、提供回数 of 周知について。

4点目としては、移動が困難な高齢者等の対応について、きめ細かな個別支援をしていただきたいと思いますけれども、食品や雑貨など注文しておけば販売ルートの途中で寄ってもらえるようなことも、既に実施しているところではやっておられるとお聞きしております。販売の

対応についてお聞きいたしたいと思います。

5点、参入事業者が最終的に自立、継続できるような事業にしていくためには、どのように連携して取り組んでいくお考えか。

最後に、災害協定や見守り活動協定の実施予定はどの段階で可能でしょうか。お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 移動販売車による買い物支援及び生活支援についての御質問にお答えいたします。

移動販売車による買い物弱者支援につきましては、平成31年第1回定例会において難波議員の御質問にお答えしたとおり、身近な場所で食料品などの生活に必要なものを購入できる店舗がない地域においては、移動手段を持たない高齢者にとって、買い物支援は重要な課題として認識しており、当町では移動販売を実施している事業者と連携し、令和2年1月を目途に実施していく予定であります。

1点目の、移動販売場所の選定基準から、販売場所、提供開催数の現状、課題についてであります。

町では、4月開催の区長会議の中で、買い物や公共交通の利便性が比較的高くない地域、41行政区を対象として、各区長に移動販売の協力を要請し、実施を希望する行政区に停留要望書を提出していただきました。最終的には21行政区、40カ所となっております。移動販売場所の選定基準については3点注意しております。1つ目が商店・コンビニエンスストアの近接地ではないこと、2つ目が公道上ではないこと、3つ目が所有者の承諾が得られるところ、としております。

提供開催数の現状、課題についてですが、事業者において、停留要望箇所の現地確認を行い、月曜日から土曜日の週6日間運行し、1日12カ所から16カ所、同じ箇所を週2回回るルートの提案を受けており、事業者と協議を行いながら決めてまいります。今後事業が開始されると、いろいろな課題が生じると思われますが、随時、事業者と協議をしながら進めていきたいと考えております。

2点目の、要望に応じて、販売拠点の増加、開催数の変更は随時見直しが可能か、についてであります。

町も事業者も、この場所で固定とは考えておりませんので、随時見直していきたいと考えております。また、今後、さらに実施地区の拡大も検討しておりますので、事業者と協議しながら随時対応してまいります。

3点目の、販売場所、提供回数周知についてであります。

対象となる地域においては、町や事業者が作成したチラシの戸別配布、地域の役員さんによる声かけなどを依頼したいと考えております。

4点目の、移動が困難な高齢者等の対応について、きめ細かな個別支援はできないか、についてであります。

歩行に不自由のある高齢者への対応は近隣の住民の方による付き添いなど、地域の支え合いに期待するところですが、支援の要望等があった場合に関しては、町、事業者、地元行政区連携のもと、対応していきたいと考えております。

5点目の、参入業者が最終的には自立・継続できるような事業にしていくためには、どのように連携して取り組んでいく考えかについてであります。

当事業は、高齢者買い物支援実証実験事業として今年度より5年間行う予定となっており、その期間中に事業の黒字化を図る必要があります。まず事業者が利用者の要望へのきめ細やかな対応を図るなどして、利用者を増やしていく必要があります。町においても事業者、区長と連携し、改善等を図りながら事業者の自立及び事業の継続を進めていきたいと考えております。

6点目の、災害協定や見守り活動協定の実施予定は、どの段階で可能かについてであります。災害協定及び見守り協定については、今後事業者と協議してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。大変期待するものでございます。それでは、再質問に移らさせていただきます。

まず、この停留要望ですけれども、最終締め切りはいつ締め切ったのでしょうか。また、どこの行政区がこの21行政区になるのか。また事業者及び車種はどのような形で最終的になったのでしょうか。お伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず要望についてでございますけれども、まず各行政区の区長様にはですね、4月19日の区長会議のときに説明をさせていただきました。5月の17日までに提出をお願いいたしました。ただし締め切りした後でも場所の追加、それから修正もございましたので、そういうのも含めますと5月末ということでございます。

それから停留所の箇所でございますけれども、停留要望のありました行政区ですが21行政区ありまして、立ノ越、若栗北、鈴木、三区上、一区北、上郷、レイクサイドタウン、上小池、上長、中吉原、下吉原、福田、君島、石川、塙、追原、飯倉、掛馬、南平台一丁目、南平台二丁目、南平台三丁目の21行政区になります。

それから事業者でございますけども、町内に販売店舗を構えている、そしてなおかつ取手とか笠間で移動販売の実績がある大手スーパーということで、カスミストアさんを予定をしております。

車種でございますけども、小回りがきき家の庭先にもとめられるような軽トラックを、現時点では想定をしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

次にですね、ルートについてなんですけれども、当初月曜日から金曜日になるようなお話でございましたけれども、今回要望のあった土曜日も入れていただき大変にありがとうございます。地域住民からも要望があった土曜日でございます。効率よく循環していただきたいと思うわけでございますけれども、ルート及び循環時間はどのような計画予定で今のところおられるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

21行政区のうち停留箇所の要望につきましては40ございました。現時点では、これに対しまして3つのルートを検討しているところでございます。

まず1つ目は、君島、石川、南平台、飯倉、塙、追原を回るもの。それから2つ目が、福田、中・下吉原、上長、上小池、三区上を回るもの。3つ目が、若栗北、鈴木、上郷、掛馬、レイクサイドタウン、立ノ越、一区北を回るものを想定しております。

それから時間でございますけども、10時に店舗を出まして各地区回ります。それで、お昼に商品補充のため、それからまた休息のため一旦店舗に戻りますけれども、その後また販売を開始いたしまして、ちょっと1つ目のルートは件数が多いので15時40分ぐらいに店舗に戻る予定でございます。そのほかのルートにつきましては、15時ぐらいには店舗戻る予定となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。随分早かったもので、何か書きとめられず……。また後でゆっくりと聞かしていただきたいと思うところなんですけれども。

販売拠点ですけれど、随時、御答弁のほうで見直し、対応していくとのことでございますけれども、1回目の見直しの予定の時期はどのように考えておられるのでしょうか。また、その際に見直しの基準はどういったことを考えておられるのでしょうか。お伺いさせていただきます。

す。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

事業の実施が来年1月以降ということで考えてございますので、その時点で課題等があれば随時地元の区長さんとか事業者とかあわせまして協議をしながら検討していきたいなというふうに考えてございます。それから、特に見直しの基準といったものは現時点では想定してございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

今後なんですけれど、見直しということで当然増えるところはやっていただけるものと思うところがございますけれども、41行政区以外今回あるわけですけれども、要望ですね、それは今後要望としていただけるということでよろしいのでしょうか。お伺いさせて……。

あ、それとですね、またどの地域を対象に要望を募っていかれるのか。また、提供開催時期の予定なんですけれども、これは今後だと思えるんですけれども、この際軽自動車、ワゴンなんですけれども、車種は増便していただかねばとても拡大は難しいと思うんですけれども。その辺の考えをお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず要望書をいただいている行政区でもですね、要望がある場合には協議をしながら進めていきたいと考えてございます。今回41の行政区のほうを対象とさせていただいて、実際に要望があったのは21の行政区でございます。当初、調査をかけていない地区25行政区につきましても、今後要望等を聞いてまいりたいなと思っております。それによっては、1台では回り切れないということになるかと思っておりますので、その場合には自動車の増便等も含めて検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ぜひ、そのときにやはり高齢者の救いの支援ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

また、これは住民もなんですけれども、人が集まるかしらと今心配されている方もおられます。この周知ですね。大変に反響は大きくて期待されているところがございますけれども、その対象となる地域には、町や事業者の策定したチラシを個別に配布していただけるとのことで

ございますけれども、やはりその地域のみということではなくて、町民にも共有していただけるということが大切なんじゃないでしょうか。その辺で知り合いもいる、また親戚もいる場合もございます。広報あみ、また公共施設等の窓口にも設置していただいで、その辺はいかがでしょうか。お伺いさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。事業を広めていくには、やはり町と、それから地域の住民の方と、それから事業者と、この3者がですね、協力していくことが必要となると思います。広報につきましては、これから具体的な作業に入っていきますけれども、御指摘のありましたように、町広報紙それからホームページの活用、それから窓口への設置等は行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 丁寧なまた推進をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それですね、やはりこの事業におきましては、この事業者ですね、自力で……。今回補正予算が上がってきているわけでございますけれども、そのまず使途、使い道についてお伺ひしたいと思ひます。やはり、今後5年という実証実験でございませうけれども、黒字化を図る必要があると思ひます。持ち出し分をいかに減らすかということにかかってくるのかなと思ひますけれども、そのための各拠点の利用者数、また金額はどの程度だといひのか、ぜひお伺ひさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、今回補正で上げさせていただいた部分なんですけれども、経費の内訳の主なものは人件費になろうかと思ひます。それから、あとは事業に要する車両購入費とかメンテナンス費、燃料代等も含まれてございませう。

それと、事業の黒字化ということで、事業者のほうの想定では事業が始まったところは1日当たりの売り上げが3万円程度を予想してございませう、1カ所当たりの購買人数は1人当たり1,000円の売り上げとして、平均1カ所当たり3人程度を想定してございませう。ただ、今後黒字化を図っていくためには、1日の売り上げは平均して5万5,000円以上が必要というふうに思ひます。それには、1カ所当たり平均して5人以上は必要かなというふうに考えてございませう。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。詳しく数字まで出ましたけれども、やはりこの事業というのは、町全て住民にとっても事業者にとっても当然大切な事業になってくるかと思うんですけれども。今後そのほかにも災害協定、そして見守り協定もぜひ結びいただき、今後移動販売による高齢者買い物支援事業、それって超高齢社会になって、ますます需要が高まってくるものと思います。カスミ本体も地域から販売地点の要望も聞いてくると思うんですけれども、やはりその中でその要望もしっかりと連携していただいて、推し進めていただきたいと思います。

で、最後なんですけど、その余ったものは、そこまで考えて……。そこで循環されるという考えでよろしいんでしょうか。それ、一言だけお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

商品については、事業者のほうで用意をするということになりますので、多分余ったものは店舗に持ち帰って割引をして販売するとか、それは事業者の考えによると思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。新鮮なものが届けていただいて、皆さんが喜んでいただけるような、そんな移動販売車になっていただければいいかなと思います。大変にありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。

阿見町のシティプロモーションについてお伺いさせていただきます。

これはですね、人口減少、高齢化などが進む中、阿見町は人口5万人を目指しております。それに対して地方創生に取り組んでいることは認識しております。まずシティプロモーション戦略といたしまして、阿見町の魅力を発信していく、そして、その中で定住人口、移住の促進、そして交流人口の推進をさらに進めていくべきものでございます。今後の戦略についてお伺いいたします。また、これにおきましては専門家を配置してシティプロモーションを推進していくべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2点目といたしまして、ウエルカムボードを来町記念の撮影コーナーに、転入届、出産届、また結婚届など、人生の記念日等に撮影していただけるサービスといたしまして、庁舎の、ただいま国体モニュメントが設置してございますけれども、阿見町を発信していく手法の1つとしてそこに設置はできないのか。また、お祝いとして出産届、婚姻届等の際に写真カード入れ等の、そういったサービスはどのようなのでしょうか。お伺いいたします。

そして3点目といたしましては、阿見町のシティプロモーション化した冊子を発行して、阿見町の魅力を知っていただくようにしていただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町のシティプロモーションについての質問にお答えいたします。

1点目のシティプロモーション戦略と、3点目のシティプロモーション化した冊子の発行につきましても、関連しておりますので一括してお答えをいたします。

シティプロモーションという概念には、地方創生、観光振興、住民協働などのさまざまな考え方が含まれており、どのような取り組みとするかは自治体が求める将来像によって異なってまいります。当町として、シティプロモーションをどのように定義していくかは、これからの検討課題ではありますが、一般的には、地域資源の活用による町のイメージ向上と、その魅力を地域の内外に効果的に発信する施策を戦略的に展開することによって、交流人口や関係人口の拡大と定住促進を目指す取り組みであると認識しております。

本年6月に閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、地方への新しい人の流れをつくるため、今後積極的に取り組む施策の1つとして、地域に多様な形でかわる関係人口の創出・拡大と、地方の暮らしの情報発信の強化が挙げられております。

議員より御提案いただきましたシティプロモーション冊子の作成につきましても、例えば、阿見町での暮らしを具体的に紹介することで、関係人口の拡大や定住促進につながる有効なプロモーション手段であると考えられます。当町といたしましては、こうした国等の動きを踏まえ、年度内に策定する「第2期阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」におきまして、町の魅力を発信していく施策展開の方針を整理してまいります。

また、シティプロモーションを戦略的に進めていく上では、先導的役割を担う組織体制を構築し、専門家等の意見も取り入れながら、現在町が行っているさまざまな取り組みを連携させ、一体的に展開していく必要がありますので、先進自治体の事例を参考としながら取り組んでまいります。

2点目の、ウエルカムボードについてであります。

現在の県内市町村におけるウエルカムボードの状況でございますが、婚姻届のフォトスポットなど簡易なものを含め、13市1町が設置しております。製作方法については、自治体によってデザインから作成まで業者に委託しているところ、または独自で手づくりするところなどさまざまあります。今後、お客様に喜んでいただき、阿見町をPRできるようなウエルカムボードを検討するとともに、議員御提案の写真カード入れにこだわらず、何かできるサービスはないか調査研究してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、阿見町のシティプロモーションについてでございます。

御答弁では「第2期阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」の施策を整備するに当たり町民からの御意見が必要だと私は思うんですけれども、その阿見町のよいところ、住んでよかったところ、こんなふうになればいいとか、こんな暮らしもいいね、あるいは観光資源、そういったマーケティング、市場調査は必須だと思うんですけれども、アンケートをとっていくべきでは、まずはないでしょうか。お伺いさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長湯原幸徳君。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

今現在第2期の総合戦略の策定をしておる中で、このシティプロモーションについては、有識者会議の中でもその必要性については提言をされているところでございます。アンケートでございますけれども、住みたい町ってどんな町っていうふうなところで、町民討議会の中でもいろいろと議論をしていただきまして、町民の方にいろいろと提言をしていただいたところでございます。その中でいろんな意見も出ているというふうな状況がございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ということは、アンケートはその中でも……。再度お願いします。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 失礼しました。アンケートにつきましては、今まで3世代同居ですとか、事業所に勤めている方に奨励金をしている実績を伴った補助金をやった方ですとか、あとはその第3子に対する補助金の方に対するある程度のアンケートは実施しているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 今後なんですけど、プロモーションの第2期創生総合戦略に入るに当たって、やはり住民調査、意向、そういうのは必要じゃないかと思うんですけど、その辺再度御答弁願えますか。お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 今の総合戦略の中では、町民討議会と町で3つの補助金の事業に対するアンケートをしたところでございまして、シティプロモーションに関してのアンケートっていうところまでは、今現在は至ってないというふうなところでございます。

ただ、難波議員が質問いただいたシティプロモーションの必要性については、町としてもこれまでも十分にその必要性については認識をしているところでございまして、町長の答弁にもありましたように、今後広報戦略をどういうふうにしていくか、ただ町の魅力度っていいですか、認知度ですとかイメージを高めるための人口定住、定住促進を図るためのことなのか、観光なのか、あるいは企業の誘致だとかっていろんな部門がありますので、それを今後どういうふうに目的、定義を位置づけるかということも検討しなければならないというふうに思っております。

そのために、来年度新たな……。今までは何もない部署の中で、各それぞれの部署がある程度自分の事業ですとかイベントですとか、そういったものを各々ホームページですとか広報紙ですとか、記者クラブに流してだとか、そういったことをしていたもんですから、それを一体的な中で進めていく必要があるということで、新たな組織を位置づける必要性を感じております。

ですので、その中で必要があれば他の自治会への、もちろんこれ先進自治体の調査もしなくちゃいけないでしょうし、あるいはアンケートが必要であればアンケートも必要であると思えますし、それから専門的な部分での意見も取り入れることが必要であれば、やっていかなければならないということで、今後そういう部署をしっかりとした中で取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。どこも、戦略室ですかね、やはりそういったものが、今、室長おっしゃいましたけれども、必要になってくるんじゃないかなとは思いますが。そういった今後、先導的な組織体制を構築していくという御答弁いただいたわけなんですけれども、ぜひ私から要望なんですけれども、その際ぜひ女性や若い人材、そういったコンサルティングされる方、またアドバイザーとして登用して、ぜひシティプロモーションの戦略室なるもの、阿見町はさまざまところで、当然今室長がおっしゃったように、いろんなところで発信しておりますけれども、やはり機構改革というか、そういったものを持って情報発信をしていくという、そういうふうなことなんでしょうか。そこに要望といたしまして、やはり若い力、そしてまた女性の目線、そういったものもぜひ何人か登用すると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

もちろん組織としてはシティプロモーション、どういう名称にするかはまだ決まっているわけではないんですけれども、広報戦略をする部署を明確に位置づけたいというふうに思ってお

ります。その中では、やはり若い職員の意見ですとか女性の目線から見たシティプロモーションの考え方ですとか、そういったところは非常に重要な視点だと思いますので、その辺のところは考慮しながら組織化していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひとも発信できるように、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

河井東海大学文学部広報メディア学科の教授なんですけれども、いろんところで講演されてる教授なんですけれども、シティプロモーションの目的、それは何か。能動的なまちづくりにかかわっていききたいという人を生み出し、また地域参画の総量を増やすことだとおっしゃってます。また、町の魅力をしっかり訴えれば、外から人・物・金・情報などの資源を呼ぶことができる。そのためには地域のイメージをブランド化することが必要だと。また、意欲のある市民の参画によって町の魅力を発見し、それを違うところは物語にしていく、暮らしをあらわしていく。それはちょっと今までと違うのかなと思います。そのようなお話をしておりました。

また、例なんですけれども、今回茨城町に行ってきました。茨城町では、素晴らしいんですけれども、私も茨城町のサポーターに、来た人はなっただくんですよということで何かあったんですけれども。行った人はみんななってるのかなと思ったんですけれども、それは「いば3」というんだそうです。茨城県東茨城郡茨城町で、3つ茨城つくから我が町のキャッチコピーは「いば3」なんだそうです。いろいろありますよね。そういったものを、ああ、そうですかということでは何か……。で、そこも若い方、男性でした。本当に柔らかい感じの。柔らかいって……。失礼しました。

で、現在ですね、ファンクラブをつくってるっていうんですね。それは、茨城町でまず暮らしてる方、それから茨城町出身で今は町外で暮らしてる方、また町内に親戚や友人がいる方、また以前学校や職場が町内だった方、また都心から涸沼っていうんですかね、そこに遊びに来ている方など、茨城町とのかかわりがある方に、ふとしたときに思い出してもらおうということで、ふるさとのように町とのつながりを忘れないでほしいって、その思いを込めて設立したそうなんですけれども。

そういった意味で、そこに冊子もいただいはきたんですけれども。本当に暮らしぶりですね、かかわった方がその部屋で子供や……。年に3回だということなんですけれども、本当に素晴らしいなど。これ、取材にも来たっていうんですね、いろんところから。やはり、この若い世代の考える、こんな見えないところでみんな頑張ってるんだよっていう、その視点なんですよね。えっていうことで、とても感動させていただきました。そういうのが、またいろ

んなところに行っていただいて、ぜひぜひね、参考資料はたくさんあると思いますので、阿見町らしいものをいただいて。

ちなみに流山は30からね、40代まで、絶対来ていただくってことで、そこにもう1点集中でね、こういうプロモーションやってる。もうそこにいろんなドラマがあるかと思しますので、やっていただいて。あと、これいただいた、こんな小さい……。女性はバッグ持ってますので、ちょっとこういう小さいのでいつでも開けるような、これで車とかいろんなところに行ったときに、またこれを皆さんにあげるときにこういう小さいもので阿見を知っていただく。またあげられるよっていう、質とかそういうんじゃないくて、いろんな戦略を考えていますので、ぜひぜひまた考えていただいて、やっていただければなと思います。

そして私、小美玉市のシティプロモーションにかかわっておられる女性の方から、この「熱海の奇跡」、これはすごいよということで何度か……。買ってすぐ読めちゃったんですけど、何かなと思ったら、熱海は一時、昔はね、新婚旅行でよく、私の世代の少し前かななんて思うんですけども、よく。それが今はV字……。1960年ですね、半ばのお客さんは530万人もいらしたというんですね。それが2011年には246万人にっていうね、半減してしまったっていう。それが今はV字回復しているっていうんですね。

そこは、原因は何かっていうと、プロモーションにやはり若年層をそろえたって言ってました。13人って言ってました。で、そこにはやはり町が主導じゃなくって市と民間がタッグを組んで進んでいった、推進体制が成功したって言っていましたので。やはり、そういうところを見つけるっていうのも大事ですよ。やったださる方。で、そこが「オンたま」、おったまげたっていうんですかね、片仮名で「オンたま」っていうのを……。

最初、熱海に行ったお客さんがみんな聞いたそうなんです。熱海はどこがいいところがあるか。いや、熱海はねえなあって言うんですって。で、タクシーの人に聞いても、どこに行ったらいいですかって言うと、いや、いいところはねえぞって言う、そういうような形だったんですけども、それが今ではしっかり熱海の人が燃えているということで、やはり熱海を知らなかったっていうのは熱海の人だったという、その辺が大切かなと思うんですね。

やはりみんなで盛り上げる。その辺はぜひよろしく、また研究していただいて、すばらしい、またそういう発信の機構をお願い申し上げたいなと思います。

最後の質問ですけども、ウエルカムボードまたサービスはどのようなものを。手づくりというようなお話でございましたけれども、また、いつからの御予定なのか。最後にお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 難波議員，時間ぎりぎりですので，次でまとめてください。

○13番（難波千香子君） わかりました。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。いつからというのは、まだ決めかねておりますけれども、広く職員からアイデア等を募集して、温かみのあるそういったものをですね、検討していきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） また、いろんなところにございますけれども、移動できるもの、そんなものでも大丈夫かなと思います。すばらしい手づくりのものを、ぜひぜひやっていただいて期待するものでございます。どうぞよろしく願い申し上げます。大変にありがとうございました。

以上で、質問を終了させていただきます。

○議長（吉田憲市君） これで、13番難波千香子君の質問を終わります。

次に、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

移動、準備をお願いいたします。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） 休憩が入ると思いましたが、直接入ってしまいました。

F a x a i——台風15号が阿見町上空を通過いたしました。大小の被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。また、昨日から寝ないで対応していただきました、町長以下関係者の皆様に感謝申し上げます。私の庭でも、大事にしていた盆栽の太い枝が折れてしまいました。少し残念です。

皆様、4年前の今日何があったか覚えておられますでしょうか。常総市周辺を関東・東北豪雨が襲いました。当時、日本海を北東に進む温帯低気圧に太平洋上から湿った暖かい空気が流れ込み、折から日本列島に接近していた台風17号から吹き込む湿った風とぶつかったことで、線状降水帯が発生いたしました。

線状降水帯、これよく最近気象予報で出てくるんですが、激しい雨を降らせる積乱雲、これ入道雲ですが、これが連続して発生し線状に並び、その規模が幅が20キロから50キロ、長さが50キロから200キロに及びます。多分茨城県がすっぽり入るぐらいの大きさに、雨をたくさん暮らせる積乱雲が発生して並ぶというようなものを線状降水帯というらしいです。

そして、今年長崎から佐賀県、福岡までの広い範囲にかけて、長時間にわたる集中豪雨が発生し、8月28日を中心に各地点で観測史上最多降水記録を更新いたしました。3人が亡くなられ、佐賀、福岡、長崎における避難指示は約87万人に及びました。ここで災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された大勢の方々にお見舞い申し上げます。

九州北部地方は、7月20日の台風5号に引き続き大雨特別警報が発令されましたが、これは大雨洪水警戒レベルで命を守る最善の行動が求められる最高のレベル5に相当いたします。実は、この大雨をもたらしたのも関東・東北豪雨同様に線状降水帯でした。

皆様もテレビでごらんになったとおり、川が氾濫し市街地は茶色く濁った水に覆われ、特に被害が大きかった武雄市周辺では、報道ヘリから見ると市街地が一面茶色の濁流に浸かり、1階部分に浸水した民家の屋根が小島のように点在しているように見えたそうです。あれが、もし霞ヶ浦で起きたらと想像するのは私だけでしょうか。

このように、数十年に一度の災害が日常化し、先ほどの難波議員の一般質問の中にも、災害は忘れる間もなく常に起こり得るものであるという名言がございましたが、我々はこれらに備えることが求められております。

そこで、安全安心のまちづくり、危機管理ができるまちづくりを目指す阿見町の下記の防災態勢についてお伺いいたします。

1、7月25日に開催された令和元年度第1回阿見町防災会議における会議の内容について、審議内容について、今後の課題について。

2点目、災害発生時等危機管理の要である危機管理監について、2年間の実績と成果。そして、今後の展望についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は4時10分といたします。

午後 4時00分休憩

午後 4時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願ひます。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 樋口議員の、阿見町の防災態勢についての質問にお答えいたします。

1点目の、7月25日に開催された令和元年度第1回阿見町防災会議の概要についてであります。

阿見町防災会議は、町の防災に関する総合的な施策である阿見町地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、町の防災に関する重要事項を審議する組織として、災害対策基本法及び阿見町防災会議条例に基づいて設置されております。また、防災会議の委員は、町長を会長とし、指定地方行政機関の職員、茨城県の職員、茨城県警察の警察官、当町の職員、教育長、消防団長、稲敷広域消防本部の職員、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員、自主防災組織の代表者等により構成されております。

次に、今年7月25日に開催しました、令和元年度第1回阿見町防災会議における審議内容でございます。議案事項としましては3つの案件がございまして、「阿見町地域防災計画の一部修正」、「阿見町広域受援計画、阿見町災害応援計画、阿見町広域避難受入計画の新規策定」、「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改定」について、委員の皆様にご審議をいただき、承認を得たところであります。さらに、報告事項としまして、昨年12月に公表されました茨城県の地震被害想定の見直しの概要について、及び茨城県内市町村で共同整備を行いました被災者生活再建支援システムについて、並びに災害対策の取り組み状況の現況等について報告をさせていただいたところであります。

今後の課題といたしましては、その時々における防災上の重要事項や課題を的確に捉え、町の計画へ反映させていくこと、また、防災計画の作成等において、幅広い機関や団体等の参画を促進し、多様な意見を取り入れていきたいと考えております。

2点目の、平成29年8月に採用いたしました危機管理監の2年間の実績と成果についてであります。

危機管理監は、着任以降、阿見町の危機管理に係る体制整備構想の未確立、策定すべき計画の未整備等の現状を踏まえ、中・長期的な危機管理体制に係る整備目標を定めた「危機管理体制（態勢）整備計画」を速やかに策定しました。また、阿見町業務継続計画、阿見町広域受援計画、阿見町災害応援計画、及び阿見町広域避難受入計画——いわき市編、の4件をスピード感をもって整備し、町が保持すべき計画はおおむね整備できている状況にあります。さらに、教育訓練につきましても、阿見町が初めて独自で計画した図上訓練を2回実施してまいりました。

この間、町内において災害による大きな被害等はありませんでしたが、北朝鮮による2件の弾道ミサイル対応、5件の台風に対応するとともに、火災・行方不明者捜索等にも従事してまいりました。2年間における危機管理監の実績は、着実に町の危機管理体制を構築しつつ、実災害に的確に対応する等、その実績は評価できるものと思っております。

今後の展望であります。特に、地域の自助・共助を推進していくために、重要課題である自主防災組織の強化に継続して携わって安全・安心なまちづくり、危機管理ができるまちづくりの実現に尽力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。再質問に移らせていただきます。

7月25日、令和初の防災会議はそうそうたるメンバーで厳正に粛々と進められ、さすが阿見町の安全保障を担う最高意思決定機関であると感じました。

そこで、答弁にありました防災会議において、幅広い機関や団体等の参画を促進し、多様な意見を取り入れていくために、防災会議委員を充実していく方策はどうお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

今後ですね、他の自治体の防災会議等を参考にですね、今、阿見町で選任されてない新たな部分というのが、そういうところをちょっと参考にですね、検討していきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） では、関係機関との連絡手段はどのように準備をされていますか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 連絡手段につきましてはですね、7月に策定いたしました阿見町の広域受援計画の中で、関係機関の連絡一覧として取りまとめておりますので、それを活用していきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 私も阿見町広域受援計画は実効性を重視して作成されており、関係機関等との連絡一覧は災害発生時の連絡調整のカウンターパートが一目瞭然で有効だと考えております。しかしながら、常に最新の状態を維持するため継続的なバージョンアップをお願いいたします。

次に、昨年12月に公表されました、茨城県の地震被害想定の見直しの概要についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。新たに想定されている県内の地震はですね、内陸型で6パターン、それから海溝型で1パターンの計7パターンが示されておりまして、そのうち県が最も警戒すべき地震として茨城県南部を震源とする地震が1つとして上げられております。その際、阿見町の被害想定の見積もりはですね、最大震度6弱、死者10名、負傷者110名、建物の被害840棟と算定されているところでございます。今後これらをもとにですね、町の防災計画の修正につなげていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。今後、地域防災計画などへの反映を確実にお願いをいたします。

続きまして、被災者生活再建支援システムの概要についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

システムの内容は罹災証明で、どこで誰がどの程度の被害をしたかというのを地図表記を含めてデータベース化すると。それを被害者台帳というか、そういうものとリンクさせるということで、どのような支援がどこまで実施していけるのかと。一括管理されて被災者の生活再建支援につなげていくためのシステムということでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 茨城県の地震被害想定の見直しでは、茨城県南部地震発生時には建物被害が約840棟想定されています。被害想定に従い、優先順位の高い地域から先行的に対処準備をお願いいたします。

以上3点質問させていただきましたが、阿見町防災会議で決定された事項を有事の際、阿見町災害対策本部で正々に対処していただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 2つ目の質問の危機管理監について質問させていただきます。

本日登庁して、昨日から皆さん登庁されて準備して疲れてるんじゃないかなと思っております。朝一発目、危機管理監のはつらつとした姿を見て、頼もしく感じた次第でございます。

平成28年9月定例会で、危機管理監の採用について一般質問させていただき、その後検討を重ねていただき平成29年8月にスピード感を持って採用された危機管理監ですが、地方自治体が所定の資格を持った危機管理監を採用後、その人件費に対して国からの助成があるとのことですが、現状はどうなっておられるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。今、議員からもお話があったように、一定の要件を満たした外部人材をですね、防災に関する役職に採用配置するような、に伴った経費について特別交付税の措置が講じられます。措置の内容はですね、その費用に措置率を乗じた額、上限3,400万ということですが、交付されます。

参考までにですが、平成29年度の実績は、年度途中の8月からという採用でございましたので、交付金については278万。平成30年度実績は上限枠の340万が、それぞれ特別交付として措置された状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 最初ちょっと上限3,400万と聞こえましたが、340万ということで理解をさせていただきました。

危機管理監の採用に当たり、年間340万円もの助成を受けられということは、町にとって財

政上の大きなメリットだと感じました。

次に、危機管理監に今後期待することはどのようなことでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 先ほども、町長も答弁させていただきましたけれども、町ではですね、不特定多数の町民の生命・身体・財産を守る、従来想定されている災害の危機だけではなくて、新興の感染症とかテロとか、大規模な事故等を想定した危機管理体制をさらに強化、また充実を図る目的で危機管理監を採用して着任していただいているわけでございますけれども、町民に重大な被害が及ぼすことも想定されます緊急事態が発生した際に町長を補佐して、部局を超えて町の全職員の指揮監督をする職でございますので、的確に迅速に意思決定を行うための知識や経験が求められるところでございます。

現在、着任している押切管理監につきましてはですね、今まで以上に全庁的な信頼と信用を得て、町の防災行政に限らず行政の全般にもですね、精通して、町民のために活躍してもらいたいと思っております。また、町のこういった期待にも十分に力を発揮できる人材と感じておるところでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。危機管理監におかれましては、引き続き阿見町第6次総合計画後期の安全安心のまちづくりの守護神として職務に精励していただくことを要望いたします。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） はい。2問目の再質問をさせていただきます。

7月28日に、第51回阿見町消防団消防ポンプ操法競技大会が開催され、町内15分団が競い合い、高い意識と……。

○議長（吉田憲市君） 2問目ですね、今。

○5番（樋口達哉君） はい。失礼いたしました。2問目の質問をさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） はい、樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 失礼いたしました。どこまで言ったか忘れてしまいました。

○議長（吉田憲市君） 最初からお願いします。

○5番（樋口達哉君） はい。

7月28日、第51回阿見町消防団消防ポンプ操法競技大会が開催され、町内15分団が競い合い、高い意識と見事な消火活動の一端を披露していただきました。反面、昨今では団員の募集難など、組織を維持するため涙ぐましい努力があると聞いており、以下の事項について伺います。

1、活動内容について。

2、団員手当等処遇の改善はされているか。

3、団員数を確保する施策はあるか。

以上、お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町消防団についての質問にお答えいたします。

1点目の、消防団の活動内容についてであります。

消防団は、本業を持つ傍ら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安心と安全を守るために、消火活動、火災予防広報活動、応急手当の指導、避難誘導、警戒警備、行方不明者の捜索活動など、多岐にわたる活動を行っております。また、これらの活動のほかに、自らの消火技術を高めるための操法訓練に、本業の合間を見て、各々の時間を削って日夜励んでおります。

その成果として行われる、消防操法の全国大会において、阿見町消防団は過去に5回の出場を果たしております。近年では平成28年に6位入賞、平成29年には女性消防隊が5位入賞という実績をあげており、また過去に出場した全ての大会において入賞するという、偉業をなし遂げております。これら、阿見町消防団の輝かしい功績は、全国的にも高い評価を受けているとともに、町にとってもまことに荣誉であり、誇りでもあります。

2点目の、団員手当等処遇の改善はされているかについてであります。

まず、団員報酬についてですが、前年度までは、阿見町の一般団員の年間報酬額は、10,400円と低い金額となっておりました。これは、先ほど申し上げました、阿見町消防団員の日ごろの労苦や、全国大会における功績等を考慮しますと、非常に低い報酬額でありました。これを解消するため、今年度から報酬額を改定し、一般団員の年間報酬額を20,000円に引き上げたところであります。今後も、中長期的に段階的な報酬額の改定を検討してまいります。

また、団員の活動服についても、燃えにくい素材のタイプへの更新が全国的に進んでいる中で、当町においては新入団員を優先に貸与していた関係で、全団員にまで行き渡っていない状況でありましたが、こちらも来年度までに全団員分の更新を完了する予定です。

これら、報酬額の引き上げ及び活動服の全団員への貸与を行うことによって、在籍する消防団員の志気の向上につなげて、魅力ある消防団の環境づくりを図ってまいります。

3点目の、団員数を確保する施策はあるかについてであります。

先に述べましたとおり、操法大会におけるレベルは、全国でもトップクラスの阿見町であっても、団員数においては、年々減少しているのが実情です。地域防災力の主たる役割を担ってきた消防団は、地域の都市化や住民層のサラリーマン化、核家族化、地域コミュニティの衰退などの理由により、全国的に団員の確保が困難となってきており、このまま減少が続くと、平

日昼間に発生する火災やその他災害等への対応に、支障が生じる恐れがあります。

今後は、消防団の中核としてあらゆる災害に対応できる基本団員の確保とあわせて、能力や事情に応じた特定の活動、役割にのみ参加する機能別消防団員制度の導入を試みることで、地域防災体制のより一層の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） はい、再質問させていただきます。ありがとうございました。

阿見町消防団員の現況について、近年の団員数の条例定数に対する実人員の推移をお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。条例定数は420名となっております。過去5年間の推移でございますけれども、各年4月1日時点の数字でございますが、平成27年339人、同28年が341人、同29年が336人、同30年で325人、直近の平成31年305人となっております。5年前と比較しますと34人の減というような状況となっております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 現在305人。15個分団の平均人数が約20人ですから5年間で約1.5個分団員分の隊員が減少したことになることに、非常に危機感を感じます。

それでは、阿見町消防団員の平均年齢について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

平成31年の4月1日現在、41.3歳ということでございます。参考までにですね、ちょっと1年前になりますけど、平成30年の全国平均値が41.2歳ということで、ほぼ同等というところの状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 41.2歳が全国平均。それに対して41.3歳ということですが、そうしますと操法大会で指揮者優秀団員に選ばれた第13分団の石引議員、いや石引団員が平均的な年齢になるというふうに考えます。第一線で活躍していただく団員さんの平均年齢としましては、やはり危機感を禁じ得ません。

それでは、消防団員にサラリーマンの方々が占める割合、これをサラリーマン化率と言われているようですが、このサラリーマン化率について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

平成31年の4月1日現在で団員の全体の79.3%を占めております。ちょっとこれも参考までですが、1年前のデータになりますけども、全国平均値が73.6%と比較しまして、ちょっと高い数値となっている状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） はい。73.6%という比率に、これにも危機感を感じます。

○議長（吉田憲市君） 79.3%ですか。

○5番（樋口達哉君） 79.3%に危機感を感じます。全国平均73.6に対して79.3と。多いということでございます。これを紙井さんの言葉をおかりすれば消防団クライシスというふうに言えるのではないのでしょうか。

御答弁に、団員数を確保する施策の中に、機能別消防団員制度の導入を試みることで地域防災体制の充実を図りたいとありましたが、機能別消防団員制度は既に2005年大子町を皮切りに、県内12市町村で時間や任務を限定して活動する制度として採用されており、近隣では土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市などが導入しております。24時間体制で有事に備えるという基本団員に比較して入団のハードルを下げ、団員確保と対応力の維持につなげる目的だそうです。

今後、阿見町でも機能別消防団員制度の導入を試みることで、地域防災体制のより一層の充実を図っていきたいと考えておられるようですが、その件につきましては注視をさせていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 質問ですか。

○5番（樋口達哉君） 今のは要望でした。

○議長（吉田憲市君） あ、要望。

はい、樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 次に、消防ホースについて伺います。

消防団に備える装備、消火活動に使用する消防ホースは、その状態が消防活動の成否にかかわる重要な装備だと聞いております。先日の操法大会で確認させていただいたところ、新旧混在しており、何本かのホースからは水が漏れていたような感じを受けました。水漏れする部分は、高い圧力がかかって破裂する危険性があるというふうに聞いております。消防ホースは消耗品に区分されるそうですが、各分団への定期的な補給はどのようになっていますか。伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。現在ですね、各分団の所有するホースについて調査をしているところでございまして、その精査の上でですね、実際火災のときにですね、適切に使用可能なホースを各分団にですね、備えられるように段階的に購入していくこと

を検討しております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） はい。ぜひ計画的な更新をよろしく願いいたします。

ここからは要望になりますが、平成30年3月6日、日本消防協会定例表彰式において、阿見町消防団は特別表彰「まとい」を受章しました。これは昭和54年創設されたようですが、全国2,200消防団から毎年10団体しか授与されない、消防団として最も榮譽のある表彰だと聞いています。阿見町の消防団は阿見町の榮譽であり誇りであると町長の答弁にもありましたとおり、事に臨んでは危険を顧みず町民の生命と財産を守ってくれると思います。

翻って、我々町民は彼らや彼女らの献身的な行動に報いているのか。やはり団員の処遇改善や魅力化施策など、言葉だけではなく形にあらわすことが必要ではないでしょうか。そこで、先ほど出ましたが年間報酬ですが、昨年1万400円から2万円に引き上げられたものの、県平均の2万6,791円にはいまだ達しておりません。まして国の目安である3万6,500円——これは1日100円に当たりますが、にはほど遠い状態です。今後、報酬額の段階的な引き上げの検討を切に要望いたします。

さらに、消防団員の魅力化施策の1つに消防団員と家族優待というものがあると聞いております。水戸市消防団員応援の店というのを御存じでしょうか。これは、水戸市が9月1日から消防団員やその家族が協賛店から優遇サービスを受けられる制度を開始いたしました。商品の料金割引や飲食店の大盛無料、ドリンクや料理1品無料などを、協賛店として市に登録した各店舗が独自のサービスを提供することで、地域ぐるみで消防団員を支え、団員の士気向上や加入促進を目指していく制度だそうです。このように、消防団員応援の店制度などの魅力化施策についても、今後御検討をお願いするよう要望いたします。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 次に、3問目の質問をさせていただきます。

自衛官が防衛出動や災害派遣等で国民の生命や財産を守るため出動する際、留守家族をどうするのが大きな問題でした。東日本大震災では、自宅が被災しながらも家族を残し非常呼集に応じて出動する隊員の姿がありました。自衛官の献身的な働きに報いる観点からも、今回阿見町が留守家族支援に協力することは大変意義深く、広く町民の皆様に周知する必要があると考え、以下の事項を伺います。

- 1、協定の目的は。
- 2、協定の主な内容は。
- 3、調整窓口は。
- 4、災害対処時、役場職員、家族等に反映できる事項はないか。

以上、お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町と陸上自衛隊土浦駐屯地の、大規模災害時等に従事する隊員の留守家族支援に関する協定書の締結についての質問にお答えいたします。

1点目の、協定の目的は、についてであります。

自衛隊の隊員は、東日本大震災のような大規模災害の発生に際し、緊急登庁し、災害派遣部隊として被災地での救援、救助、復興支援に従事するために、家族を残して留守にせざるを得ないことがあります。そのような事態において、隊員の皆様は自らの危険を顧みず、任務に当たられていることについて、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

そして、このような任務に長期的に就く場合、留守家族に対して不安なことも大変多いとお聞きしました。このようなことに対処するため、隊員の皆様が安心して災害派遣活動等に従事することができるよう、町が部隊及び従事する隊員の家族の支援を行うこととしたものであります。

2点目の、協定の主な内容は、についてであります。

主な内容としましては、自衛隊が設置する子供を預かるための面倒見施設の運営に関し、保育士による助言・指導・協力であります。あわせて、平常時において自衛隊員の保育施設への研修受け入れを実施してまいります。そのほかの内容は、保育・託児施設の情報提供、介護サービスに関する情報提供、健康または医療に関する相談及び情報提供となっております。

3点目の、調整窓口は、についてであります。

主に、子供の預かりのための協力や保育研修等が主体となりますので、町は保健福祉部子ども家庭課が窓口となります。土浦駐屯地は武器学校総務部厚生課厚生班が窓口となり連携してまいります。

4点目の、災害対処時、役場職員家族等に反映できる事項はないかについてであります。

大規模災害は、いつ、どこで発生するかわからず、当町においても例外ではありません。このような事態で、町職員は緊急参集し、さまざまな災害対応業務に当たることとなります。災害の程度によっては勤務が長期化し、自衛隊員と同様に、留守家族等の心配が起こることも考えられます。今回の協定を機に、あらゆる事態を想定し、町職員についても同様の支援が必要か検証してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

家族支援については、本町職員も他人ごとではないと考えます。現時点で想定できる職員に

対する家族支援の必要性、可能性等について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

町長の答弁にあったとおり、災害の程度によっては勤務が長期化することも考えられます。大規模災害発生時には、住民優先で被災者対応や復興・復旧に昼夜を問わず任務に当たる職員のケアについても非常に大事であるというふうに考えてございます。ただ、当町の職員につきましては、地元の出身者が多く親や親戚、知人等が町内や近隣に多くいる環境にあると認識しております。この点は、全国各地を転勤する自衛隊の隊員とは状況が異なることと思っております。

こうしたことから、町職員につきましては、現時点では3交代制の勤務ローテーションを組む。家庭状況を詳細に確認し、育児や介護などの必要な職員の勤務は柔軟に対応していく。そして、職員には親や親戚の支援が可能かどうか検討してもらうなどの対策が考えられると思います。このような対策を講じて、なお自衛隊員と同様の必要性が考えられる場合には、自衛隊の例を参考に、今後検討を重ねていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 飯野部長、ありがとうございました。

有事の際、職員の家族支援に対する配慮がなされていることを確認させていただきました。

最後になりますが、自衛隊の家族支援は、要支援者の自衛隊施設への収容のみならず、自衛隊隊友会が中心となり平時から家族ごとに面倒を見る相手を決めておき、有事にはスムーズな支援ができるように準備を進めております。

阿見町のさらなる御理解と御支援をいただくことを切に要望いたしまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、5番樋口達哉君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 4時47分散会

第 3 号

[9 月 10 日]

令和元年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月10日（第3日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

6番	栗原宜行君
----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君		
副町	長	坪田匡弘君		
教	育	長	湯原正人君	
町	長	公室	長	湯原幸徳君
総	務	部	長	小口勝美君

町民生活部長兼 生活環境課長	高 須 徹 君
保健福祉部長	飯 野 利 明 君
産業建設部長	湯 原 一 博 君
教育委員会教育次長	朝 日 良 一 君
会計管理者兼 会計課長	佐 藤 吉 一 君
政策秘書課長	佐 藤 哲 朗 君
総務課長	青 山 広 美 君
財政課長	黒 岩 孝 君
子ども家庭課長	山 崎 洋 明 君
道路公園課長	浅 野 修 治 君
学校教育課長	武 井 浩 君
指導室長	東 治 樹 君

○議会事務局出席者

事務局長	小 倉 貴 一
書記	野 口 和 之

令和元年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和元年9月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和元年第3回定例会

一般質問2日目（令和元年9月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 町道等にはみ出している樹木について	町 長
2. 倉持 松雄	1. 地域コミュニティの形成について	教 育 長
3. 川畑 秀慈	1. 阿見町の小中学校の教職員の仕事と勤務状況について 2. 町営住宅の管理運営について	教 育 長 町 長
4. 永井 義一	1. 幼児教育・保育の無償化について 2. 生徒指導支援員について 3. 防犯カメラ設置に対する補助金制度の創設を	町 長 教 育 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしく願いをいたします。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてたずねる場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合は挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、15番柴原成一君の一般質問を行います。

質問者は移動、準備をお願いいたします。

15番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔15番柴原成一君登壇〕

○15番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項は、町道等にはみ出している樹木についてでございます。

最近、町道にはみ出している樹木や雑草が気になっています。道路上への倒木は交通の妨げにもなりますし、道路上にはみ出した草は道路を狭め、車を傷つけることにもなります。また、景観を損ないます。今朝も田んぼを見回りに行きましたら、倒木があつて先へ進めないという

のが上本郷地区にありました。

そこで、質問です。

道路上に覆いかぶさる樹木の対応はどのようにしているのか。

2つ目、倒木や枝の落下で起きた事故の損害の補償はどうなっているのですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

柴原成一議員の、町道等にはみ出している樹木についての質問にお答えいたします。

1点目の、道路上に覆いかぶさる樹木の対応はどのようにしているのかについてであります。民有地の樹木が町道に越境し、通行に支障を与えている場合は、緊急やむを得ない場合を除いては、土地所有者に対して、樹木を適正に管理していただくよう文書にて通知しております。

2点目の、倒木や枝の落下で起きた事故の損害の補償はどうなっているかについてであります。

民有地の樹木の倒木や枝の落下により、通行中の歩行者や車両等に損害を与える事故が発生した場合は、民法第717条第1項及び第2項に基づき、その土地所有者が損害賠償の責任を問われることとなります。

しかし、道路管理者には、道路法の規定により、道路を常時良好な状態に保つように維持修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない責務があります。

したがって、たとえ民有地の樹木が原因であったとしても、町道への倒木や枝の落下が予見可能な場合においては、道路の通常有すべき安全性を欠いていたものとなり、道路管理に瑕疵があったと見なされ、町が損害賠償の責任を問われることとなります。

なお、町が賠償責任を負うことになった場合には、町が加入している損害賠償保険にて対応することとなります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 答弁の中で、緊急やむを得ない場合というのは、通行に支障を来している状態のことかと思えます。その場合にですね、その場合、誰がどのように対応してるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

緊急やむを得ない場合、これはですね、倒木等ですね、によりですね、道路が塞がれている

場合、また、枝が折れてですね、道路上にですね、垂れ下がっているというような危険な場合、その前ですけども、まずは職員によってですね、できる限り撤去をするということがありますけども、それでも間に合わない、手に負えないというときはですね、業者にですね、委託いたしまして、樹木を撤去しているという状況です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） それから、文書にて通知をしておりますということですが、文書で通知を出しているのが、年間何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

文書ですけども、昨年度はですね、76件ありました。今年度におきましてもですね、8月末の現在でですね、31件対応しております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） この通知を出して、今年度8月末で31件ということで、それは改善されたかどうかは、その通知を受けた人からの連絡があるんでしょうか。それとも、ナシのついでで終わってしまうんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 通知を出してですね、一応、現場を確認いたしまして、で、されてない場合はもう一度出すとか、そういう対応をしております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） わかりました。

それから、答弁の中でですね、町道への倒木や枝の落下が予見可能な場合においては、道路管理に瑕疵があったとみなされ、町が損害賠償責任を問われることということですが、予見可能と予見不可能な場合、それはどのように区別をしますか。区別できますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 予見可能という場合はどういうことかということだと思えますけども、道路パトロール等をしてですね、発見できていただろうと、通常に行って発見できていただろうというのが、予見可能というような場合だと思います。

ただですね、パトロールを実施していてもですね、その状況が十分にしていなかったということで、そのとき危険が発見できなかった。してるんだけど、見過ごしてしまった。そういうときはですね、予見が可能だったというふうに思います。

ですから、普通はですね、パトロールしていて、発見できれば、通常のパトロールで発見できれば、それは予見可能だというふうになりますけども、パトロールしていてもですね、多分、

見過ごしてしまったと。そういう場合もですね、予見可能だったというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） また、答弁の中で、損害賠償保険に入っているということなんですが、過去の、例えば去年1年間とか、損害賠償額っていったら、どのぐらいを支払っているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 損害賠償の件数と金額なんですけども、例えば、平成30年度は1件で、1万5,540円。平成29年度につきましては、3件で、11万3円。平成28年度、これは1件で、20万。平成27年度は2件で、16万9,133円。一応、そういうような状況です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 多いのか、少ないのか、ちょっと判断しかねますけど、毎年あるということなんですね。

話、変わりますが、この通告書を出してから後ですけども、下本郷地内に、カーブミラーに樹木が寄りかかってて、見通しが悪くなってました。道路公園課に電話をしたら、即日対応していただきました。ありがとうございました。

が、そのようなケースがほかにあるんじゃないか。カーブミラーは町内に一体何カ所あって、そのカーブミラーの管理はどのようにしてるのでしょうか。で、定期的にカーブミラーをチェックしてるのでしょうか。それを、お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） まずですね、カーブミラーの個数ですけども、町内で1,913基あります。

で、カーブミラーの点検ですけども、通常ですね、道路パトロールの際にですね、ミラーの向きとか、視界等をですね、確認して歩いてるということです。で、また、定期点検等については、一応、行ってはいないんですけども、劣化とか腐食についても、そのとき見てるということです。

そのほかにですね、近くの方が気づいたときにですね、通報があって、それに対応してるというような状況です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 道路パトロールということが出てます。その道路パトロールというのは、どういう体制、どういう仕組み、どういうルートでやっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 道路パトロールにつきましては、週に3回、3人体制の1班

です、主にですね、道路のですね、状況、例えば舗装に穴があいてるとか、陥没してるとか、落下物があるのじゃないとか、側溝の破損がないかどうかということにですね、ついて、パトロールをしてるといような状況です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 主に道路パトロールっていうんですか、道路、地面だけなのかなと思いますけど、その点で、樹木とか、枯れ枝とか、上に垂れ下がってる枝が危ないとか、あれ、枯れてるなどか、そういうところは道路パトロールでは見ないんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 一応ですね、そういうところもですね、一応見ながら歩いているということです。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 何か、道路パトロールしていても、道路の陥没とか、すぐに穴があいちゃうというところもあるんでしょうけども、そのルート、例えばこのルートはしょっちゅう通ってんなとか……。しょっちゅう通ってるとはわかりますけど、来ないルートとかあると思うんですよね。で、その道路パトロールの水準を上げるとか、質を上げるかという意味で、道路パトロールのマニュアルはつくっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 今、道路パトロールのですね、マニュアルっていうものがございません。で、先ほど、議員さんから質問されたようにですね、ちょっとですね、その割には、週に3回ほどやってる割にはですね、ちょっといろいろな損害場所があるというような状況があります。

それですね、今年度につきましては、今までのそういう経験も踏まえましてですね、議員さんが言われるようにですね、ちょっとマニュアルをですね、作成しようかというふうに思っています。

その内容についてはですね、パトロールの方法、どんなふうな方法、あと、着眼点ですね、どういうところを見ていったほうがいいんだろうとか、そういうことをですね、一応マニュアル化いたしまして、あと、パトロールのですね、人がかわってもですね、常にですね、こういう水準で、これの水準をですね、保ちたいというような意味合いもありまして、そういうマニュアルをつくっていききたいと。で、そのパトロールのですね、質をですね、上げていききたいというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 大変結構なことだと思います。安心安全な阿見町をつくるには、や

っぱりパトロールっていうのが必要だと思いますし、で、マニュアルは当然、あるべきだし、阿見町、町内くまなく歩っていただくためには、マニュアルがあつてしかるべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこです、町内全部のパトロールをすることは非常に難しいかとは思ひます。で、私、ちょっと思ひついたので、グーグルアースって、3Dの道路、3Dですか、どの方向からでも見えるという、こっちからも、こっちからも見える。あれを活用してです、町内くまなく、はみ出している木とか、覆いかぶさつてゐる木っていうのは、あれでチェックできる、ある程度チェックできるのではないかというふうに思ひますよ。

ただし、グーグルアースっていうのは、古いですから、おとしとか、二、三年前のものかとは思ひますが、ただ、しょっちゅうかぶさつてゐるとかいうところは、ちょっと見えてくるのではないかと思ひますが、道路路線図に沿つてね、ばつとグーグルアースで見れば、わかるんじゃないかなと思ひます。

これは思ひつきなんですけど、この思ひつきを、どのように思ひますか。

○議長（吉田憲市君） 部長。

○産業建設部長（湯原一博君） グーグルマップというか、アースですか、については、一応、道路公園課のほうでも、例えば構造物がこの辺あるんじゃないかとか、この辺に、くいがよく入つて、道路上から見るところもありますよね。そういうときに、使わしてもらつてゐるということがあります。

ただです、議員さん言われたように、グーグルの、撮影時期っていうのが、直近ではなくて、結構前のだつたりなんかするということと、やっぱり樹木については、季節によって生えていたり、生えてなかつたりするし、そういうことがありますので、例えば、場所を、注意する、という意味で、その場所にこういう木があつて注意しなくちゃいけないというような点では、そういう利用は使えると思ひますけども、それを信用して、つていうことには、ちょっとならないと思ひます。

できれば、それも参考にしながら、道路パトロールの充実を図つていきたいというふうに思ひます。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 済ませませんでした。季節がある、ということを、ちょっと頭にありませませんでした。一応わかりました。

昨日の台風で停電が続いた地域があります。これももしかしたら、電線にひつかつた樹木が原因かもしれません。いつも思ひますけど、東電の対応が遅いというふうに思ひます。停電の原因っていうのは、何かっていうのは、あんまり報告が聞いたことないんです。ですか

ら、今回の停電が何かというのはわかりましたら、教えていただければと思います。というのは、樹木が、枝が原因だった場合には、やっぱりそれなりにやっぱり対応してかなきゃいけないと思いますし、はい。

これで質問を終わりますけども、想定外を想定するのが必要な時代だと思ってます。何が起こるかわかりません。安心安全な阿見町をつくるため、日ごろから入念なパトロールを行っていただきたく、お願いをして、質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、15番柴原成一君の質問を終わります。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

移動、準備をお願いいたします。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） それでは、通告に従いまして、質問を始めます。

過去に町長から正直な答弁をいただいておりますが、そうかといって、教育委員会を無視するわけにはいきませんので、教育委員会に質問をいたします。

地域コミュニティの形成についてと題してでありますけども、もう皆様方、何度も聞き飽きたかもしれませんが、しかし、私には全然飽きたことはございませんので、しばらくの間、御清聴をお願いします。

令和元年6月議会での質問で、教育長は、あさひ小学校は各学年に特別支援教室を除いた普通教室が4教室、多目的教室が1教室ずつの構成になっております。将来、児童数が増加し、普通教室が不足する状況になったときに、この多目的教室を普通教室として全て転用した場合は、各学年の普通教室が4教室から5教室になり、児童数が最大で1,050人になります。今後は、児童の教育環境を第一に考え、地域や児童数の実情を踏まえながら、見直しの検討をしてまいりますとの答弁をされましたので、その行程について質問いたしましたところ、この通学区域を決めたときと同様に、見直しを検討する委員会を組織し、地域の区長さんや育成会の代表など、地域の方に審議していただくように考えていますとの答弁をされました。

今日まで、何回か質問を繰り返してまいりましたが、地域コミュニティや人権無視、集合住宅の子供は新小学校に入学させないなど、このようなことは私には理解できません。

また、多目的教室を普通教室に転用することについては、教育長は、転用して1,050人、教育次長の答弁は、私が伺いまして、私には理解できる答えではありませんでした。

第6次総合計画の、人がつながるまちづくりの重要性については、学校再編検討委員会において、地域の方々の話し合いによって答申されたもの。教育委員会は関係ないのでしょうか。

あさひ小学校の通学区域内での人口増加の予測ができないのはなぜか。本郷二丁目のような

区割りの仕方、これも再編検討委員会が決めたことで、その他まだあると思いますが、これら通学区域決定に対し、教育委員会の当初の考え方が明確でなければ、新たな組織をつくっても審議内容が決まらないと思いますが、地域や児童数の実情を踏まえながら見直しの検討をする。新しい組織をつくっての審議内容はいかがなもの、どんなものかをお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 倉持議員の、地域コミュニティの形成についての質問にお答えいたします。

議員御質問の、通学区域の見直しを検討する委員会を組織したときの審議内容につきましては、学校が適正規模を維持できるよう児童数の推移や見込みを勘案しながら、通学区域及び指定校変更制度の見直しを審議していただく考えでおります。

時期につきましては、人口の推移や社会情勢の変化等により見直しを行う予定ですが、現時点では未定です。

これまでの定例会において答弁させていただいたとおり、今後とも引き続き、人がつながるまちづくりを進めながら、区長さんを初めその地域にお住まいの皆さんがさまざまな地域活動を通して、地域の課題について、その解決に向けた取り組みを行うことで地域コミュニティも深められていくものと考えております。

また、児童の教育環境を第一に考え、地域や児童数の実情等を踏まえながら、通学区域の見直しの検討をしてまいります。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 大変短い、簡単明瞭でわかりやすい御答弁をありがとうございます。

しかし、私にちょっとわからないところがありますので、再質問させていただきます。

本来ならば、すぐにも見直しをしてくれるのかなと思って、今日は張り切って来たんですけども、そういうわけではないということでございますので。

それでは、地域や児童数の実情を踏まえながら、見直しの検討をしてまいります。いつかは見直しの時期が来るとお思いますので、それを見越して質問をしておきますが、地域や児童数の実情を踏まえながら見直しの検討をしてまいりますとのことですが、具体的にどのような状況になったときが、見直しの時期になるのでしょうか。例えば、地域というのはわかりませんが、児童数というのが何人になったらとか、あるんでしたら、それをお尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 議長、申しわけありませんけども、これまでですね、

私も、こういった質問について何回もお答えさせていただきました。で、今いただいている質問についても、これまでも御説明させていただいたつもりでおります。そういったことで、ちょっと倉持議員にですね、御確認をしたいところがありますので、よろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 反問権ですか。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） そう受け取っていただいても。

○議長（吉田憲市君） はい。その趣旨をですね、もう一度述べてください。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい。これまでもですね、このことについて何回も。で、前回の6月議会でも質問されて、そのときにもお答えをさせていただきました。そのことに倉持議員、先ほども、私の答弁が理解できないと、こちらでもおっしゃってたので、どこら辺が理解できないのか、私に説明していただかないと、説明のしようがないと思ってます。そういったことで、改めて確認をさせていただきたいと思います。

で、確認したい事項というのは、こちらの地域、今、倉持議員はですね、どこの地域だっということも具体的におっしゃってませんでした。私どもが考えているのは、あさひ小学校の通学区域ですから、あさひ小学校の通学区域の児童数を見てるんですけども、倉持議員はそこが何かわからないってことで、どのように通学区域というか、どこの児童数を考えているのか、御説明のほうをお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田憲市君） それでは、確認のために、根拠の確認のために、朝日良一君の反問を許します。はい、許します。反問の内容を。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） それでは、倉持議員にお尋ねいたします。

倉持議員がですね、この人口の増減がわからないと。どこを指しているのかわからないっていう、その趣旨をですね、私どもは、あさひ小学校の通学区域のことについてお答えしているのですが、それをわからないっていうところの理由を、説明をお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 先ほど申し上げた、その席上で申し上げたことは、多目的の転用です、さっきは。で、今、聞いていることは、今、教育長が答弁してくださいました、地域や児童数の実情を踏まえながら見直しの検討をしてみたいということについて、具体的に、どのような実情を指しているのか、それを伺ったんです。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。倉持議員の質問に対して、どの地域を指しているのかということがわかりませんという、執行部の反問でした。どの地域なんでしょうか。

○17番（倉持松雄君） 私の重点っていうのは、二丁目です。

○議長（吉田憲市君） よろしいですか。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 倉持議員は二丁目のことだけを問題にしてるっていうことで、理解でよろしいわけですね。はい、了解しました。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 二丁目だけがあさひ小学校へ行ってるわけじゃないですよ。あさひ小学校には、あの地域全部行ってるんじゃないですか。二丁目だけだったら、もう十何人しかいねえんだから、全部入ったって間に合わないですよ、がらあきで。……困るんです。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） はい。

○議長（吉田憲市君） 今、どこの地域だかわからないってことに対して、二丁目という話だったんですが、今、お聞きしますと、小学校に関連する地域全部ということですか。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 「地域や児童数の実情を踏まえ」という言葉がありましたよね。そこですよ。で、これ、何の答弁をしてんですか、じゃあ。地域や児童数の実情っちゅうのは、どこを指して、踏まえながら、見直すということをしたんですか。

○議長（吉田憲市君） どこの地域だということ、地域がわからないということなんで、執行部からの質問なんですよ。だから、どこどこの地域ですということ、先ほどは二丁目だったかな、本郷二丁目って言ったんですけども、そうじゃなくて、その後の回答においてはね、小学校はその地域だけじゃないんだよという話なんで、具体的にその地域はどこですかね。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 先ほど私が最初に質問したことは、これは、今後は児童の教育環境を第一に考え、地域や児童数の実情を踏まえというのは、私が考えて言ったんじゃないんですよ。そちらが言ったんですよ。それはどういうことなんですかと、私が再質問したんですよ。

○議長（吉田憲市君） だから、その反問権の内容は、その地域がどこですかということをお聞きしてるんだそうです。ですね。朝日次長、もう一回。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 私どもはですね、これまでもあさひ小学校の通学区域についてお答えしておりました。そういった中で、倉持議員のほうから、地域がわからないと、どこの地域の人口増が、そういうのがわからないと、人口の増減があるのかわからない。そういったことのお話があったと思いましたので、確認させていただきました。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） この地域や児童数の実情というのは、そちらが言ったんでしょうよ、最初。私が最初、言ったんじゃないですよ、6月議会で。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、具体的にどこの地域だということを質問してくれば、答

えるそうです。

○17番（倉持松雄君） 私は、前回の教育長が答えた、その文章をそっくりそのまま言うてるんです。そっくりそのまま。だから、私が考えた地域じゃないんですよ、これ。言ったのはそちらですよ。そちら。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長、じゃあ、もう一回。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 倉持議員は、どの地域のことを指しているんですか、じゃあ。私と話の土壌となるところがちょっと違うんで。

○17番（倉持松雄君） これは、そちらが言った言葉をそっくり、私、まねして言ったんですよ。ね。これ説明したとおり。この前の教育長が答弁したとこ。そうですね。これは、今後は児童の教育環境を第一に考え、地域や児童数の実情を踏まえながら、見直しの検討をしてみたいというの、私が考えた地域と言ったんじゃないんですよ。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は、10時40分といたします。

午前10時36分休憩

午前10時42分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、反問権に対する答弁を、倉持議員、お願いいたします。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） その地域がわからないということですが、じゃあ、地域を二丁目として伺います。以上で、よろしいんですか。

○議長（吉田憲市君） 引き続き、倉持議員の一般質問を続けます。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、もう一回、質問をやり直します。

地域や児童数の実情を踏まえながら、見直しの検討をしてみたいということですが、具体的に、どのような状況になったときに見直すのですか。お伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

教育委員会としましては、あさひ小学校の通学区域を地域として捉えております。で、どういったときに見直すのかという御質問ですけれども、ちなみにですね、あさひ小学校の児童数の状況を、ちょっとここで簡単に説明させていただきます。

昨年ですね、4月に開校して、その5月1日にですね、これは皆さんのほうにもお配りしております「阿見町の教育」にも載ってますけど、5月1日に全学校の児童数が掲載されてお

ります。そちらでは、昨年の5月1日現在で708人の児童数があさひ小学校、おりました。今年、令和元年の5月1日には762人と、1年間で54人増加している状況にあります。

教育委員会としましては、現在、1年間で54人増加しているという状況を踏まえて、あさひ小学校のですね、児童数の増加がなくなり、落ちついた状況とか、あさひ小学校の通学区域、まだまだ空き地があるようです。その通学区域に住宅開発の、今現在、住宅も、見てるとかなり建ってますね。そういった開発の落ちつきが見られる状況になったときに、見直しの検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 令和元年には762人ですね。それでは、どこの地域とどこの地域が何人、どこの地域が何人というのはわかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 今、手持ちの資料がございませんので、ちょっと詳しいデータはございません。ただ、あさひ小学校区、通学区域で、全体的に児童数が増えているという状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） それでは、このことについては、私の想像しているのと大分違いますので、このことはまた12月にも、また質問させていただきます。

それでは、次に移ります。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 実際に本郷二丁目では、隣近所で違う学校に通うことになりますので、地域コミュニティや育成会の運営にも支障を来すことになると思います。これから入学する子供たちが、あさひ小学校に入学できず、本郷小学校に通い始めてから見直しが始まったのでは、本当は困るんです。私は、悪影響が出る前にこの見直しをすべきと思いますが、教育委員会としては、こういう実情というのはどのように考えますか、お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 議長、申しわけありません。今、もう一度ですね、今、倉持議員が御答弁に、先ほどの質問の答弁に答えた、私の認識とは違うということで、12月に再度質問されるとお話ありました。その質問がどういう認識だったのか、ちょっと、こちらも質問していただけるということですから、ここでできれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田憲市君） ということは、反問権ですか。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、そう捉えていただいて。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、まだ指してませんから。

○17番（倉持松雄君） ああ、そうですか。

○議長（吉田憲市君） 今、執行部のほうからね、どういう認識だったというのがわからないという反問が出ましたので、それに対して、倉持議員の回答を求めます。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 平成30年が708人、令和元年が762人と言われましたよね。で、私ね、ちょっとわかりませんので、そのことについては、改めて教育委員会に質問をし直すだけの知識もございませんので、その点については、12月議会にまた質問することにいたしますと申し上げたんです。それ以外のことは、今、考えておりません。

○議長（吉田憲市君） 執行部、わかりましたか。

朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） ありがとうございます。では、確認ですけども、増加しているっていう状況は御理解いただいたということでもよろしいでしょうか。1年間で50人以上増加しているという状況は御理解いただいているということでもよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、どうですか。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 今、教育次長が言われたことについては、増加しているような気はします。気はします。これが確かなものかどうかは、私はまだわかりませんので。

○議長（吉田憲市君） 執行部の先ほどの反問権に対しては、倉持さんのほうから、今、回答が出ましたけども、それでよろしいでしょうか。先ほどの認識は、認識の件についてはいいですか。はい。

それでは、引き続き、倉持議員の一般質問を続けます。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 今、申しあげましたので、じゃあ、もう一回再質問のほうを行います。

本郷二丁目では、実際に隣近所で違う学校に通うことになるんですが、そういうことでは地域コミュニティや育成会の運営にも支障を来すこととなりますので、これから入学する子供たちが、あさひ小学校に入学できず、本郷小学校に通い始めてから見直しが始まったのでは困ると、私は実際、思います。その悪影響が出る前に見直しをすべきと考えますが、教育委員会としてはこの実情をどのように考えますか。それでも見直しは必要ないと考えていますか。考えていないか、どちらですか、お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今の御質問には、やはりこれまでも何回も答えさせていただいたとおりでございます。で、現時点ではですね、まだ見直しの時期ではないと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） わかりました。それでは……。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 前回の再編検討委員会では、教育委員会から提案された幾つかの、3つの案があったと言われました。そのうちの1つに、集合住宅の子供は新小学校に入学させないなど、私には考えられないような案も提示されましたが、通学区域の見直しのために、改めて検討委員会を立ち上げたときに、また同じように、こういう案を提示するのですか。それを伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

これまでもですね、この質問については何回もお答えさせていただきました。改めて繰り返しますが、これからですね、見直しをするに際しましては、再編検討委員会のような、そういう審議会を組織したいと考えております。その場合にですね、教育委員会はその審議会の事務局となります。その事務局として、審議会から求められる資料とっては、御提示していきたいということでございます。これは、これまでの再編検討委員会でも同じような、同様の立場でございました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） よく聞き取れませんでしたので改めて伺いますが、また集合住宅の子供は新小学校に入学させないというようなことも提示する可能性があるということですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

前回の通学区域を決めるときの再編検討委員会では、そのような資料を提示しましたが、これからですね、まだ見直しを行う審議会につきましては、どのような見直しの案が出るかわからないので、そのときにですね、そのような、今言った集合住宅の話も出ればですね、またそういう提案をするかもしれませんけど、現時点ではそのような、集合住宅について資料をつくるってことは、何とも言えません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 改めて確認をいたしますが、この次のことは、提示するかしないかはわからないんですね。はい。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 次に、質問いたします。多目的教室の転用についてですが、普通教室が不足していなければ、転用の必要はありません。本郷二丁目は、令和6年で最高19人ですから、あさひ小学校の区域に入れても何の問題もないと思います。本郷二丁目をばらばらにしてまで、あさひ小学校の区域に入れなかった理由を伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

こういったことについても、これまで御説明させていただきましたが、この通学区域につきましては、学校の適正規模をですね、第一に、再編検討委員会で審議をしていただきました。その中で、学校の適正規模がですね、2学級から4学級、これが適正規模と考えてますので、それを維持していくということで考えております。

そういったことで、本郷二丁目だけではなくてですね、先ほども説明しましたが、あさひ小学校の通学区域、1年で50人以上増えてます。そういった状況を勘案しながら検討するっていうことでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） あさひ小学校の、本郷二丁目から来る人数は約19人ですから、そのくらい的人数は入れてもいいんじゃないかと思うんですが、それは全体を見ないと、入れるとか入れないかは言えないと、こういうことですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの……。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） あさひ小学校の全体の通学区域を見ながら検討したいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 多目的教室の普通教室への転用については、教育長は、転用して1,050人ということは、教育次長も、最初は、転用して1,050人という数字を答弁されたことがあります。しかし、教育次長が1,050人と言ったのは最初の1回だけで、あと3回か4回は、転用はできないというような趣旨の答弁をされました。どういう答弁をしたかというのは、書

いてありますけれども、一番新しいところでは、教室が不足していない、普通教室が不足していないので、転用はできませんと、こういうことでした。普通教室が不足していなければ転用はできないというか、する必要がないんです。しかし、教育次長は、できませんと言いました。

それから、その前にも、あさひ小学校の多目的教室は、多目的教室として使われていますという答弁をしたこともありました。

それから、普通教室が不足する際に、多目的教室を普通教室に転用した場合の数字であって、計算になりますので、余裕があるわけではありませんと。ちょっと私にはわからないんです。

こういうことが3回か4回ありました。3回か4回の確たる数字はわかっていません。

これはどちらが本当なのか。転用はできるのか、できないのか。できてもやる気がないのか。教育長は、転用して1,050、教育次長は、最初の1回は、転用して1,050人と言いましたが、それからは、転用はできないというような趣旨の答弁をされております。これは、私には意味が不明であります。これは本当はどちらなんですか。お伺いします。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今までも、このことに関してですね、御説明申し上げてきたとおりですが、改めてまた御説明しますと、あさひ小学校、今、各学年4クラス程度あります。それが、先ほども言いましたけど、毎年児童数が増えてくると、この4クラスが5クラスになってしまうと。そうなったときにですね、教室が足りないんで、多目的教室を転用するような状況になります。その多目的教室を転用したときには、最大1,050人というお話をさせていただきました。

で、今、倉持議員が御質問の、できる、できないのお話ですけど、今現在は、まだ5クラスとする状況になってませんので、転用する必要がないから、できないとお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 転用はやればできるんでしょうよ。ただ、やる必要がないからやらないだけで。そうじゃないんですか。できないというのと、やる必要がないからというのは違いますよ。だから、教育次長は、できるのか、できないのか。いつも私は、できるのか、できないのか、どうなんですかと聞くと、紛らわしい返事をするんですが、1,050人と言ったのは1回、あとは転用ができますと言ったことは1回もないですよ。その紛らわしい答弁の仕方って、私は煙に巻かれたような気がするんですが、真意はどうなんですか、真意は。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

このことについて、真意って問われましても、そんな難しいお話をしているつもりはございません。何回もですね、これまで御説明しましたが、転用する場合は、こういったときに転用するんだって、今、御説明させていただきました。そこを倉持議員は御理解していただかないと、私はちょっと理解させてもらいます。

で、今現在、そういう転用する状況になっていないと。転用する必要がないと。ですから、結果的には、今は転用する必要がないので、今は転用できないという御説明をさせてもらっています。そのどこがわかりづらいのか、できればここでまた、申しわけありませんけど、教えていただきたいと思いますが、やめます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員に申し上げます。今、できるとかできないじゃなくて、今、皆さん、議員さん、お聞きになってのとおりなんですけど、そういう1,050人になった場合にすることなんですよね。ですから、今はする必要がないからできないということだと思うんですが、そこんところがわからないわけですか。

○17番（倉持松雄君） わからない。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 次長は説明の仕方を知っているんですよね。知ってはいますが、紛らわしい答弁をするというのは、どういふのですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

私の答弁が紛らわしいということですが、もしそうであるならば反省させていただきますが、私としてはですね、そんなに変わった紛らわしい答弁をさせてもらっているつもりはございません。本当、そこになると、どういう理解を倉持議員がしているのか、聞いてみたくなってしまうんですけども。

先ほどは必要ないっていうふうに言いましたが、ちょっと聞いてみたいんですけれども、どういう御理解をしているんでしょうか。私の質問のどこが紛らわしいのか、ちょっとお教え願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） それではですね、ここで反問権を許可いたします。

それでは、今の反問に対する答弁を求めます。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 簡単でしょうよ。教育長は、全部転用をして1,050人になるんですよって言うんですから。簡単ですよ。でもね、教育次長は、児童数の増加に伴い、普通教室が不足する際に、多目的教室を普通教室に転用した場合の計算になりますので、余裕があるわけではありません。私ね、これがわからないと思うんです。これ、わかるんですか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員ね、執行部からの反問は、紛らわしい答弁っていうことを言ってるんですよね。だから、その紛らわしい答弁は、どこなんですかということで、それを聞いた上で説明するということなんです。紛らわしい答弁っていうのが、今、どこを言ってるんですかということを、執行部のほうは聞いているんですね。ですから、それに対して答えてください。

○17番（倉持松雄君） 教育次長の答弁が紛らわしい。ほかの人は紛らわしくないんだから。簡単ですよ。

○議長（吉田憲市君） 教育次長の答弁の内容の、どこが紛らわしいのかということを知っているんだと思うんです。だから、具体的に答弁してください。

○17番（倉持松雄君） 多目的教室は転用できるのか、できないかということについて質問をするんです。質問してます。それが、できるとか、できませんとかという答えは聞いたことがない。

○議長（吉田憲市君） 今はできないんだと。1,050人までいっぱいにならなきゃできないんだ。しないと言っているんじゃないで、今はできないんだということなんですよね。わかんないですか。

○17番（倉持松雄君） 今んところは生徒数が足りないんだから、児童数が足りないんだから、転用する必要はないんですよ。

○議長（吉田憲市君） そのとおりですよ。

○17番（倉持松雄君） 足りないんだから、今は。

○議長（吉田憲市君） そのとおり。

○17番（倉持松雄君） だから、必要ないんでしょうよ、転用する必要がない。そう言えがいいんですよ。できないんじゃないんですよ。必要がないんですよ。

○議長（吉田憲市君） 必要がないから、やらない、できないんですよ。

○17番（倉持松雄君） そうそう、必要がないから。必要がないって言えばいいんですよ。できないんじゃないんですよ。

○議長（吉田憲市君） だから、その条件が満たして……。

町長。

○17番（倉持松雄君） でね。ちょっと待ってください。じゃ、そこで、大体児童数、児童数、何人ですか、児童数。今、七百六十何人って言いましたよね。

○議長（吉田憲市君） 762人。

○17番（倉持松雄君） ああ、そうか。

○議長（吉田憲市君） はい。

○17番(倉持松雄君) 1クラスが35人ないし40人という数字、あれ文科省ですか、出てますよね。教育次長に聞いてください。1クラス35人ないし40人が望ましいと。そういうことを、いつか答弁されたことがありますよね。1クラス35人から40人。ありますよ、これ。それで、1年生、2年生は35人。それから、3年生から40人、そうですか。

○議長(吉田憲市君) 倉持議員、その紛らわしい答弁っていうのは、理解できましたか。今、執行部からの。

○17番(倉持松雄君) それ、できないですよ。できない。私が説明してくれればできるんだけども。

○議長(吉田憲市君) じゃあ、教育長、教育長、さっき手挙げてたから、説明してください。

○教育長(湯原正人君) まずですね、次長と私の答弁が紛らわしい、一致してないっていうのは間違いです。全く同じです。多目的教室というのは、それなりの目的があって、わざわざつくったんですから、ですから、それはそれで学年で、こういうふうなときに使う。いろんな状況が考えられますね。それは多目的に使える教室なんですよ。ですから、本当に急激に児童数が増えた場合には、そこで対応せざるを得ないときが来るかもしれないけれども、それまでは多目的に、あそこは、教室を学年で有効に活用していくということなんです。ですから、それは次長が言ってることと、私が言ってることは全く同じだというふうに、私は思ってます。

○議長(吉田憲市君) 倉持議員。

○17番(倉持松雄君) 教育長の勘違いです。教育長、教育長の言ってることは正しいんです。全部転用して1,050人だから。ね。教育次長は、そうじゃないですよ。今んところは、教室が不足してないから、その必要がないからできませんと。教室が不足してないから、やる必要がないですよというんならいいですよ。教室が不足してないからできません、転用できません。本当はできるんだけども、する必要がないんでしょう。ねえ。本当は、今、教育長言ったでしょうよ。本当はできるんだけども、だけども、本当は多目的教室は多目的教室につくったんだけども、どうしようもないときはそれを転用しましょうと。そうだよ。教育長の言うのは間違っていない。

あと、教育次長は表現の仕方が違う。それが私には理解できないと、教育次長の話は理解できないと。

○議長(吉田憲市君) 倉持議員、倉持議員。紛らわしい答弁というのは、紛らわしい答弁ね、これは今、倉持議員の話を聞きますと、最終的に、今、必要ないからやらないというのと、できないという、これはどうなんだということ紛らわしいということ言ってるんですか。

○17番(倉持松雄君) そうそう。

○議長(吉田憲市君) それは、だから、先ほども、こちらの執行部のほうの説明でも、今、

生徒数が満たして、1,050人までいってないんでね、多目的教室を転用しなくてもいいんだということですよ。ですから、それはしない。今の段階ではできないということなんですよ。ということで、御理解をしていただきたいと。

○17番（倉持松雄君） 今の段階ではする必要がないんでしょうよ。

○議長（吉田憲市君） そう。じゃあ、倉持議員、わかってらっしゃるから、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時17分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時17分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） それでは、大軍を背に受けて、力強く再出発いたします。

次に、本郷二丁目のような通学区割りをした市町村は、ほかのどこにありますかと質問したところ、これも何回も質問いたしておりますけども、多分、近隣市町村にはないと思いますとの答弁でした。その理由を伺いましたところ、教育次長からは、阿見町立学校再編検討委員会において、学校規模の適正化を基本に、この地域の実情を踏まえ、慎重に審議していただいた上での、この地域のための通学区域として答申が出されたものであり、他市町村にはない、この通学区域、その審議経過を踏まえて決定したものですとの答弁でした。

学校再編検討委員会から答申されたことなので、教育委員会には何の責任もないということなんでしょうか。教育委員会としての考えはなかったのか。どうして、去年の8月31日までの家を建てた人だけが新小学校に行くと、その後の人はあさひ小学校は行けねえと。

ですから、この近在にはない、近在、どこにもないですね。このうちの人は、朝、通学班であっち向いてってぼろぼろ。こっちは人はこっち向いて本郷小学校に行くと。こういうのが1つ自治体の中に、行政区の中にあっては、非常にこれは地域のコミュニティに対してはうまくないと、私はそう思うんですが、何でこういう切り方をしたんだと言いましたら、検討委員会でやったからと。というわけですが、これ、教育長、こういう切り方はうまくないと思いませんか。そして、これを早急に直してもらえれば、私も何も言うことはございません。

いかがですか。お伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

これまででもですね、この質問にお答えして、今、そのとおり、前回の答弁のとおり、倉持委員からも説明ありました。まさしくそのとおりでございまして、こういうふうな状況になって

いますが、そういった状況を、いろいろその審議会の中でもですね、再編検討委員会の中でも議論しまして、その結果、出たもので、それについて、教育委員会は全く責任を感じないんじゃないかと、教育委員会がその答申を受けて決定したということでございます。

で、現時点では、倉持議員が言いますように、見直せば、もうこういうことは質問しないという御意見がございましたが、申しわけありませんけど、現時点では、まだ見直しの時期には至っていないということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） そういう分け方をして、通学班もあちゃこちゃ、育成会もばらばら、隣近所の奥さんも、話しする必要がなくなっちゃうような、そういう地域をつくって、それで教育委員会は何の責任も感じてないんですか。地域コミュニティ、この人がつながるまちづくりというのは、第6次総合計画の基本目標にあって、町の職員としては、それは何でもかんでも守らなければならないと。そういう6次総の計画じゃないんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（千葉繁君） 振られていませんけれども、堂々めぐりになってしまいますので。

私は、再編検討委員会で決まって、で、答申を受けて、そのときの町長ではありませんけれども、今、倉持議員の御指摘は、まず、そのとおりだと私も思います。これは今までの倉持さんの質問に対しても答えてきたつもりであります。

答申を受けて、それをオーケー出すのは教育委員会、町のほうですから、こういう事態が生んだということは、やはり我々にも非はあると思います。しかしながら、現状は、これで進んできているので、1年ごとに見直しをして、人口の張りつけだとか何かも見ながら、検討していきますということなんで、今回も何月かにやってるわけなんですけれども、これは毎年繰り返しやっていきますので、この辺のところでは御了承いただきたいというふうに思います。

すぐに来年から二丁目だけ入れますなんていうことは、できるはずがありません。これはやはりあさひ小学校に通う通学区を全体的に見ながら判断をしなければいけないので、二丁目だけ入れてくれっていうわけには、私はいかないと思います。

それから、あと1点、先ほど、アパートの住民は行かせないというような発言がありましたけれども、人権問題だという、これは大きな問題ですよ。これは私の記憶ではですね、8月の31日に期限を決めて、再編委員会では、一応、二丁目は本郷小学校だというふうに決まったわけなんですけれども、その後、何か地元の住民の署名とか、嘆願とか、そういうものがあったら、8月31日に期限を決めて、それ以前に来た人についてはあさひ小学校、それ以外の人は本郷小という形になってると思うので、アパートの人だけは本郷小というようなことは、私、ち

よっと聞いてないので、それは確認させていただきたいと思います。もし確認して、そうでなければ、先ほどの人権問題云々という話は、訂正をしていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 町長、それは町長から今のもあるし、前の町長から、そういう話を聞いて、それは確かな意見だと、私も受けとめました。それで、そのアパートのことについてでありますけども、これは検討委員会の第4回定例会の議事録にあったんです。間違いございません。ですから、このことについては、これまでの答弁で何回もやっていますから、これ。それだけです。

○議長（吉田憲市君） じゃ、後で確認してください。

○17番（倉持松雄君） ちょっと私も聞き忘れましたが、ああいう水平切りですね、水平、そういう切り方、分け方をした地域はほかにはないと思いますけども、私から言えば、地域破壊のような区切り方、そうしたことについて、教育委員会としては、答申を受けただけであって、自分としては何も感じなかったのか、そこんところを伺います。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 当然、こちらから審議会のほうにですね、諮問をして、そして答申を出していただいたものです。その答申を尊重する立場にあると思います。

で、当然、決定したのは阿見町の教育委員会ですから、それについて責任は当然あります。以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 責任は感じて、感じただけではね、これはちょっと困るわけですが、一応そういうことは前にもずっと聞いていまして、聞きました。

それからですね、これも似たようなことなんですが、第6次総合計画を無視して通学区割りを、区域を決めた理由。教育次長からの答弁では、これも学校再編検討委員会において、地域の方々の話し合いによって答申されたものだ。ですから、6次総には沿ったものであるということも答弁されましたけど、どの部分が沿ってるのか、その沿ってる部分をちょっとお尋ねします。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

倉持議員がよくおっしゃっている、阿見町第6次総合計画、こちらにありますけれども、で、倉持議員がおっしゃっているところはですね、この計画の第1章、人がつながるまちづくりの部分かと思います。この第1節にですね、ふれあいのまちづくりというところがあって、町民参加の促進という項目が章立てであります。それで、これからのですね、行政と町民の役割とい

う部分が、その計画の中でうたってまして、ちょっとここをですね、読ませていただきますと、行政の持つ役割としては、協働のまちづくりを推進するための情報を提供し、行政の施策決定過程に町民参加の機会を増やしますということで、こういったものについて、町民の方の参加をしていただいて、意思決定にするんだと。今回の審議会の、そのメンバーは、まさしくこういうことを反映したものだと思っております。

で、町民の役割としましては、町民が目的を共有しながら、地域課題の解決に取り組み、地域活動や市民活動に積極的に参加することが期待されますと。ですから、ここでは、そういう目的を共有して、課題の解決にも皆さん取り組んでいただけるんですと。これが総合計画で言っている人がつながるまちづくりと私は理解してますので、この方法をとってると思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 私は6次総に反していると思うんですが、それは、じゃあ、教育次長と私の見解の差ですか。それは教育次長の答弁と思って伺っておきます。

それから、次に移ります。6次総合計画の基本目標である、人がつながるまちづくりについて、本日をもって5回の同様の答弁をいただきました。この答弁書にもありますね、区長さんを初めその地域にお住いの皆さんがさまざまな地域活動を通して地域の課題について、その解決に向けた取り組みを行うことで地域のコミュニティも深められていくものと考えております。

このことについてですが、地域の区長さんや、その他地域の代表の方に、コミュニティについてのお約束、こういうことを解決してくださいという約束ができていますかと、私が尋ねたことがあります。そのときには、お願いしたいと思ってるんですという答えでした。それから一度もお願いはしてないと思います。そこで、私は、それは勝手な推測ではないかと言ったら、勝手ではないと言いましたが、あれから5回も答弁された中では、区長会や区長さんをお願いしたことあるんですか。お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

先ほども、町の総合計画の内容を説明しましたが、この通学区域をですね、決定するに当たりまして、再編検討委員会という組織を組織しまして、そちらに地域の区長さんたち、あとは育成会の会長さんたちが委員になられて、そこでこういった問題もいろいろあるだろうということを、その中で議論をしてきました。そういったことを、その当時の区長さんもですね、当然理解して、地域に持ち帰っていろいろ対応していただいているということで、私はそういうふうに思っております、実際やってもらっていると思っております。それについて改めてです

ね、お願いしてってということもないかと思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） それは思ってるだけで、改めてお願いしたことはないということですね。わかりました。

そういうのでは、勝手な推測では困ると私も言ったことがございます。それはやっぱりお願いされてなければ、そういう話が出ただけということだけであって、教育委員会としては、やってくれるものと思って、そういう推測で。推測では困るということは前にも申し上げましたが、これで同じような答弁は5回いたいただきました。やはり勝手な推測では困ると思います。

以上です。

それからですね、次に、話がちょっと逆になりますけども、適正規模、学校の適正規模について伺います。

1クラス35人ないし45人と言われますけども、かたいところは35人と計算しなければならないと思います。1年生、2年生が35人で、3年生から40人といっても、40人にならない場合もあります。転校する人がいなければ40人になりませんし。ですから、35人と計算して、1学年が4クラス。すると1学年で140人になるんですね。で、6学年あると全部で840人。ですから、今、普通教室で840人の定員が、生徒数が入るわけですけども、760人では、まだまだ空いてるわけです。ですから、教室が余っているわけですから、多目的教室なんか転用することないんですよ、まだ。でも変更はできる、転用はできる。しかしやる必要がないということですよ、今は。で、多目的教室を普通教室に転用すれば、ここから210人増えるわけですから。

で、現在、あさひ小学校は760人と言われましたけども、定員は840名、現在でも約80人ぐらい不足しているわけです。しかし、私から見れば余裕があるように思いますけども、本郷二丁目は令和6年度でも最高で19名ですから、区域に入れても何の問題もないと思いますが、本郷二丁目をばらばらにしてまで、本郷二丁目を抜いたということについては、早急に考えてもらいたいと。

それからですね、あさひ小学校区域、本郷二丁目じゃなくて、あさひ小学校の区域は、住吉、二区北、南、一区と、それから本郷一丁目。これでどのくらい的人数が増えるということは、全然想定できないんですか。もしできないとしたら、何で想定できないのか伺います。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 議長にまたお伺いしたいんですけど。

○議長（吉田憲市君） 反問権、はい。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 今、倉持議員からですね、何人的人数が増えるのか想

定できないのかと質問がありましたが、そういう質問をする倉持議員の、それがわかれば、私も苦勞はないです。そこはどうやって想定したらよろしいでしょうか、逆に教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。はっきり言って、将来人口は誰も想定できないと、私は思ってます。倉持議員は、それを想定できるだろうっていう考えのもと、質問されてるかと思いましたが、確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの執行部の質問に対する反問権を許します。

それでは、それに対する倉持議員の回答を求めます。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 私が質問してる。私が教えるほどは知りませんが、私が教えるほどは知りませんよ。しかし、私がわかんないから聞いているんですけども、今、住吉や二区北、南、一番若いのが本郷一丁目ですよ。平均年齢は30代じゃないですか。30か40代、本郷一丁目は。それで……。いや、ちょっと待ってください、もうちょっと。それで、世帯数でいえば、住吉、二区北、南、本郷一丁目と一区で、大体4,100。それで、約子供が760人ですか、それ、いるわけですよ。そこら辺から見れば、大体、教育委員会としてはわかるんじゃないかと思うんですが。教育委員会で世帯数なんかは調べてないんですか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員に申し上げます。許された質問時間が、あと4分なのでね、それで、議長のほうから言っているのか、悪いのか、ちょっと私も判断つかないんですけども。

○17番（倉持松雄君） 結構ですよ、言っていたいて。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員が言いたいのは、二丁目の8月31日のですね、区割りに対して、違う学校へ行く、あさひ小学校へ行く、それで隣同士が違うところ行っちゃって、そこで子供会も、それから育成会も別々になっちゃうと。こんな区分けをしたのはどうしたんだろうということでもありますよね。そういうことですよ、言ってるのはね。

現在、それが始まってしまってるんで、先ほどの町長の答弁のとおり、それは誰もがおかしいと思ってるんですよ。私もそれはおかしいと思ってるの。ですから、それを動向を見ながら、これからの生徒数の動向を見ながらね、これから1年1年検討していきますという、先ほどの町長の答弁でした。

それ以外に、私はもう進んでるんだから、やりようないと思うんですけど、その辺は御理解できませんか。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） これは確かに町長の言ったとおりなんです、本当に。本当ですね。でも、町長だって、この問題については後から知ったわけですから。だから、実際にそのころ生まれていた人は、もうあさひ小学校行くようになってますから。そのころに学校行ってない、

まだ小さい人、今でいえば、生まれてから転居してきた人、その人が一番早いわけです。それが大体再来年ですよ、やれるのは。今んところは、まだその影響は出てないんです。ですから、何とかあと2年のうちにと私は思うんですが。この区割りをしたときは、検討委員会で決めたことだから、知らないと言ったわけじゃございませんが、そういうことだそうです、教育次長の説明では。ですから、私は、一日も早く。私は区域外ですから、私が行くわけじゃないんですよ。私の孫が行くわけじゃないんですけども、でも、なるべく早く見直してもらいたいと、そういう気持ちでやってるんです。

で、確かに町長言われたとおりです。今すぐって、スタートしたもんだから、じゃあやめましょうって言えないよね、これ。これは町長が一番正直で力強いこと言ってます、正直ですよ。これを、検討委員会がやったことだから、俺は知らねえとか、あっちがやったことだからわかりませんか、そういうことでは困るんです。

○議長（吉田憲市君） それで、時間が押してきてますんで、町長、最後に。

○17番（倉持松雄君） はい。以上で終わります。

○議長（吉田憲市君） いや、町長が最後に答弁しますんで。

○町長（千葉繁君） 先ほど来、人口の推移ということだね、人口の、今いる人たちがお子さん何人いて、その人が小学校上がる。そういった推移というのは、きつとつかんでると思います。今までずっと言ってきたのはですね、あいてる、今、たくさん開発がされていますから、そこへ張りついてきて、ほかから子供さんを連れてくる、それがわからない。だから、子供さんの数がわからないので、どーんって来たときに困るから、今のやり方で進めなくてはいけません。

で、先ほど、次長からも言っているように、その推移が落ちついてきたときに、もう一度見直しをしたいということ。だけれども、私もやはり責任を感じています。教育委員会で決定したこと、町で決定したことでありますから、責任を感じているので、1年ごとに見直しを図ったらどうだということで、それを今、やっている最中なんです。で、その見直しをやってる中で、これは行けるんじゃないか、二丁目を含めて、ほかの地域もあさひ小学校に行けるんじゃないか、そういうことができた場合に、学校再編検討委員会をもう一度開いていただいて、そこで検討していくというスケジュールになっていますので、もう少し見ていただかないといけません。

あと2年はってというような、倉持さんの御指摘ですけれども、2年っていうところでは、ちょっとないと思いますが、今の開発の状況、それから何人連れてくるか、そこでどのぐらいの子供さんをつくっていただけるのか。町としてはですね、どんどん子供をつくって、育てていけるような環境整備ということを整えているわけですから、どんどん来ていただきたいという

ふうには、私は思っています。

ですから、前回は申し上げたように、本郷二丁目が、小学校が行けないために売れないなんということになると、町にとっても大変な利益を失うので、できるだけ、倉持議員がおっしゃってるとおりにしていきたいというふうに思いますけれども、それだけでは、なかなかうまくいかないと、私は思っていますので、総合的に考えた結果、これまでずっと町で言ってきた、そのやり方しかないのかなど。新しいやり方があるのであれば、どうぞ御提案いただいて、それはそのとおりだと思うのであれば、そうさせていただきます。

ですから、これからはですね、質問していただく際は、御提案をいただきたいと。こうなればいいんじゃないかというようなことを言っていただければ、検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 大変、前にも言いましたけども、町長には、本当にこれしかできないんだという正直な答弁で、本当に力強いです。空想のような答弁じゃございませんから。本当にありがとうございます。しかし、私もせっぱ詰まってるんですよ。地元で議員がいても何にもなんねえなんて言われてて、いやあ、これでは、この次の選挙危ねえから、これ。

で、土地もですね、坪3万円ぐらい安くなってます。新しい学校行けないから。私も選挙資金もなくなっちゃいますから、土地も……しょうがないです。

ですので、町長には最善を尽くして、よろしく願いをしたいということでございます。しかし、私も地元で、議員いても何もしないと言われることが確かですから、ひとつ私に協力してくださいということをお願いいたします。

それでは、時間も大分まけていただいたようでございますから、以上で終わります。

それからですね、人口の増加ですが、やはり町長はそうやっても、事務職のほうは、やはり大体4,100世帯、そこから……。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員に申し上げます。質問時間が終わりました。

○17番（倉持松雄君） はい、ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、17番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。移動、準備をお願いいたします。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

今の子供たちが生きていく未来は、I o Tやビッグデータ、人口知能、A I、ロボットなどの新たな技術の進展により変化の激しい時代になると予想されています。子供たちには、次の時代を切り開くために必要な力が求められており、そして、その力を育むために、これまで以上に学校が教育活動に力を注ぐ必要があります。

しかし、今、学校教育を支える教師たちの長時間勤務は深刻な状況であり、教師の働き方を見直す学校の働き方改革が進められています。

しかし、現実には、全国の公立小中学校で教員が不足しています。教育委員会が独自に進める少人数学級の担当や、病休や産休、育休をとっている教員の代役などの非正規教員が見つからないため、朝日新聞が5月1日現在の状況を調査したところ、1,241件の未配置がありました。学校では、教頭がかわりに授業をしたり、少人数学級は諦めてきており、教育の質にも影響が出かねないとありました。

そこで、阿見町の教職員の仕事と労働状況について伺います。

1、阿見町の小中学校において、教職員の雇用状況はどのようになっていますか。正規、非正規の人数と、定員に対して足りているのか、また、未配置の件数、少人数学級や特別支援教育担当、病休職員のかわり、産休、育休職員のかわりはどうなっていますか。

2点目、常勤講師と非常勤講師の人数と勤務時間及び職務の内容について。

3点目、時間外勤務の実態はどうなっていますか。

4点目、その理由は何ですか。

5点目、学校別の年次休暇の取得率はどうなっていますか。

6点目、働き方改革はどのように進めてきたのですか。昨年9月までと10月以降に分けてお願いします。

7点目、今後、働き方改革をどのように進めるのですか。

8点目、働き方改革は、なぜ必要なのですか。

9点目、これからの教師に求められるものは何ですか。小学校は2020年度、中学校は2021年度から指導要領が変わります。これを踏まえてお願いいたします。

10点目、教員不足の現実の中、小学校統廃合の問題をどのように考えていますか。

以上10点について質問をいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 阿見町の小中学校の教職員の仕事と勤務状況についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町の小中学校において、教職員の雇用状況はどのようになっていますかについてであります。

令和元年度9月1日現在、町全体で管理職、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員は212名で、加配や育休教職員等の未補充はありません。

2点目の、常勤講師と非常勤講師の人数と勤務時間及び職務の内容についてであります。

常勤講師は39名、非常勤講師は9名。常勤講師は正規の教職員と同様の職務内容で、勤務時間は7時間45分、非常勤講師は少人数指導等で、勤務時間は1週間当たり20時間から29時間あります。

3点目、4点目の、時間外勤務の実態とその理由についてであります。

昨年度10月から、町教職員全員の時間外勤務時間を毎月各学校でまとめ、教育委員会に報告するようしております。実態としましては、昨年10月の平均は64時間でありましたが、今年6月の平均は55.3時間と減少しております。

要因としては、教職員一人ひとりの意識の変化、各学校での工夫した取り組み、町としてのさまざまな取り組みの成果であると考えております。

5点目の、学校別の年次休暇の取得率についてであります。

小学校全体では、平成29年度が10.1日、平成30年度が10.2日、中学校全体では、平成29年度が10.7日、平成30年度が11.6日となっております。

6点目の、働き方改革は、どのように進めてきたのですかについてであります。

平成30年9月までの取り組みとしまして、平成27年度に町内全小中学校にタイムカードを導入し、教職員の勤務時間の意識改革及び在校時間の管理を行ってきました。

平成29年度には、統合型校務支援システム及びICT機器を導入し、業務の電子化による効率化、児童生徒の学習意欲・学力向上、教師の授業力向上を行ってきました。

教職員の負担軽減及び生徒指導の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導支援員を配置しました。

8月12日から16日までの5日間を学校閉庁日と設定し、業務を行わず勤務を要しない日としました。

平成30年10月からの取り組みとしましては、阿見町部活動運営方針を策定し、休養日を設定し、朝の部活動を実施しないこととしました。

町共同学校事務室を設置し、事務の効率化、事務処理体制の強化、教職員の事務負担の軽減を行っております。

全小中学校に留守応答機能付きの電話機を設置し、電話対応の時間を限定しました。

スクラップ・アンド・ビルドの視点から、各種研究事業等の適正化を図り、町陸上記録会、

町音楽会を廃止しました。

7点目の、今後、働き方改革をどのように進めるのですかについてであります。

文部科学省の通知や県の取り組み事例資料等を参考に、コミュニティ・スクールを導入し、登下校の対応や植栽管理等、地域人材の協力体制の構築。人的環境の整備として、サポートスタッフ、部活動指導員、スクールロイヤーの配置、学校閉庁日の拡充。事務作業の効率化として、自動集計ソフトの導入及びICT機器の整備を考えております。

8点目の、働き方改革はなぜ必要なのですかについてであります。

児童生徒が予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指した新学習指導要領を確実に実施するためには、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、自らの指導力を十分に磨き、発揮できる環境を整備する等の働き方改革が必要であります。

9点目の、これからの教師に求められるものは何ですかについてであります。

今回の学習指導要領改定の基本方針を理解し、今後20年、30年後に活躍できる児童生徒を育成していく中で、教師に求められるものは、さまざまな変化に対応できる人間性、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業力、家庭・地域社会との連携力が求められると考えます。

10点目の、教員不足の現実の中、小学校統廃合の問題をどのように考えますかについてであります。

小学校の統廃合についてと教職員不足に関しましては、全く別な問題であると考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それでは、午前中に引き続き、再質問をさせていただきます。

1点目の、現在、9月1日現在で未補充はないという答弁が先ほどありました。今後、療養休暇、内地留学、産休・育休等の教職員が出てきたときは、どのように対応されるのか。また、

そういう予定はあるのかどうか、お聞きします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現時点では未補充はありませんが、今後、内地留学または育児休業等をとる教職員もいるのは現実であります。県南教育事務所等とも連携をしながら、人材の確保をしているところではありますが、なかなか現時点で教職の職についてない者を見つけるのは、なかなか難しい現状なので、引き続き探していきたいと思うんですが、もし見つからないときは、内部でその当該学校の職員で賄っていくというような形になります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

茨城県は関東の中で、特に茨城、千葉、東京は教職員が非常に少ないことでなっております。特に茨城でも、少ないのでは上から2番目でしたね。メダルがとれるというくらい、教職員をやはり雇うことは困難なんですけども、やはりこれは何とか手だてできれば、今から動いて、補充のほうをお願いしたいと思います。

2点目、行きます。

常勤の正職と、常勤、非常勤と48名おられます。常勤の講師に関しては、正規職員と同等の勤務時間に一応これはなっておりますが、この賃金の格差も当然ここには出てきておると思います。先ほどもちょっと資料をいただきましたが、正職の方と常勤の普通の講師の方とは、当然所得が違ってくる。

その中で、業務内容、校務分担、出張など、常勤講師から、そういう部分で不満などが出る点は、まずあるかどうかお聞きします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

給与面に関しましては、正規職員と臨時的任用職員では給与規定が違いますので、その中で不満というものは表立っては出てきてないのが現実でありますけども、校内の校務分掌等の分担で、各学校で工夫しているところが現状であります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ということは、表面だって不満というものは上がってないが、課題はあるという捉え方でよろしいですか。はい。で、この課題も解決していただきたいと思えます。

次に、非常勤で、1週間当たりの時間が制限をされています。されてはいますが、実際には、子供たちのかかわりや職務遂行上、また職員同士の打ち合わせ等で、時間がオーバーしてるこ

ともあるんじゃないかと思うんですが、この辺はどうなってますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

非常勤講師に関しましては、答弁でもありましたとおり、1週間20時間または29時間ということで、職務内容に応じての規定があります。議員御指摘のとおり、時間外の勤務ということも予想はされているんですが、勤務報告書で毎月提出していただいておりますが、そういうことが一切ないように、制限時間内で勤務できるように、各学校それから非常勤職員も努力しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 現状では、ないということよろしいですか。実際には、ボランティアでやってらっしゃる方もいるという話も伺ったりはします。どうしても必要なところは、やはりどうしても時間がオーバーするときはあるとは思いますが、そのときは、やはり教育委員会としての、どう対策をとっていくか。また、その人の人件費、予算化をどうするかということも、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えをさせていただきます。

非常勤講師に関しましては、県費職員と町の雇用と2種類ありますけども、雇用内容に応じて、しっかりと協議をしながら進めていく中で、どうしてもボランティアという意識で勤めていただく思いがある先生方がたくさんいるんですが、そういうことがないように、管理職を中心に、勤務者と会議をしながら進めているのが現状であります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ぜひ、その辺のところは、きちんと管理をして進めていただきたいと思います。

先ほど、3点目、4点目に関しては、平均値で一応答弁をいただきました。これは室長にお願いをして、データでこちらはもらっています。もらっている中で、ちょっと見てみますと、学校によって、まず1点、勤務時間の状況なんですが、時間外の勤務に関して、非常に学校によって大きなばらつきがあります。あるところでは、中学校なんかでは100時間以上やってる方が多くいたり、また、小学校においても、これはかなりばらつきがある中、少ないところは、非常に少ない時間外勤務の状況であります。

この差というのは、どういうところにあるとお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

時間外勤務に関しまして、小学校と中学校の大きな差といいますと、やはり部活動に従事する時間、土曜日、日曜日の部活動に従事した時間も、この中には入っておりますので、その大きな差が見られるというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そうですね、部活動、特にスポーツの盛んで、なおかつ若い先生の多いところは、非常に時間外勤務が、勤務時間が長い。でも、この辺のところも、ぜひこれから見直しをかけて、さまざまな財政処置をするところもあるはずなんで、使えるものは、ぜひ使っていて、これは進めていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（吉田憲市君） 指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほどの答弁の中にもありましたけども、国または県のほうからも、中学校の教員の部活動の従事に関しまして、部活動指導員の導入ということも言われておりますので、当町におきましても、全学校の全部活というわけにはいかないと思いますので、部活動を区切って、専門的な指導ができる人材を導入していくことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次に5点目、年次休暇について。こちらちょっと学校別に昨年と今年で資料をいただきました。個人別ではないんですが、学校別で見えますと、非常に、昨年在17.7日、年次休暇がとれて、今年は18.8日と。これは新しい学校で17.1日とれてるところもあれば、また、中学校において、少ないところは昨年在10.6、今年が10.3。小学校でも、少ないところは、昨年在10.7、今年が少ないところで10.9と、非常に年次休暇のとり方にばらつきがあります。このばらつきがある要因は、どのように分析されていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

年次休暇に関しましては、教育委員会としまして、各学校の管理職に、優先的に、積極的に年休を取得するというところで、全先生方に指導をしていただいているところであります。本当に三、四年前、五年前から比べますと、長期休業等だけでなく、計画的に毎月1回の年休や、各学校で工夫した年休の取得について、管理職が工夫していただいておりますので、なるべく差はないように、この取得日数に関しましては、校長会や教頭会の折にでも、情報を提供しながら、町として、有効な年休取得ができるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 1点、今のところは、例えば時間外勤務が、先ほど言った、多いところと少ないところ、で、年次休暇においても、かなりとれてるところとまだまだその半分ぐ

らいしかとれないところと、これ実際にばらつきありますが、どのようにしてそれを進めてきたか。具体的な人間の、果たして数なのか、その中の働き方の改善の差なのか、その辺のところの情報の共有はどのようになってますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

特にですね、この働き方改革がうたわれてきましてから、特に昨年度、今年度等は、各校長会、教頭会の折に、各学校で工夫した取り組み等に関しては情報を共有しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。ぜひ、各学校によって状況が違うので、同じではないんで、難しいところはあるかとは思いますが、ぜひ情報を共有して、どんどん意識改革をして、続けていっていただきたいと思います。

次に、昨年9月までと、昨年10月以降と、どのような改革を行ってきたか、お答えをいただきました。この昨年10月から行ってきた、阿見町の部活運営方針策定して、休養日を設けて、部活を実施しない日を設けたっていうのと、町共同学校事務室を設置した、また留守応答機能つき電話、また陸上記録会とか音楽会とか、これを廃止して先生方の負担を軽くしたとあります。

これは、実際には昨年10月から始めたのか、その前からいろんな議論を積み重ねてきたのか、その点をお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、10月からの取り組みということで書かせていただきましたけども、取り組んだものが10月でありまして、一昨年度、29年以前から、いろいろな検討をしまいつて、10月から、そこにあります部活動の運営方針、町共同学校事務室の設置、留守応答機能つき電話機等を実施して、今年度、町の陸上記録会、それから町の音楽会を廃止いたしました。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。中止をする、また廃止をするにしても、すぐには、これはできないと思いますので、やはりよく話し合いをして決めていく必要が当然あるかと思っています。

これからも、どんどんどんどん業務内容が増えていく中で、やはりそういうふうには、これは本当に必要なものか、そうじゃないのかというのは、皆さんが真剣にこれは考えてらっしゃると思うんですが、ぜひ議論をし続け、深めて、改革を進めていっていただきたいと思います。

その他で、ちょっとこれお聞きします。給食費の公会計化を進めていたようには、気がするんですが、議会だよりの160号に、柴原議員の一般質問で、給食費の未納、未払いについて、今まで学校の教頭先生とか先生方が行っていた、その苦労が大変だったってということなんで、今度は電話や文書による勧告に切り替えるとありますが、公会計化の認識はこのときはなかったのかどうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

給食費の公会計化につきましては、現在でもですね、公会計化に向けて検討しているところですよ。

その事前の取り組みとしまして、今の川畑議員の御説明にもございましたが、給食費の滞納整理については、学校の教職員のほうにお願いして、一緒に滞納整理をしてるっていう時期がございました。

それをですね、電話催告、文書による通知、そういったことに切り替えて、なるべく町の業務として捉えていこうと今、考えて進めております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと、公会計化の検討もまだ進めているということなんですが、いつごろを目安に、これは実施ができればいいかと、このように教育委員会では、どう思ってるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

公会計化に向けまして、まず、人員の手当てとか、あと、それに向けたシステムを構築するのに予算がかかります。そういったものを確保していきながらやっていきたいところで、ちょっと来年というわけにいかないかもしれませんが、数年先には公会計化に向けた体制がとれるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 当然、未納の方、いろんな状況、条件があって未納になってるかは思うんですけども、ぜひ、学校の先生方に差し戻しをしたり、業務を増やしたりしないで、いろんな形で多少の経費はかかっても、外部委託するなり、いろんな形を考えていただきたいと思えます。

7点目なんですが、これに関しては、コミュニティ・スクールがここにもちょっと出てます

んで、平成29年4月から、義務標準法等の一部改正がありまして、各教育委員会に対して協議会設置の努力義務が課せられました。

これからコミュニティ・スクールを進めていくとは思いますが、教育長のコミュニティ・スクールの構想と、今の進捗状況、どのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まだ阿見町では、ちょっとコミュニティ・スクールっていうのは設置できてない状況でございます。前にもですね、御説明してるかと思いますが、阿見町におきましてですね、小学校でいうと第二小学校がですね、すごく地域のかかわりが深い学校となっております。そこをですね、まずモデル校として進めていきたいと。で、そこでの状況を見ながらですね、さらにほかの小学校の地区にもですね、進めたいということで、今、検討している、準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） コミュニティ・スクールに関しては、もう何年も前から、何度も私、質問をして、視察にも行って、本もいろいろ研究して読ませていただきました。

1点は、ある学校で成功した事例をほかの学校に持ってきて通用しないんです。学校ごとにこれは違う。地域が違うんで、やり方が当然、規模にもよっても、その地域性によっても、これは違ってくる。そうしますと、第二小をモデルにして、それを水平展開していくというのには、どうしても理論的に無理があると思うんですが、その辺はどう考えられますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

教育委員会としましても、まず第二小をモデル地区ということですけども、それを、今言ったとおり、学校ごとによって、また地域によって、考え方はいろいろ違います。それを水平展開していくのではなくて、そこではそういったものもあるけれども、参考にですね、あくまで参考にしながら、また独自のコミュニティ・スクールを構築したいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） で、これもスピード感を持って進めていただければと思います。まずは推進しながら、動きながら、現場で考えて、これはいくしかないことだと思いますので、その点よろしくお願ひしたい、このように思います。

次に、働き方改革、これは教職員全体の働き方に関する意識改革が非常にこれは重要になっ

てくると思います。で、各学校での重点目標や経営方針への教職員の働き方に関する視点の導入が必要になる、このように思いますけども、まず、その点はどうなっているでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

当町におきましても、昨年度よりいろいろな働き方改革に関する取り組みをしてきております。それに関しても、各学校の教職員に対して周知していること、それから、県南教育事務所等でも、各市町村の課室長会議で情報共有しながら、新たな取り組み等についても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと、この働き方改革の重点目標、経営方針が組み込まれていく中で、確認指導のため、また人事評価なんかの活用になると思うんですが、校長との人事面接で、そのようなことは、実際に確認されているのか、その点、ちょっとお聞かせいただきたいと。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

教員評価の人事面接の際に、教育委員会としましても、管理職として、各学校の学校長及び教頭との面談の中で、働き方改革に関しても、一つの目安として、各学校の取り組みに関して目標設定から評価までさせていただいております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

さて、じゃあ、働き方改革では、労働時間や職務内容についての対策はもちろんですけども、教職員が心身の健康を損なわないように働くために必要な、これは職場環境の整備に関して、とり得る施策や支援のあり方として、学校の労働安全管理のあり方、これが重要になってくると思います。

阿見町での取り組みは、この辺はどうなっているでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

町としましても、全教職員にストレスチェックを実施しております。その結果を踏まえて、各学校の管理職が、教職員一人ひとりと面談をして、取り組みと勤務時間、勤務内容等について確認しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、しっかり吸い上げて進めていって

ただきたいと思います。

8点目、この働き方改革は、なぜ必要ですかっていったところで答弁をいただきました。一つにおいては、ここに書いてあるとおりなんですけども、一言で言うと、この働き方改革をやって、時間を有効に使う中で、やはり教育の質の向上を図っていくことが最終的な、これは大きな目標になってくるかと思うんですが、当然、この働き方改革をやっていく。じゃあ、それだけかっていうと、ちょっと先のことを考えると、それだけでは、今、ないような。

労働基準監督法のほうで36協定っていうのは、昔、とられまして、残業時間の上限を決める。で、決めなかった業態が、運送業と建設業。その業態に関しては、今、非常に人が集まらない状況になってきてる。要は、きちんと規制をかけて、働く人の権利を守ってやってことは、これ非常に大事になってくると思います。

そこで、今の若者たち、これはこのまま改革が進まない、長時間の労働が増えると、学校の先生のなり手がいない。私も知ってる若い青年たちの中で、数人見てます。学校の先生になったけども、やめましたっていうこと。その理由は何だと思えますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

教職員ということで、世の中ではブラック企業ということも叫ばれておりますが、子供たちのこれからの人生を担う最高の職業であるとは思いますが、保護者、地域の人、それから声、プレッシャー、いろいろあると思えますが、その中でも、やはり労働時間が長いと、勤務時間が長いっていうところが、一番懸念されているところというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そのとおりでございます。今の若い人に聞くと、どのような仕事につきたいか。定時で帰れる。土日が休み。で、有休がきちんととれる。お給料が一番ではない。そんなにもらわなくてもいい。大体こういう形なんですわね。

そうなりますと、なかなか、教えることが好きな青年はどこに行くかと、塾のほうで教えるようになってしまう。

ですから、やはり義務教育のこの教職の仕事って、非常に大事なんですけども、魅力のある職場にしないと、人がやっぱり集まってこない。今いる先生が頑張れば頑張るほど、ますます人が来なくなるっていうのは、そういう悪いほうのスパイラルになりますんで、これはぜひ改善をしていっていただきたいと思えます。

そこで、ちょっと、もう一つお聞きしますが、給特法というのがありますがね、学校の先生。それは簡単にどういうものか。それと、なぜそれがつくられたか。給与の特別の法。学校の先生たちが、基本給に数%加算されて、調整、ええ。あれが、なぜつくられたか。その時代背景

がどうだったか。もしわかれば。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○12番（川畑秀慈君） 教育長の方が知ってる。

○議長（吉田憲市君） 教育長。

○教育長（湯原正人君） 古い人間がお答えしますんで。教職員調整額っていうのは、8%でしたかね。これは教職員の 경우에는、残業手当というのがつきません。で、なぜつかないかという、やっぱり難しいんですね。これをどこまでを正式な仕事とするかどうかなんていうのも。家庭訪問なんか行って、夜中になるなんていう場合もありますし。そういうのをうまく残業手当というのが出せないんで、一律に給与の8%だと思いましたが、調整額というのを支給されております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 私もここで話をしてもいいんですが、うろ覚えで、中途半端なことを話しそうなんで、これちょっと後で調べてみてください。

もともと地方公務員ということで、労働基準のまんまでスタートしたんですが、途中でこの法律が出て、先生に特別加算された。加算された理由は、その当時の残業時間といいますか、時間外の勤務時間というのが8時間だったらしいんで、その8時間をその分掛けて、今ここまで来てるっていうようなことでございます。

一応、そういうところをしっかりと踏まえていくと、先生方が時間外勤務をやっても残業代が出ない中でやってるってことで、非常にこれは大変なことだと思います。先ほどの、ちょっと分布を見てもみますと、大体40時間から60時間の間の方が多いいと思います。その中で100時間超える方もいる。これ、一般の皆さんが100時間超えると、どのくらいの手当がつきますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。わかりますか。

○12番（川畑秀慈君） 大体でいいです。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

申しわけありません。ちょっと大体の数字がわかりません。申しわけありません。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 少なくとも、どのくらいですか。20万とか30万とか、そんなもんですね。そうなんです。時給大体2,500円くらい。

○議長（吉田憲市君） どなたかわかる方、いらっしゃるか。

○12番（川畑秀慈君） じゃ、お願いします。

○議長（吉田憲市君） 総務部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

それぞれ給与によって時給も変わってきますので、平均でいけば2,000円超えるぐらいでしょうか。よく時間外をやる、仕事の負担の多い職員という部分でいけば、2,500円前後でしょうか。そうすると、100時間ですから25万円ぐらいですか。そんなもんです。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。基本給の高い方は30万ぐらい行くでしょうし、少ない方でも20万ちょっとぐらい行くんじゃないか。で、学校の先生はどうなのかっていうと、非常にその辺のところも考えていただくと、やはり働き方はきちんとどんどん改革をして、ゆっくり時間をとれるようにしなければいけないのかなっていったところは、ちょっと感じております。

次に、これから教師に求められるもの。この9点目なんですけども、子供たちが10年後、20年後の活躍できる、そのための教育をする。これはどうでしょう。10年後、20年後の社会状況、今から先のことを予想するのは非常に難しいかと思うんですが、どういう社会で子供たちは仕事をするようになると、今、想定されてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今の子供たちが社会に出る10年後、20年後といいますと、やはり情報化社会が盛んになり、AIの普及、また国際化ということでありまして、あとは労働環境ですね。今の仕事が無くなってしまふということで、労働者に関することも懸念されますので、子供たちが自分で未来を切り開いていく能力を育てていくことが、これからの教師に求められているのではないかとこのように考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと、教師の皆さんは、その20年後、30年後、どういう社会になって、今、教えてる子供たちが、その社会で活躍していけるようにならなきゃいけないかってことは、まずある程度認識してないと、これは難しいと思うんですね。

今、フリーランスっていう働き方があります。言葉を聞いて、意味がなかなかぴんとこない方もいるかと思うので、ちょっとお話をしますが、会社や団体に所属しないで、仕事の内容によって契約を結んで仕事をしていくっていうのがフリーランスの働き方。今、日本では1,100万人います。私の知ってるある、これも大学の医学部の学生ですが、フリーランスで東京都から5,000万くらいの仕事請け負ってやっています。

ですから、その内容によって、個人で契約をして、それをなりわいにしていく。そういうことがこれからどんどんどんどん増えていきます。労働力、今、7,000万人ありますが、これも

どんどん減っていく。そうすると、産業構造は大きく変わって、1次産業、2次産業の人はどんどん少なくなり、今、ものづくりをやっているところはA I ロボットが主流になってきます。肉体労働はどんどんどんどんなくなってきます。あるのは、サービス産業であったり、あとはソフト、アイデアで勝負する。そういう時代になってきます。

そうすると、今までのように定期を買って通勤をするっていうことも、ちょっと将来的には少なくなってくる。こういうことも当然、考えられる中で、子供たちは社会に飛び立っていく。

ですから、そういうことを考えると、学校の先生も本当に幅広くいろんなことを学んでないと、今までとは全然違ってくる。指導要領も当然変わってはきますが、もっともっと時間的なゆとりを持って、インプットする時間を増やしていかないと、教育現場ではなかなか子供たちが満足いくような教育ができなくなってくる。こういう危険性がありますので、ぜひ、強力に、その部分では、働き方改革をして、早く帰ることによって、早くいろんなさまざまな経験ができ、インプットができる。そういう時間的なゆとりを、まず持たしていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今、川畑議員御指摘のとおり、教職員一人ひとりにですね、働き方改革の意義や目的等に関しては、当町の職員に対して教育委員会及び管理職のほうで、指導、周知はしているところなんです。やはり学校現場の仕事内容、職務に戻ると、そういうことを忘れてしまうっていうような、子供たちの教育に熱心になり過ぎるあまり、そういうことが忘れてしまう先生方が多いのも現状でありますので、しっかりとめり張りをつけるということと、カリキュラムマネジメント、タイムマネジメントをしっかりと先生方が身につけて、時間の有効活用、それから出勤時間も早くなるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ちょっとここで、厚生労働省の例と、またアメリカの大学の研究者の例をとって、なぜ時間をとらなきゃいけないかということを、ちょっと例としてお話ししたいと思います。

厚労省の健康づくりのための睡眠指針2014、これによりますと、人間の脳が集中力を発揮できるのは、起床後、起きてから12時間から13時間と言われてます。そうしますと、これを過ぎるとどうなるか。集中力の切れた脳は、これを過ぎると、酒気帯びと同程度の集中力になるそうです。これが15時間を過ぎると、酒酔い運転と同じ脳の働きだそうです。長時間労働がいかにかに無駄であるか。ですから、6時起床だとしますと、夕方の6時から7時が限度。できれば、夜の7時になったら学校は閉門していただくと、そのほうが効果的なのかなっていう気はいた

します。これが、それ以降は酒気帯びになり、9時以降残っていると酔っ払い運転状態で、脳はふわふわしてる、そういう状況であります。

それと、EU20カ国は、1993年から、もう今から26年前ですね。勤務間インターバル制度っていうのを導入してます。あんまりこれ聞いたことないですよ、勤務間のインターバル制度。こちらの一般職の方も、ちょっと覚えておいてほしいんですが。1日の仕事の終了から、次の仕事の開始時間、これは11時間以上あけないと、仕事をさせてはだめだっていう法律なんですね。

なぜこういうものができたかっていうと、慢性疲労研究センターの佐々木司センター長っていうのが、このように言ってます。1日の疲労の回復は、その日のうちにとることが大切。人間は一晩眠ったとして、肉体の回復は眠りの前半に回復し、ストレスは後半に回復する。そうすると、神経をすり減らしている人ほど長時間眠らないと疲労は回復しない。

EU諸国のように、残業を含む1週間の労働時間に上限を設けることが必要だと。ぜひこれは目標値を決めて、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、ありがとうございます。

今、議員から御説明ありました詳細に関しまして、当町でも校長会等の折に御説明させていただいて、今ありましたとおり、午後7時というのが一つの目安かなっていうふうにも、私どもも考えますので、そこら辺をめどに、先生方の勤務を改善していくということも、一つの目安として、各学校に提言していきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） これはレポートを後であげますんで、ぜひ見てください。

その次、このように書いてあります。睡眠の前半しかとれない日が続けば、前日受けたストレスが解消されないまま、翌日のストレスが積み重なっていきます。そうしますと、ちょっとしたことでも、もういなくなりたい、死にたいって、このようになってくると、睡眠の後半が毎日とれるだけの勤務間のインターバルがどうしても必要になってくる。ですから、長時間労働っていうことは、百害あって一利なし。効率は悪い。そしてまた、もういろんなストレスがたまって、それがどんどんどんどん抜け切らなくなってくる。

次に、うちの樋口議員いますが、陸上自衛隊で、衛生学校心理教官を務めた下園壮太氏はこのように言ってます。『自衛隊メンタル教官が教える 折れないリーダーの仕事』の中で、蓄積疲労には3段階ある。日々の睡眠の確保を意識した生活を送ることで、疲労を蓄積させないことが極めて重要だと述べてます。1日の疲労はその日のうちにとる。睡眠が確保できずに日々の疲労が2倍モードにまで蓄積してしまうと、ふだんならすぐに回復できるようなショッ

クでも、受けるダメージは2倍になり、回復にかかるまで、これも時間が2倍かかる。このようになるそうです。で、心身に異常があらわれる一步手前の状態に陥るっていうんです。さらに疲労が蓄積してしまうと、心身に何らかの異常を発する疲労の3倍モードに突入すると。同じショックレベルでも、受けるダメージも回復までに要する時間も、全て3倍になってしまう。だから、慢性的な長時間勤務ってのがいかに怖いか。で、じわりじわりと睡眠不足の状態では、どんどんダメージを受けやすく、回復しにくい体になっていってしまう。

ですから、メンタルの病気で長期療養に入る人ってのは、まず睡眠をしっかり取るところが初歩の段階で大事だったのが、それが放置されて慢性的になって、こういうふうな症状になってしまう。これは一般の公務員の方なんかでも多いと思います。

で、睡眠の効果について、ペンシルベニア州立大学の睡眠学者デービッド・ディケンズ氏と、ワシントン州立大学の睡眠調査センターのグレゴリー・ベレンキー氏が、2003年に行った実験があるんです。これでは、8時間睡眠と6時間睡眠の2グループを観察したそうです。観察をし続けて、2週間後、このときに、6時間睡眠のグループでは、酩酊と同じくらいの能力の低下が観測された。能力が落ちる、そういうことなんですね。

日本人の平均睡眠ってのは、大体6.5時間って言われています。そうしますと、この研究がイコールとなるかどうかは別にしましても、ほとんどの人が自分のパフォーマンスをフルに発揮している状況ではないんじゃないかっていう捉え方になってくるかと思います。

ですから、本来はもっともっとパフォーマンスを上げられるのに、睡眠をきちんととらないことによって、そのパフォーマンスが下がってしまう。そういうことがここで出てる内容です。

ですから、ヨーロッパで今、進めてやっているインターバル、仕事と仕事の間に11時間以上とるということの理由というのは、こういうところにもあります。ぜひ、こういうことをしっかりと参考にさせていただいて、情報を共有してさせていただいて、いかに働き方改革をやるのが大事なのかっていったところを伝えていただければと思います。

それと、今、民間の会社で求められるもの、先ほどもちょっと言いましたけども、要は、イノベーション、技術革新、いろんな既成概念取っ払って、新しいものをつくり出していくっていったところが、これからの社会では求められています。働き方改革をしてイノベーションを起こしたところというのは、1人当たりの生産単価が非常に伸びています。収益が上がっています。時間を短くして収益が上がっているってのが、実際に、この本の中に20ほど例は出てるんですけども、さまざまな業態でやって、効果があります。

その中で1つは、組織のダイバーシティー化、これが重要である。ダイバーシティーとは何かかっていいますと、これは多様性ということで、さまざまな人が、いろんな立場の人が、その組織の中でオープンに議論を深めていくことで、新しいイノベーションが起きてくるっていう

ことなんですね。

ですから、そういう中で創造性、クリエイティビティーとはそういう自己管理のセルフマネジメント、そういうものをきちんとやることで、これからの子供たちは、世界の中で社会に出て、勝ち抜いていけると思いますんで、まず、それに関しては、学校で教える先生がそうであってもらわないと、まずこれは不可能だと思いますんで、ぜひこれは教育委員会で強力的にサポートして、各学校ごとにちょっと状況は違うと思うんですが、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長、その点、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（湯原正人君） 本当に献身的な提案をいただいたというふうにありがたく感じました。学校というのは、公立学校の場合には、能力面、性格面もそうですけども、千差万別です。ですから、その子供たちを、例えば担任が1人で担当するというような状況が、今の段階ですね。今、千差万別なのを、まず受け入れられるという、多様性を受け入れられるという教員の共感性、これがやっぱり非常にこれからもやっぱり大事になるし、それは、川畑議員、今までも大事だったと思いますけれども、これからさらに大事になってくるんだろうというふうに思います。本当にいいアドバイスをいただきましたので。

ちょっと個人的なことを言わせていただくと、今、川畑議員がおっしゃられたことは、私の生活、非常に合ってます。そういう点で、私は年で寝ないとだめだというふうに思って睡眠時間確保してんですけども、一々非常に私はモデル的な生活をしてんのかななんて、個人的に思います。大変失礼しました。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

いよいよ最後、10点目、1つだけお聞きします。阿見町の教育行政のよりどころである基本理念、「学びあい 支えあい とともに輝く人づくり」を、これを基本理念として、阿見町の教育振興基本計画の4つの基本方針というのがあります。その第4章、安心・快適で質の高い教育環境の創造では、時代の進展に対応した教育環境を目指し、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き、これを踏まえて、適正配置について検討を進めます。このようにあります。

この辺に関して、学校の統廃合といったところ、教員の不足によってどう考えるかっていうことで、今回ちょっと質問させてもらったんですが、こちらの基本計画を捉えた上で、小学校の統廃合、これは教育長としてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） お答えになるかどうかわかりませんが、私の個人的な考えを申し上げます。

統廃合の問題というのは非常に大事な問題であろうと思うし、以前に全協のときに、私、申し上げましたけれども、これは慎重に対応しなくちゃならない問題であるというふうに思っています。

そういう点で、阿見町でも検討委員会が立ち上がりまして、検討してきました。今日、栗原さんが質問されないということになったようで、彼の質問の中に統廃合の問題についても考えを述べるところがありましたけれども、やっぱりどちらにしてもメリットはあるし、デメリットはあるんだと思います。

それを地域がどういうふうに考えるかというのが非常に大事になってくるんだらうと思います。なぜならば、学校というのは地域の中の学校だというのが一番の基本なんだらうというように私は考えています。

そういうことで、ちょっと川畑議員が求める回答にはなっていないと思いますけれども、以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 学校の統廃合に関しては、非常に難しいというか、デリケートな問題も含まれてはきます。ただ、学校というのは主語は子供たちなんで、やはりそこを観点としていきますと、多種多様な、先ほど言いましたダイバーシティといえますか、そういう環境に子供たちを置くことの重要性も、やはりしっかり議論を進めていく中で、最もいい教育環境を子供たちに残していただきたい。それをお願いしまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に行きます。

町営住宅の管理運営についてお尋ねいたします。

阿見町においては、町営住宅の入居希望者が入居できない状況が慢性化しています。そこで、町営住宅の管理運営について伺います。

1点目、曙の町営住宅の入居希望者は何人いますか。

2点目、町営住宅の空き室は何戸ありますか。

3点目、町営住宅の平均家賃は幾らですか。これ、全部、曙でいきます。

4点目、現在のままですと、入居希望者全員が入居できるのは、あと何年かかりますか。

5点目、現在の町営住宅の運営管理基準は、いつ作られたものですか。

6点目、この運営管理基準は令和になった今、町民にとって好ましいものであると思われませんか。

以上、6点に対して質問いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の，町営住宅の管理運営についての質問にお答えします。

阿見町の町営住宅は，上郷第一住宅，上郷第二住宅，吉原東住宅，吉原西住宅，曙住宅，曙アパートの6団地があり，現在は曙アパートの159戸についてのみ，新規の入居を受け入れております。

1点目の，曙の町営住宅の入居希望者は何人いますかについてであります。

曙アパートにおける過去5年間の年度別の入居希望者数は，平成26年度が21人，平成27年度が31人，平成28年度が44人，平成29年度が29人，平成30年度が33人であり，今年8月末現在の入居希望者数は30人です。

2点目の，曙の町営住宅の空き室は何戸ありますかについてであります。

曙アパートにおける過去10年間の年度別空き戸数は，平成21年度が9戸，平成22年度が6戸，平成23年度が11戸，平成24年度が13戸，平成25年度が18戸，平成26年度が17戸，平成27年度が18戸，平成28年度が23戸，平成29年度が25戸，平成30年度が33戸であり，今年8月末現在の空き戸数は33戸です。

3点目の，町営住宅の平均家賃は幾らですかについてであります。

町内6団地全ての町営住宅の平均家賃は，4月時点で1万6,539円です。また，曙アパートの平均家賃は，4月時点で2万7,773円です。

4点目の，現在のままですと，入居希望者全員が入居できるのは，あと何年かかりますかについてであります。

現在は，比較的建設年度が新しい，曙アパートの18号棟及び19号棟への入居の希望が集中しております。この18号棟及び19号棟は，非常に入居率が高いことから，空きが出た場合にのみ新規入居できる状況ですが，空きが出るのは年間に1部屋程度となっております。そのため，入居希望者全員が入居できるまでには，相当な年数がかかると推測されます。

5点目の，現在の町営住宅の運営管理基準は，いつ作られたものですかについてであります。

町営住宅を運営管理するための基準は，平成9年度に，阿見町町営住宅管理条例及び同条例施行規則が基準として制定されております。また，平成26年度には，阿見町公共賃貸住宅再生マスタープランを再策定し，今後の町営住宅のあり方を定めております。

6点目の，この運営管理基準は令和となった今，町民にとって好ましいものであると思われませんかについてであります。

今の時代は、浴槽と風呂釜が各家庭にあるのは当たり前となっておりますが、曙アパートの1号棟から17号棟では、建設当時の考えのまま、入居者の負担で浴槽と風呂釜を設置することになっております。そのため、入居者の初期費用の負担が大きくなり、町営住宅の申し込みをちゅうちょされる方が多くなっています。

したがいまして、今後、曙アパートの長寿命化計画を策定する際には、住宅に困窮する低所得者への適正な公営住宅の提供というマスタープランの基本方針に従いつつ、今の時代に合った新たな考えや入居者のニーズを取り入れ、町営住宅を必要とする方が安心して入居できる環境を整えられるよう検討してまいります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今のニーズに合わせて、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、再質問、入らせていただきます。

マスタープランには、このお風呂の件に関しては、どのように記載してありますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） マスタープランの中にある、浴槽についての記述ということなんですけども、町営住宅の課題という項目の中に、曙アパート18号棟、19号棟以外の住戸では、浴槽や給湯設備が設置されておりません。入居者意識調査結果においても、住戸の施設や設備面で、必要な設備、改善として多いのは、結露や湿気対策、浴槽、風呂釜の設置、浴室やトイレの換気設備となっており、入居者の快適性向上を目途とした改善が求められていますということ。

またですね、改善事業の方針という項目がありまして、住居者が快適に生活できるように、給湯設備の設置、外壁改修、断熱化を検討していますとの記載があります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。お風呂に関しては、これは一つの課題になっている。給湯設備もそうですね。

で、33戸、今、空いてますが、そこにお風呂設備を入れると、幾らかかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） お風呂、給湯設備なんですけども、安価なものだと30万ぐらい。新しいですね、18号棟、19号棟と同じような程度のとするとですね、約50万となります。で、安いほうで30万のものを33戸設置いたしますとですね、約990万。50万のものということになりますと、33戸に設置して、1,650万というふうになります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） この風呂を入れることによって、整えることで、国の補助金で使えるような補助金はあるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 長寿命化事業というのがありまして、居住性の向上、福祉対応、安全性確保や長寿命化を目的とした住宅の改善を行う事業に対してですね、45%ぐらいの交付金が受けられるということです。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

続きまして、町営住宅という立場上、町内で今回も大きな台風の被害ありましたが、そういう災害があったとき、被災された方のことも受けれる、そういうことが必要になってくるかと思いますが、その辺は、町営住宅でこれから用意をするっていうことは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 条例の中にですね、公募以外の例外という形で、災害により住宅を損失された方は、公募を行わずですね、町営住宅に入居させることができるというふうになってまして、またですね、そういう部屋をですね、少し用意してあります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

で、被災を受けられた方ってのは、時間的な猶予がない中で、この町営住宅入居されると思います。一つは今の風呂の設備もそうなんですけど、最近の温暖化の状況を見ましても、熱中症で亡くられる方が非常に多くなってきております。厚労省のデータをちょっと見ましても、やはり65歳以上の方が亡くられた方が全体の8割を超えてくるような。

そうしますと、エアコンの設置なんかも視野に入れた中で、そういう方の受け入れも考えていかなくはないかと思うんですが、その点はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） まずですね、補助金を受けられると、国の考えですか、そういう考え方でいいですかとですね、住宅の居住性向上を目的とした風呂の設備や換気扇の設置については、交付金が受けられるんですけども、エアコンについてはですね、個人の持ち込みの備品であるという考えからですね、国の交付金はもらえないということになります。

ただ、あと町でどうするかという判断ですけども、今、検討しているというところです。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 今、エアコン1台、ネットで見ますと、4万円弱から出てるようで、

設置して5万円ぐらいだと思うんですが、これはどうするか、町で前向きに、また検討していただきたいと思います。

ちなみに、現在の入居希望者の年齢と収入っていうものは、大体どのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 曙アパートですけども、入居希望者の平均年齢が51.2歳、平均年収がですね、155万円、約ですけど、155万円です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

大枠大体見てみますと、年齢的には高齢の方が多い。で、所得もそんなに多い人たちが希望しているわけではない。そういう中で、今、答弁にありました、町長からの答弁ありました、町営住宅を必要とする方が安心して入居できる、そういう環境を整えていくということなんで、ぜひそれは前向きにさまざまな努力をして、国の交付金が受けられるものもあればどんどん受けて、進めていただきたいと思います。

それで、この33戸、今空いてますが、これ、平均の家賃でやると、年間で約1,100万円の家賃収入になります。これ10年間置いておくと1億1,000万なんですね。空いてる傾向見ますと、ここどんどんどんどん空きが多いんで、やはりこれは町の資産としても、また町民のニーズから考えても、ぜひ設備をきちんと整えて、きちんと家賃収入として。そうすれば、またその家賃もさまざまな形で使えるようになると思いますので、住民の要望も踏まえ、財政的なものも踏まえて、ぜひ前向きに進めていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時14分といたします。

午後 2時04分休憩

午後 2時14分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部のほうから申し出がありました。川畑議員の質問に対する答弁が、勘違いをしていたということで、教育長。

○教育長（湯原正人君） 先ほどの川畑議員の教職調整額のことで、私、8%と申し上げたと思いますけれども、教職員の勤務の特殊性を鑑みて、4%ということで、訂正させていただきます。どうも申しわけありませんでした。

○議長（吉田憲市君） それでは、次に、8番永井義一君の質問を行います。

移動、準備、お願いいたします。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） どうも皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一です。

では、早速、一般質問に移ります。

10月1日からの消費税10%への増税まで1カ月を切りました。生活苦が広がる中、追い打ちをかけるような、この消費税増税に対して、国民への不安が高まっています。政府によれば、税率8%から10%への引き上げに伴う税収は、年約5.6兆円とされています。高齢化社会における社会保障の財源と説明しますが、消費税導入から30年間、国は同じ説明を繰り返しています。しかしその間、社会保障分野の切り捨てが続いてきたことは、国民は忘れてはいません。

今回は、この消費税の増税に伴い、幼児教育・保育の無償化が予定されています。もちろん、その財源は消費税です。現在の保育料は既に所得に応じて段階的になっており、この無償化の施策では、中高所得者には恩恵があるものの、低所得世帯に対する恩恵は少なく、かわりに逆進性があるこの消費税増税分だけが重くのしかかるだけです。

また、無償化することにより、保育の質の問題も出てきます。今回の無償化で、今まで保育料と収入との関係で預けられなかった子供が、無償化ということで親が働きに出て、保育の需要も増えてくる可能性もあります。

前回の第2回定例会に出された議案第65号では、家庭的保育事業所や小規模保育事業所の卒園児が、卒園後の受け皿として認可外保育所などが考えられています。しかし、認可外保育所では、認可保育所と比べて、保育士の体制も少なく、園児1人当たりの面積でも狭いことがわかります。

以上のことを踏まえて、以下の質問をいたします。

今回の無償化によって、不要となる町単独の保育料軽減財源はあるのか。また、その金額は幾らか。

今回の無償化に伴い、主食費のみの負担が、主食費・副食費の実費負担となります。これによって、実質、親の負担が増えるケースはないのか。また、徴収業務はどこが行うのか。それと、町として副食料費の補助を検討できないか。

3歳児以上の保育の需要が増えるかと思いますが、それに伴い、保育の質が低下することはないのか。

最後に、今回のこの国の施策で、町として何か問題点はないか。

以上、質問いたしますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 永井議員の、幼児教育・保育の無償化についてお答えをいたします。

1点目の、今回の無償化によって、不要となる町単独の保育料軽減財源はあるのか。またその金額は幾らかについてであります。

保育料については、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度とし、市町村が定めることとされています。市町村は、利用者の負担軽減を図るため、国が定める保育料に対して市町村単独で軽減し、低い保育料を定めている場合が多く、当町もそのように定めております。

今回の無償化により、これまで町が独自に負担していた国と町の保育料の差分について、国・県の負担が入ることから、国は現状の町負担が軽減されるとしています。

この分については、現時点では算出が難しいため、年度終了後の実績報告等において確認できるものと考えております。

2点目の、無償化に伴い、主食費・副食費が実費負担となり実質親の負担が増えるケースはないのか。また徴収業務はどこが行うのかについてであります。

これまでも、認定こども園の教育利用や幼稚園は主食費・副食費とも実費負担でありました。保育利用は主食のみ実費負担で副食費は保育料の中に含まれて保護者に負担をしていただいております。

食事にかかる費用は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかるものであることから、保育料の無償化後も引き続き保護者の負担をお願いするものであります。

ただし、これまでよりも負担が増えることのないように、年収360万円未満相当世帯の子供と、要件を満たす第3子以降の子供は副食費が免除となりますので、実質負担増となるケースはありません。

徴収については、保育士の負担とならないよう、納付書や口座振替で納められるように手続を進めていく考えですが、事務が整うまでの間は保育所において徴収する予定であります。

3点目の、副食費の補助を検討できないかについてであります。

町としましては、国の制度どおり年収360万円未満相当世帯等の免除で対応する考えでありますので、現時点では、それ以上の補助は考えておりません。

4点目の、3歳児以上の保育の需要が増え、それに伴い保育の質が低下しないかについてであります。

3歳児以上の保育ですが、無償化により、就業時間を長くして働く保護者が増え、保育園の

需要が増加することが考えられます。一方で、認定こども園の教育や幼稚園も無償で預けられるので、仕事を控えて子供とかかわる時間を多くしたいという考え方もあるかもしれません。

現時点では、今後の需要がどうなるかは不透明なところがありますが、保育の質が低下することのないよう、保育士の処遇改善や確保に努めてまいります。

5点目の、この国の施策で、町として何か問題点はないかについてであります。

今まで町が徴収していた公立保育所の保育料減収分については全額、私立保育園や認定こども園の減収分、幼稚園や預かり保育の利用料については、4分の1が新たに町負担となります。

この町負担分については、国において来年度以降は地方交付税により措置をするとしておりますが、地方交付税は、その年の町の財政事情により変わってくることから、新たな町負担分に対する補填額だけを個別に確認することが難しい状況であります。

このことから、新たな町負担分に対しては、交付金として明確に算出し、措置されることが望ましいと考えております。

このように、財政上の問題もありますが、町としての喫緊の課題は保育士の確保だと考えております。国に対しては子育て世帯の負担軽減のみならず、保育士の確保において、地域格差が生じないように積極的な財政支援を講ずるよう、引き続き要望してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今回、この質問をさせていただく中で、私も初めて聞く言葉だったんですけど、この保育料軽減財源。ちょっとこれ、子ども家庭課のね、課長といろいろ話した中で、ちょっとわかりづらかったところがあるんですけども、国が今、1人の子供の分として100かかっているとすると、町としては、その軽減措置を含めて80で抑えてるっていう感覚があるかと思うんですけども、今回、この無償化によって、国が100出すということで、町の80から差額の20が、これが浮くんではないかというような形でちょっと私のほうも考えた中で、こういった質問をさせていただきました。

これに関してね、ちょっと私も不勉強だったんですけども、いろいろ、この保育料軽減財源、ちょっと本で読みますとね、政府も本年5月30日の自治体向けの説明会で、この財源に言及してということで、政府もいろいろ自治体と話してるんですけども、大きいところでは億単位の金額が出しているというところもあってですね、阿見町としてはどうなんだと、一応、質問で聞いてみました。

その中で、今回ね、現時点では算出が難しいということが、話があったんですけども、年度終了後に実績報告において確認できるものと考えているというような答弁があったわけなんですけども、これですね、この年度終了後に、どのぐらいの金額が出たのかということですね、

ぜひとも、年度終了後に説明していただきたいんですけども、それについてはいかがですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、答弁でお答えしたとおり、実績に応じて検証は確実にしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） じゃあ、その検証したものをですね、ぜひともこちらのほうにお伝えを願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

で、次なんですけども、この負担増になるのと、徴収業務、この件なんですけどもね、実質負担増になるケースはありませんという回答で安心したんですけども、ただ、今まで保育所に預けている親御さんとの関係では、副食費もあわせての保育料という、やっぱり考え方があるかと思うんですね。

回答にもあるんですけども、これ国も言ってることなんですけどもね、自宅で子育てをする場合も同様にかかるというような形で言っているんですけども、やっぱりこの副食費も含めての保育料として、今まで払ってきた中で、やはり食育っていう問題も、やはり保育では出てくるんじゃないかと思うんですよ。ですから、子ども家庭課としまして、食育という問題をどのように考えているのかということで、ちょっと質問します。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

食育についても、やはり小さい子供のうちからですね、地元の、例えば食材なんかを使って、何といいますか、日常の生活の中で、それを取り入れていくということで、やはりこれは健康にもつながることでありまして、非常に重要なことだと考えております。

で、食育は非常に重要ということで考えてございますけども、今回は、食材料費については、国の考えとしましては、今までも基本的に副食費については施設による徴収あるいは保育料による徴収、保育料の一部として保護者の方に御負担をいただいているということで、今回は、その徴収の方法が変わるということで、保護者に御負担をいただくということは変わりないのでというようなことでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） お金に色はついてないので、金額的にはね、そういった形で保護者の方に、今までは保育料の一環として払っていたけども、今回は食費、副食費っていうんですかね、そういった形で払っていただくということなんで、その辺は、ぜひとも、もう一つですね、

食育ってのもしっかり考えていただきたいなど、私自身は思うところです。

あとですね、徴収業務に関して、ちょっとお伺いしたいんですけども、まず、今回、副食費も含めて、徴収業務ということで出すんですけども、システムの、ちょっと確認したいんですけども、今、今度は副食費も徴収しますということで、保護者のほうに請求書っていうのは、形としては出すわけですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 副食費ということで、請求書のほうは出させていただきますように思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） それは保育所が出すのではなく、町として出すんですよね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

そうですね、請求書っていいですか、納付書というような形で、町としてですね、3歳から5歳が保育料が無償化になりますので、で、今回、保育料がかかるっていう子供たちは3歳から5歳でありますので、保育料にかわってですね……。あ、無償になる。ええ。で、保育料にかわってですね、給食費のほうを請求させていただくということになります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） その辺では、保育士さんたちの負担がならないということなんですけども、今回の回答にも出てるんですけども、保育士の負担にならないようにということでね、なっているんですけども。

ただ、今、学校なんかの給食費の滞納って話もよく聞きます。その中で、実際問題として、保育園で副食費を、一応、そのシステムができるまではある程度、保育士のほうで徴収するかなと思うんですけども、そういった中で滞納の問題がもし出てきた場合ですね、政府のほうで、自治体向けのQアンドAっていうの出してまして、この副食費の滞納については、保護者から事情を聞き、利用継続の可否を検討することもあり得る。要は、もう預かりませんよっていうようなこともあり得るっていうことが、政府のほうのやつで書いてあるんですけども、今回、仮にそういった滞納とか、そういったことが出たときですね、町としては、どのような対処を考えておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 基本的には、皆さんが公平に負担をいただくというのが基本だと思いますけれども、個別の状況によりましては、なかなかいろんな事情があつて、例えば決まった日付までに納められないという状況もあろうかと思えます。町としましては、そうい

った場合には、保護者の方と丁寧にですね、相談をしながら、例えば分割納付などですね、きめ細かな対応をしていきたいというふうに考えてございます。

だから、一時的に副食費の滞納があったから、即退所ということにはならないというふうに考えてございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 即ね、即退所っていうんだったら、余りにもちょっとね、乱暴な対応をしてるんで、それはぜひともね、よろしくお願ひしたいんですけども、国の指針の中でも、やはりそういった形で、子供とか保護者の目線っていうよりも、国の目線でいろんな行政としてやられてる部分も、国としてはあります。ですから、阿見町としては、そういったことのないように、ぜひ丁寧な対応をお願ひしたいと思うんですよ。

それで、その副食費の話なんですけども、私のほうでね、この副食費の補助について、どうにかならないかって話は、今、したわけなんですけども、1点目の回答の中で、差額分っていう言い方していいのかちょっとわかりませんが、それが年度終了後にわかるということなんですけども、そういった財源をね、ぜひとも使っていただきたいと思うんですけれども。

ちょっと茨城新聞のね、に出ていたんですけども、境町で保育園の給食無償化へっていうことで、そういった記事が出てます。この中で、境町は23日、町内の認定こども園や保育園などの給食費を10月から無償化すると発表したと。国の施策で10月から年収360万円以上の世帯は給食費の実費負担となることから、境町では570人の園児が保育料無償化となるものの、このうち420人が給食費の実費負担となる見込みだということで、そういった記事があります。

ですから、もちろん境町と阿見町の規模は違います。これは一概にはね、言えませんが、こういった形で今回の10月からの変更に向けて、各市町村でもいろいろな形でやられています。県内では、今ちょっと境町の話をさせていただいたんですけども、秋田県などではね、県の副食費助成事業っていうのを創設するというので、これは県全体でそういうことをやられているところもあります。

あとは、兵庫県の加西市と明石市なんですけども、これは保育所、認定こども園等での3歳から5歳児の副食費を実費徴収せず、無料にしますと。明石市でも明石市独自の補助を行い無償化するというようなことがね、言われていて、これから多分、こういった形で、各自治体としても動いてくるところがあるかと思うんですけども。

ですから、今現在、どのぐらいの差額が出るかわからないんですけども、ぜひともね、そういったときに、年度末にそういった数字が出た段階で、まず一つ検討の材料としていただきたいんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

いろいろ財源があれば、検討はしていきたいと思いますが、ただ、現時点ではなかなか難しいのではないかなということ考えています。実際に、答弁でもあったように、副食費の実費負担で、今の負担よりも、保育料が無償になることによって、負担が増えるという方は、町においては、おりません。

で、町としては、その食材料費を減免するというよりも、もし財源があればですね、待機児童解消のために、保育の質が低下しないように、まずは保育士の確保、そちらのほうに財源のほうを活用していきたいというのが基本的な考えでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） もちろん、保育士の処遇改善ということもね、私も一般質問で何回もやらさせていただいて、幸いに、今ね、阿見町では1万5,000円ですか、そういった形でやっていただいているってことあります。ですから、もちろんそれよりももっと手厚くってね、今、飯野部長のほうでの気持ちがあるかとは思いますが、ぜひとも子供のほうにでもですね、目を向けていただきたいと思うんですけども。

今、副食費の話をずっと、ちょっとさせていただいたんですけども、この前、全協のときに、主食費と副食費のね、実費の話聞いたんですけども、副食費が国としては4,500円っていう話は聞いて、で、主食費が今、500円って話は聞いております。で、「あれ、結構主食費としては安いんだな」って感想を持ったわけなんですけども。

ちょっとかすみがうら市なんですけども、このかすみがうら市の中で、今、もちろん同じように10月から、教育のね、保育の無償化ってやられているんですけども、そのときちょっといろいろ調べている中で、このかすみがうら市にとっては、主食費というのは、これは市から補助が出る。ですから、主食費に関しては、保護者の負担はないということがあるんですよ。ですから、安いからこっちやってくれっていう言い方も非常に変な言い方なんですけども、保護者のね、負担を軽減するっていう意味でも、やはり、この副食費、なかなか厳しいんだとしたら、主食費ってことも、選択肢の中にはね、入れていただきたいと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

基本的な考えとしましては、答弁にもあったように、保育所とか幼稚園に預けられているお子様と、あと自宅でやっぱりお子様を見られている方もいらっしゃる。そちらはやはり実費がかかるわけですので、そこら辺の公平性も考えますと、やはり町としては、そういった仮

に財源があるとすれば、保育士の確保のほうに使っていききたいなというように考えております。
以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 町の考え方もいろいろありますし、今、私たち議員の考え方もいろいろあるんでね、その辺は、ぜひともなるべくすり合わせていければなと思います。

で、次にですね、保育の質の問題なんですけども、今回、3歳以上の保育が無料ということになるんですけども、無料になるっていうことでですね、そのタイミングで働きに出る親も多くなるのではないかと想像いたします。

その中で、受け皿となる保育所の件なんですけども、やはり公立保育所が今、3つか。公立が3つね。あと私立もありますけども、やはりその中で、受け皿としては、企業内保育所ですか、そういったところが、今、出てくるんじゃないかと。ちょっと先ほど、冒頭の話の中でも、第2回の定例会の中で、あれは5年間延長の話の中でのやつなんですけども、これから、じゃあ町として、公立保育所をつくりましようとかいうような、残念ながら、そういった動きがない中で、やはり無認可保育園って俗に言われてるとこなんですけども、そういったのが主流になってくる。これは阿見町だけじゃなく、多分、全国的にそういう形になってくるかと思えます。

その中で、無認可の部分でですね、職員の配置基準、これは認可保育園に関しては、全員が保育士という形になっているんですけども、無認可の場合には、保育者の3分の1以上が保育士または看護師があればオーケーと。

あと、先ほども言いましたけども、園児1人当たりの面積ですね。2歳までの面積としては、2歳児未満か。2歳児未満までのね、保育児1人の面積としてはいいんですけども、2歳児以上、3歳から5歳までの園児に関しては、やはり1人の面積が狭くなってしまふ。それでも、無認可保育園としては通っているということが言われます。

ですから、そういったところの保育園の中で、やはり事故が多発するっていうのがあります。ちょっと調べてみたんですけども、これちょっと死亡事故しかなかったんで、あんまりあれなんですけども、過去10年間の中でね、認可保育園と無認可、認可外保育園ですね、これに関していえば、認可外のほうが倍近くの事故件数が増えちゃってるということで、やはり公立保育園でなく無認可、認可外保育所のほうが、そういった形で危険が増してるっていうようなことがあります。

その中でね、そういったことで、町としては、ぜひとも、私なんかの希望では、足りない、阿見町はね、待機児童が多いということを、ずっとこの間、言われてますので、公立保育所をね、つくっていただきたいっていう気持ちはありますし、または、民間でも、しっかりした認

可保育園を建てていただきたいと。

これは子ども・子育て会議の中でのね、議論になってくるかと思うんですけども、今回、私としては、今、阿見町でも多い待機児童がもっと増えるのではないかという推測がされるんですけども、そのあたりで、町として、待機児童が増えた段階での対応としては、具体的にどうしているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

町としましては、待機児童の解消については、非常に重要な課題であるというように考えてございます。保育の受け皿の確保につきましては、保育の質が、議員おっしゃられるように、確保される認可保育所等を増やして対応していくというのが基本であるというふうに考えてございますけども、現状においては、認可外保育施設がですね、認可保育所等では受け入れることができない、多様な保育ニーズに答えているという側面もございます。

ただ、認可外の保育施設だから質の低下に即つながらずとは、一概には言えない部分もあると思いますけども、町としましては、基本的には、認可外保育施設に頼ることなく、対策を講じていきたいなというふうに考えてございます。

具体的には、議員おっしゃったように、今年度策定する、令和2年度から6年度までの第2期の子ども・子育て支援計画の中で、保育需要を見きわめながら、この10月以降の動向も含めて見きわめてですね、委員の皆様の御意見をいただきながら、認可保育施設の建設も視野に入れて、検討をしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 私も、その子ども・子育て会議のね、メンバーの一員になっておりますので、そういった方向でね、やるように、私自身もちょっと努力したいと思います。

で、最後の部分なんですけども、国の施策についてなんですけども、町として何か問題点はありますかという聞き方したんですけどもね。来年度以降ですね、町の負担分としては、地方交付税による措置ということが言われております。今年度は子ども・子育て支援臨時交付金ということでね、回答があるとおりなんですけども。

私も税金の問題はあんまり詳しくわからないのでお伺いしたいんですけども、この地方交付税による措置って一言で言っちゃいますけども、これに関して、回答の中でも、その年の町の財政事情により変わってくるという、これは小口部長のほうがいいのかな、聞くのは。その年のね、財政事情が変わってくるということが回答の中で書かれていますけども、地方交付税というのは、これちょっと今年の決算の実績報告書なんですけども、この中の5ページの中に、

一般会計歳入決算の歳入状況っていうのがあるんですけども、この中で、交付金だとか、何とか交付税だとか、いろいろあるんですけども、具体的……。今、お手元に持ってなければ、失礼なんですけども、もし具体的に、これは地方消費税交付税と、あと、ただの地方交付税ってのがあって、これに関しては、この地方交付税なんかは特に前年度よりもがたと、今回、30年度の決算では減額になっているんですけども、こういうところに、今の交付金という形で入ってくるわけなんですか。ちょっとその辺、説明をお願いしたいんですけども。小口部長でもどっちでもいいんですけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） じゃあ、ちょっと私で答えられる範囲でお答えさせていただければ。

今年度は、議員おっしゃったように、臨時交付金と、子ども・子育て支援臨時交付金ということで、明確に全額ですね、国による負担ということで、これは本当に非常にわかりやすくいいんですけども、ただ、来年度以降の無償化に係る地方負担については、地方交付税で対応するということとされています。これが非常にわかりづらい部分なんです。

で、無償化に伴う地方交付税の算定に当たっては、国のほうでは、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算定するというふうになってまして、ただ、地方交付税のうち普通交付税については、各地方団体ごとに、今言った基準財政需要額と基準財政収入額を勘案して、その差額である財源不足を基準に交付されるということですので、毎年、町全体の財政状況により変わってくるということになります。ですから、明確に、今回無償化で町が負担増となる分、それが100%来るのかどうかというのが、この全体の中で交付されるものですから、これが非常にわかりづらいということでございます。

ちょっとうまく説明できなくて申しわけございません。以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 私も、専門用語が飛び交ってくると、だんだん聞いててわかんなくなる部分があるんですけども、とにかく、変な話、町で負担した分が交付税措置で戻ってくるにしても、それがどの段階で、じゃあ幾らぐらい戻ってきたのかっていうのは、町としても、その段階ではすぐ把握はできないっていう認識でいいわけですか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、そういうことでございます。ですから、町としては、できれば今年度と同じように、明確に目的、これに対してこうだよと。例えば交付税でいうならば、特別交付税として、目的が決まった交付税、これに対しての交付税ですよとか、あるい

は交付金として、今回のような臨時交付金というような形で出していただければ、一番わかりやすいような形になってくると思います。

ただ、国の考えとしては、消費税の8%引き上げに伴って、地方消費税分というのが町のほうに入ってきますね。地方消費税は、国のほうで一回集めて、それを県のほうに来て、で、県のほうで、その来た分の2分の1が市町村のほうに多分入ってくると思うんですけども、それを町の収入の、さっきの基準財政収入額に入れて、あと、町全体の基準財政需要額と勘案して出しますよということなんで、非常にちょっとそこら辺がわかりづらいので、できれば、明確に、今回のような子ども・子育て支援臨時交付金のような形で国のほうで負担していただければ、町としては非常にわかりやすいというふうなところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） その辺のことが回答の中で、新たな町負担分に対しては、交付金として明確に算出し措置されることが望ましいと考えておりますってこと、くだりにつながってくるかと思うんですけども、実際、交付税措置っていうことで入るんだけど、どのぐらい、どれだけ入ったかわからないってような現状ではね、やはり困ってしまうんでね、これは町としてもね、県・国に対して、そういった要望も出していただいて、変な話、お金にはね、色はついてませんから、ですからわかりづらい部分もありますんでね、これは私のほうでもね、いろいろなところで、そういったことで、町としてはこういった要望を出してるんだよってことをね、ちょっと上のほうに話をしていきますので、わかりました。

あと、この回答の中でね、やはり保育士の確保ということが書かれておりますけども、これも先ほどと同じ話になってしまうんですけども、保育士の確保でも、先ほどの境町の中でもね、保育士に対しての、保育者への補助っていうことでね、給食費の無償化と同時にね、この保育士の補助なんかもやっていますので、阿見町としても1万5,000円あるからいいという部分もあるかもしれませんがね、先ほど部長が言ったように、なるべく待機児童をね、なくすっていう観点からも、ぜひともそういった形で、子育て支援を続けていっていただきたいと思えます。

以上で1点目を終わります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 続きまして、生徒指導支援員について伺います。

平成30年の第3回定例会でも、議会初日に、生徒指導支援員について質問をいたしました、今回改めて質問いたします。

このときの答弁では、小中学校において、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を確保

するために2名を予定しているとありました。

また、民生教育常任委員会での答弁では、1番、問題行動を起こした児童生徒に対して直接指導を行う。2番、暴力行為や器物破損等の違法行為に対しては、警察官と連携して必要な措置を講じる。3番、問題行動を起こす児童等の保護者に対し、教職員とともに助言指導を行う。4番、学校の生徒指導体制について、教職員等に助言を行うと、この4つの事柄が話されました。

また、この支援員としては、警察官のOBや問題行動の解決に関心と熱意を有する者という答弁もありました。

私は、この定例会の中で、この議案に対しては反対をいたしました。教職員とともに児童生徒を指導する支援員が警察のOBでよいのだろうか。これが大きな疑問でした。

今回の一般質問では、その件に関して質問いたします。

まず第1に、当時2名を予定していましたが、現在何名いるのか。また、その方たちは常時どこに常駐しているのか。

次に、平成30年10月から生徒指導支援員が設置されていますが、この間、どのような問題行動があり、どのように解決したかをお聞かせください。

また、この支援員制度ですが、警察OBではなく、教職員OBをお願いするほうがよいのではないかと思うのですが、それについてもお伺いします。

あと、最後になりますが、今後、この支援員制度をどのような形にしていくのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 生徒指導支援員についての質問にお答えいたします。

1点目の、現在の配置の状況についてであります。

現在は3名の生徒指導支援員がローテーションで毎日2名ずつ、朝日中学校に勤務しております。

2点目の、どのような問題行動があり、どのように解決したかであります。

生徒指導支援員は、問題行動を起こす生徒に対し、教職員とともに指導を行ったり、授業妨害等の未然防止のために校内の巡視等を行ったりしております。

昨年度は暴力行為や器物損壊が数十件ありましたが、今年度は授業離脱等も減少し、生徒が安心して学ぶことができる環境になりつつあるという報告を受けております。

3点目の、警察OBではなく、教職員のOBの方がよいのではないかについてであります。

支援のあり方については、暴力行為や器物損壊等、問題行動の形態や児童生徒の実態に合わせて、その都度十分に検討してまいりたいと考えております。

4点目の、今後の支援員制度についてであります。

学校においては、教育活動全体を通して児童生徒の理解に努め、信頼関係を築きながら指導に当たっております。児童生徒が安心して学ぶことができる環境になれば、生徒指導支援員の配置については、必要がなくなるものと考えております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今の回答の中でですね、3名の生徒指導支援員がローテーションで毎日2名ずつ朝日中学校に勤務していますという回答があるわけなんですけども、昨年度いろいろあって、今回、朝日中学校に勤務ということで書かれたかと思うんですけども、昨年から今年にかけてなんですけども、ほかの中学校の状況は、中学校、小学校含めて、小中学校ですね、朝日中だけに特化せずに、どうだったのか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今年度、町内各小中学校10校ほどありますけども、問題行動や器物損壊、その他違法行為等に関しましては、見られませんので、現在も朝日中に配置しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） そのほかの、残りだから9校ですか、9校がそういったことがないから朝日中に配置しているということなんですけども、やはり昨年との関係があるから、そこに重点を置いて、ほかのところは……。2人ずつ配置しているわけですよね。そうすると3人いるわけですから、他の1人の人ってのは、それはお休みなんですか。それとも他の学校に行ってるんですか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

2名ずつのローテーションになっておりますので、1名の方は、その日はお休みという形をとらせていただいております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、常時、朝日中に2名の方がいるというふうな形で、ほかの小中学校の中で、仮に何かあった場合には、どういう対応をとるわけですか、その生徒指導支援員の方は。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

教育委員会のほうで管理しておりますので、ほかの小中学校で必要なことが生じた場合には、その朝日中の2名のうち1名、またはお休みいただいている方を配置するっていうことで考えております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 同じ町内の中学校の中で、いろいろ昨年のことがあるからということかとは思いますが、余りにも朝日中に特化したような形での配置っていうのは、どうなのかなって、私は今、疑問に思いました。

幸いにね、今年度は授業離脱等も減少してって書いてあって、先ほどの答弁の中でも、今年はそのようなのはね、問題がなかったっていうことなんで、余りそこばかりに、昨年のことがあるから特化するというのは、子供が、やはり子供としては、何だろうな、見られてる、監視されてる的な感覚も、やっぱりあるんじゃないかと思うんでね、それはちょっとね、ぜひとも教育委員会のほうとしても、ちょっと議論していただきたいなど、私は思います。

で、2点目のね、どのような問題行動があり、解決したかというところで、今の話の中で、今年度は授業離脱も少なくということで、児童生徒も落ちついてきたということなんですけども、それは私は非常にいいことだと、ちょっと安心しております。

ただ、先ほども述べたように、やはり1年間通してずっといってこれればいいんですけどもね、子供のことで、どうなるかわかりませんのでね、配置ローテーションに関しても、ちょっと教育委員会のほうで一考していただきたいなと思います。それは要望としてつけ加えておきます。

それで、3点目のですね、警察OBの件なんですけども、昨年の議会の中での、この生徒指導支援員の議案に対してのやりとりの中で、やはり昨年がそういう状況だったからかもしれませんけど、やっぱり警察OBでなくてはだめなんだっていう的のところはかなり、私のほうとしても討論する中で見えていた部分があるんですけども、前回そういったイメージがあったんですけども、今回のこの回答の中でね、この3点目のところの回答でね、問題行動の形態や児童生徒の実態に合わせて、その都度十分に検討していきたいというような回答があります。

この背景には、昨年度から今年に比べて、やはり落ちついてきたなっていうのが、教育委員会のほうでの認識があるかとは思いますが、具体的にお伺いしますけども、今、警察OBということで配置してる部分。昨年の回答の中でも、警察OBと、あと熱心な教育指導……、忘れちゃったけど、熱心な教育指導が熱い方っていうのがあったかと思うんですけども、やはり今の状況の中で、無理に警察OBっていう形ではなくてもいいと思うんですよ。

これから、今3人いるということなんですけども、これからは新たに、その3人が退職し

てっていうんですかね、やめて、新たに募集するようなときでも、警察OBというより、私は教職員OBのほうがいいかと思うんですけども、その辺は教育委員会のほうとしては、どう考えておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

昨年度のときにも答弁させていただきましたけども、支援員につきましては、警察官として20年以上勤務して退職した者、または問題行動の解消に対する関心と熱意を有する者ということで2点挙げさせていただいております。昨年度末も、教職員OBの適切な方に打診をしたところも、実際のところありますが、先ほど川畑議員からの御質問にもありましたとおり、現在、教職員に関しましては、欠員補充等で勤務されている方がほとんどでありまして、なかなか人材不足で見つけることが難しいということもありまして、今年度は警察OBの方をお願いしているところであります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） その人材不足ということですね、よく教育長なんかね、免許制度のことでいろいろね、お話しされておりますけども、やはり職員にね、なりたくっても、もう職員やってらんないとかね、そういった免許更新制度っていうね、わけのわかんない制度があることによって、実態があると思うんですけども、なかなか今、東先生の回答の中で、聞いたけどもなかなか手がないっていう現状があるかと思うんですけども、考える意識の中では、やっぱり私のほうとしては、警察OBよりも教職員OBのほうに、ぜひともやっていただきたいなと思うんですよ。

この支援員制度についてですけども、この回答にあるとおりですね、先生と生徒児童の間に信頼関係ね、これが築ければ、おのずとこれ必要がなくなってくるのではないかというふうに思います。

しかしですね、やはり子供たちですから、何らかのいろんな問題行動、または障害等々があるお子さんもいます。そういった中でね、そういった問題行動があったときにね、すぐ警察の力を借りるのではなく、経験豊かな先生方の力を借りてですね、児童生徒を支援していただきたいと思うわけなんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

各小中学校の先生方も、子供の安全、安心安全な学校づくりということを中心に考えて、接していただいておりますので、その線は崩さず、どうしても警察の手を借りなければいけないということも出てくるかもしれませんが、そういうことがないように、日々信頼関係を築き

ながら接しておりますので、その点は教育委員会としましても、各行事等で、今、運動会、体育祭があって、先生方も熱くなってるところもあるので、その都度、具体的な事例を出しながら、先生方には適切な指導助言のあり方について指導しているところでもありますので、今後も引き続き続けさせていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 私もね、阿見小でミニバスを教えてて、やっぱり子供たち相手にやって、やっぱりなかなか教える側と教えられる側との信頼関係ってのはね、やっぱりいくら小学校3年生、4年生の子供でもね、やっぱり必要になってくる部分があるかと思うんですよね。

今回のね、回答の中で、少し安心できたところがね、幾つかあります。そういった中でね、やっぱり児童生徒がね、安心して学ぶことができる環境、これはぜひともね、教育委員会のほうでしっかりつくっていただいて、平和な阿見町っておかしいですけども、信頼関係のできるようなね、形でつくっていただければと思います。

以上で2問目を終わります。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は15時17分といたします。

午後 3時07分休憩

午後 3時17分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員。

○8番（永井義一君） じゃあ、3点目の質問に移ります。

防犯カメラ設置に対する補助金の制度の創設をです。

阿見町でも空き巣被害が横行しています。ここ何年前にも、ある一定地域で連続して空き巣による被害がありました。私ごとですが、母が亡くなったときのお通夜の晩に空き巣被害に遭い、大変な騒ぎになりました。しかし、犯人はいまだ見つかっていません。

町民は、自衛策として防犯カメラなどの設置を考えますが、安いものでも1万円前後から五、六万するものもあります。県内では、龍ヶ崎市が一定地域の自治会や商店街に、茨城町などでは高齢者施設などへの防犯カメラの設置補助金を出しています。愛知県では、小牧市や知立市、大口町、この前、総務で視察に行った飛島村などですね、個人対象の補助金制度があります。

町民の安心安全を守るのも町政の役目です。町民の財産を守ることや、町内の犯罪防止のためにも、防犯カメラの設置に対する補助金制度の創設を求めます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 防犯カメラ設置に対する補助金制度の創設をについての質問にお答えし

ます。

防犯カメラの設置・利用の目的は、監視していることを示し、心理的に犯罪を抑制すること、犯罪や異常の発生を早期に発見し知らせること、記録を撮ることにより犯罪発生時の参考にすることなどであります。

町の施設等における防犯カメラ等の設置状況は、令和元年9月1日現在、29施設で86基、街頭防犯カメラが5カ所で5基、不法投棄監視カメラが16カ所で17基を設置しております。しかしながら、防犯対策の推進からも設置箇所や設置数が十分とはいえない状況であることから、防犯カメラ等の増設にも取り組んでいく必要があると認識をしております。

まずは、公共的な場所やエリア等への設置を優先してまいりたいと考えております。その上で、今後、議員からの御提案も踏まえて効果的な防犯対策を推進してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） この防犯カメラの設置なんですけども、阿見町は牛久警察署管内だと思うんですけども、過去5年ぐらいのですね、空き巣の件数と検挙率についてお伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

牛久警察署管内のですね、空き巣に特化したデータでございますけども、まず30年度、認知件数で警察のほうでは呼んでますが、発生件数ですね、そちらが30年度で71件、検挙率が22.5%。29年度、29年ですね、認知件数が70件、検挙率が28.6%。28年が、認知件数が47件、検挙率が55.3%。27年、認知件数が101件、検挙率が3.0%。26年、認知件数が67件、検挙率が19.4%という発表でございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今の、ちょっと数字聞いて、27年が3.0%ですよ。その前が二十何%とかいう。このときだけ、がたんと……。その前も19.4%という形でいいわけですか。

○議長（吉田憲市君） 高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 27年度がですね、その認知件数101件に関して、検挙件数が3件ということなので、パーセンテージとすると3.0%ということ。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） これ、ここで、どうしてこんなに少ないんですかって聞いても、これはね、しょうがない部分だと思うんで、これはもちろん聞きませんけども。

今、ずっとね、26年から30年までの間で、認知件数っていうんですか、平均すると60から70ぐらいになるかと思うんですけども、検挙率も、26、27から比べれば、少しは上がってきた、

といっても22.5%という検挙率なんですけども。

最近、やはり26年度から30年度にかけて、やはり防犯カメラがある程度増えてきたのかなというのも考えらえると思うんですけども、やはりまだまだ検挙率の低さというはあるかと思うんですけども、私のところも、先ほど言ったようにね、いまだ犯人が見つかったっていうのは、警察のほうから連絡が来てないような状態なんですけども。

最近ね、刑事ドラマなんか見ると、やはりいろんな防犯カメラのことが出ていたりとか、最近やはり犯人も頭よくなってきたって変な言い方ですけども、指紋を残さないとかね、いろいろそういったことがケースがあって、やはり検挙率を上げるっていうことでも、この防犯カメラのね、録画っていうのはやっぱり必要になってくると思うんですよ。

今回、私のほうで事前に、愛知県のとこですとか、あとは県内でいうと龍ヶ崎とか茨城町のところをちょっと挙げたんですけども、町のほうとして、その辺の何か情報か何かつかんでいれば、お願いしたいんですけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） お答えいたします。情報というか、龍ヶ崎であるとか、県内であれば、龍ヶ崎市とか、あとは茨城町でも、ちょっとそういうような補助をしておりますし、今、議員から御紹介があった他県の状況、インターネット等での内容とかを確認してる程度でございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今ね、部長のほうでお話があったんですけども、そういったほかのところでは、かなり、なかなか個人の家っていうよりも、やはり一定地域の商店街だとか、自治会だとかっていうところが多い。飛島村だけが個人のところ、宅地内のってことが書いてあったんですけども、ここでも上限が2万円ということで書かれておりました。

それで、そういった龍ヶ崎市なんかはね、県内でいうと、行政区のほうで、そういった申請があって、このエリアだとか、商店街だったら商店街、このエリアとか、そういった形でね、一定の団体が申請するっていう形になってくるかと思うんですけども、仮に阿見町で考えられるとなると、仮に行政区のほうで、うちの区は空き巣が多いんで、ここの人通りの多いところに防犯カメラをつけたいんですけども、そういったのを町で補助できないかっていうような、本来なら個人がいいんですけども、ちょっと一步下がって、行政区っていうことでの申請に対して、そういった対応っていうのは、何か考えることありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、先ほど町長が答弁したと存じますけれども、町としては、まず公共的な場所とかエリアを優先的にですね、そういった防犯カメラ等の

設置を考えていきたいと。その中で、そういった公共的などという場所とかエリアの中で、今、議員が御提案されたような、行政区というか、行政区単位での御要望をとっていくとか、例えばですけど、そういうところも含めて、公共的などところの整備に関しては、検討していくのも一つかと考えております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ぜひともね、その辺は、多分、行政区の中で、行政区の執行部の会議の中で、ああいったところが暗くてどうのこうのって話が出たときなんかはね、町でもそういったことを考えているよっていうのはね、一つの施策になるかと思うんでね、そういうのはぜひともやっていただきたいんですけども。

その中では、今の話の中で、公共的な場所やエリア等の設置を優先していきたいというふうに、ここに回答として書かれているわけなんですけども、具体的には、どのぐらいのスパンで考えていますかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

町のほうのこれからのそういった方針であるとか、設置基準であるとか、もろもろの整備等についての事務方での担当課のほうでのたたき台みたいなものを作成した上で、また財政サイドとか、そういった町の3か年実施計画等々で詰めながらですね、整備してまいりたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 先ほどね、検挙率とかそういうのを数字聞いたわけなんですけども、やっぱりね、2割から3割弱ぐらいの検挙率ということで、やはり空き巣に遭ってしまった。やはりそれで、その家の中でね、やっぱりね、大切な財産が壊れたとか、あと、ガラスを割られてどうのこうのとか、いろんなそういった被害があるかと思うんでね、町としても、やっぱり安心安全をね、守るっていうこともありますので、今の話の中で、どのぐらいの期間かはまだ具体的にはわからないかと思うんですけども、将来的にも、そういった個人宅への補助っていうのも考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

ここで、難波議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

難波議員。

○13番（難波千香子君） 訂正がございます。昨日の一般質問におきまして、災害対策本部が立ち上がってというところを、警戒整備体制を引いてに訂正します。お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 今、難波議員が訂正された名称なんですけども、災害の警戒配備体制でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田憲市君） 難波議員，もう一度。

難波議員。

○13番（難波千香子君） 失礼しました。昨日の、災害対策本部が立ち上がってを、警戒配備体制に訂正します。お願いたします。

○議長（吉田憲市君） はい，結構です。

休会の件

○議長（吉田憲市君） 次に日程第2，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により，9月11日から9月24日までを休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め，さよう決定をいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時31分散会

第 4 号

[9 月 25 日]

令和元年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月25日（第4日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君	
副町	長	坪田匡弘君	
教	育	長	湯原正人君
町長	公室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	竹之内英一君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長	山崎洋明君
道路公園課長	浅野修治君
農業振興課長	松村利一君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	武井浩君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君

○議会事務局出席者

書記	野口和之
書記	湯原智子

令和元年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和元年9月25日 午前10時開議

- | | | |
|------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第88号 | 阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第89号 | 阿見町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第90号 | 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第91号 | 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第92号 | 阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について |
| | 議案第93号 | 阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について |
| | 議案第94号 | 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第95号 | 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 議案第96号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第97号 | 阿見町印鑑条例の一部改正について |
| | 議案第98号 | 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第99号 | 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号） |
| | 議案第100号 | 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第101号 | 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第102号 | 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第103号 | 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第104号 | 平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第105号 | 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |

- 議案第106号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第107号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第108号 平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第109号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第110号 平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 議案第111号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について
- 日程第8 議案第112号 国補下第1-3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
- 日程第9 議案第113号 社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約について
- 日程第10 議案第114号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について
- 日程第11 議案第115号 町道路線の廃止について
- 議案第116号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第117号 町道1059号線の区域外設置について
- 日程第13 土地利用調査特別委員会の中間報告について
- 日程第14 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

議案第88号 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、議案第88号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は令和元年9月11日午前9時58分に開会し、午前11時20分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め19名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第88号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について質疑を許しましたところ、8月29日の全員協議会での説明では、会計年度任用制度によってプラスに係る人件費について、国からの費用がないというお話でしたが、今年2月21日の衆議院の総務委員会の中で、石田総務相が会計年度任用職員に係る必要な財源措置につきましては、今後調査を行う予定であり、当該調査の結果などを踏まえしっかりと検討してまいりたいと、財源検討の実態調査を行い、財源提案をすることを明らかにしており、そのあたりはどうなっているのか教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、市町村においては、まだそういう情報がおきておりませんので、現在のところはないと答弁させていただいたとの答弁がありました。

次に、阿見町に関しては再任用の空白期間はどのような設定になっていますかとの質疑があり、執行部からは、空白期間を設けているというようなことはございませんとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第88号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第89号 阿見町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、議案第89号、阿見町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和元年9月12日午前9時58分に開会し、午前11時まで慎重審議を行いました。

出席委員は全委員の6名で、議案審査のため、執行部より千葉町長を初め9名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は4名でした。

まず初めに、議案第89号、阿見町森林環境譲与税基金条例の制定について質疑を許しましたところ、基金制定はいいと思いますが、具体的にはどのような使い方をするのですかとこの質疑があり、執行部からは、こちらの用途としては、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や復旧啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされているので、そのように使っていきますとの答弁がありました。

次に、抽象的なことはわかりますが、具体的にはどのようなケースで使うのかわかりますかとこの質疑があり、執行部からは、今、町の森林関係の予算でいきますと平地林の保全事業、造林事業、ふれあいの森管理事業という3つの森林関係の事業があります。

阿見町においては、現在用途については、これと決めているわけではありませんが、森林整備では県の森林湖沼環境税による平地林の平地林の里山整備事業がありますので、そのすみ分けを行った上で、今回この基金は民有林しか使えませんので民有林整備を検討したいと思っていますとの答弁がありました。

次に、趣旨の中に整備を担う人材の育成及び確保というのが入っていますが、町としてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部からは、林業者、就業者数については4人ということで、阿見町は大変少ないのです。これを育てていかなければならないと考えているのですが、県の意見交換会の中でも特に県南地域については大変業者が少ないということで、県をもってそういうものについては育てていかなければならないだろうということは話しておりましたとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、阿見町森林環境譲与税基金条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 私はこの議案第89号、阿見町森林環境譲与税基金条例の制定に対して反対をいたします。

まず、この森林環境税は、森林整備や保護のためという名目で、個人住民税の均等割の上乗

せで一人1,000円を集めるものです。そのタイミングも東日本大震災の復興特別住民税の期限が切れるときから始めるという看板の書き替えだけのものです。

また、住民税の均等割は所得割が非課税となる人でも、一律に課税される逆進性の強い税であります。

この森林環境税では、法人に対する税負担がありません。しかし茨城県で実施している森林湖沼環境税では法人からも一定の割合で徴収をしています。

今、この地球温暖化が進行している中で、森林のほうは待ったなしの政策です。しかし、この地球温暖化の元凶である企業、法人等の税負担がなく、個人の負担のみ押しつけるこの条例の制定に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対者の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） なければ次に、原案に賛成者の発言を許します。

樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 今回、台風15号の被害で、千葉県などは非常に停電が起きました。その原因は荒れた山の倒木というふう聞いております。阿見町も今回はそのような被害はありませんでしたが、こういった税を通じて、将来的にしっかりと山林を整備していく必要があると考え、賛成をいたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第89号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がございませんので、起立により採決をいたします。

議案第89号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって、議案第89号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第90号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うた

めの消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） それでは先ほどに引き続きまして、議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてうち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、7条について、建物の全部を使用する場合というのはどのような場合を指しますかとの質疑があり、執行部からは、今までこの条例によってお貸ししたことはありませんが、例えば町では使わなくなった建物を処分することなくお貸しする、例えばどこかの行政区にお貸しするというような事例が考えられますとの答弁がありました。

次に、10月1日から消費税増税となりますが、あと20日間しかないので実務上何か困っていることや問題点があれば教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、特に問題ないと考えておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、反対討論では、地方公共団体の中で消費税が増税されたから自動的に上げるという一概に10%だから10%にというような形での移行に関して反対をしますとの討論があり、賛成討論では、消費税は国策でありますから、消費税増税に伴う関係条例の一部改正であり、この内容は妥当ですので賛成しますとの討論がありました。

そのほか討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてうち総務常任委員会所管事項については、委員の賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和元年9月11日午後1時57分に開会し、午後2時44分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のために、執行部から千葉町長を初め20名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてうち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、阿見町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表の中に、スタートが200円と400円の消費税、200円と400円、消費税が5%になったときに210円と420円、8%になったときに430円になるべきじゃないかと質疑があり、それに対して26年に8%になったときに、216円と432円という半端な数字になってしまうので、210円と420円のまま据え置いた。今回200円が10%で220円、400円が440円に改定をしましたとの答弁でした。

また、30年の総利用者数は5万8,829人で、そのうち町内の高齢者が5万4,816人、町外の方が3,306名になります。

使用料は13万8,390円で今回の消費税を入れると14万4,980円になり、影響額は6,590円ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのうち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてうち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の

抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 私はこの議案第90号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対をいたします。

今回この条例ですが、10月に予定されている消費税10%への増税にかかわるものです。今回の増税で国民にかかる負担は増大し、生活はますます困窮します。今、地方公共団体に求められていることは、消費税が上がるからといって、それをそのまま国民、町民に押しつけることではないと考えます。総務省からの通達があるようですけれども、増税で使用料を上げる、上げないは、これは阿見町が決めることです。

以上のことから、この条例の制定に際して反対をいたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） なければ、原案に賛成者の発言を許します。

樋口議員。

○5番（樋口達哉君） この執行部案につきましては、国・県の指針に基づきまして、阿見町の自主裁量の範囲内で正しい判断をされていると考えます。その内容は妥当であり、賛成をいたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに賛成者の討論はございますか。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） 私も賛成の立場から討論をさせていただきます。

今現在、安心安全な水の確保、また高齢化対策に対する対処、そして、水と緑を守る環境に対して、これは地球規模で考えていかななくてはならない大事な案件であると思っております。そういった中で、社会保障の安定財源の確保を図る税制を抜本的に改革するということに対し

ては、賛成の立場から討論をさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ほかにございますか。

川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 私も賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、この消費税増税に伴い、町の行政機関の使用料も上げる、この消費税に関しましてはさまざまな経済評論家等も異を唱える方もいらっしゃいますが、現実の問題として社会保障を充実させていくということは、やはり一般の所得税、住民税等、今までの税金で賄うことができない。それはやはり幅広く多くの方で支えていくこの消費税増税に伴い、そしてまた、この使用料に関してもそれに伴って、きちんと社会保障の財源またさまざまな課題に対しての財源確保のためにどうしてもこれは必要だと思いますので、この件に関しては賛成をいたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに賛成者の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第90号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第90号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって、議案第90号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第91号	阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
議案第92号	阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
議案第93号	阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について
議案第94号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第95号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第96号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正について

議案第97号 阿見町印鑑条例の一部改正について

議案第98号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第91号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第92号、阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第93号、阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について、議案第94号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第95号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第96号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第97号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第98号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上8件を一括議題といたします。

本案8件については、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） それでは先ほどに引き続き、議案第91号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第92号、阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、この中で任命権者が定める任期の範囲内という条文がありますけれども、任命権者が4月1日から3月31日までと定めた場合にはその範囲内、また、4月1日から12月31日までと定めた場合にはその範囲内という意味合いになるんですかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりです、ここで言っている休職等については、療養休暇等を指しており、その場合は主治医の意見書等をもとに、その期間について任命権者のほうで定めて辞令を公布するというものになりますとの答弁がありました。

次に、第3条第1項中の平仮名の「こえない」を漢字の「超えない」に変えたのは、県の指

針かなんかに合わせて変えたのでしょうかとの質疑があり、執行部からは、現行で平仮名の「こえない」になっているものを、漢字の「超えない」に修正しましたが、平仮名と漢字について特に意味はありません。文書法制上、漢字の「超えない」に統一をするよう進めているところですのでの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第92号、阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第93号、阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、会計年度任用制度の職員も同じように、1日以上6カ月以下の期間に10分の1という形で処分になるということですかとの質疑があり、執行部からはそのとおりですのでの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第94号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、育児休業について今まで女性職員、男性職員、それぞれとった方の内容、状況を教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、平成22年度から平成30年度までの9年間で、女性については対象者が55名、全員が取得しており、取得率は100%、男性については対象者が51名で、うち1名が取得しており、取得率は2%となっていますとの答弁がありました。

次に、男性が育児休業をとりやすい環境にするため何か考えはありますかとの質疑があり、執行部からは、休業制度があるところをグループウェア等で周知していきたいと思っていますとの答弁がありました。

次に、会計年度任用職員は勤勉手当の対象になっていないのですかとの質疑があり、執行部からは、会計年度任用職員は勤勉手当の対象になっていませんが、期末手当の対象になりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第94号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第95号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、議案第95号に関しては第88号と相殺のような意味合いでよろしいのですかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりですのでの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第96号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、新旧対照表の中で公民館館長や図書館館長、区長、副区長等、非常勤特別職から抜けている方々は、会計年度任用職員という扱いになるわけですかとの質疑があり、執行部からは、労働制が高いものについては会計年度任用職員に移行し、非常勤特別として残しておくべき職ではないものについては、これからの委託に切り替えたり、有償ボランティアに切り替えたりするようなものがあり、今回この非常勤特別職の別表の中から除くというようなことで、改正をしていますとの答弁がありました。

このほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第96号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第97号、阿見町印鑑条例の一部改正について質疑を許しましたところ、同条第4項中、磁気テープを磁気ディスクに改めると書いてありますが、磁気テープと磁気ディスクとの違いは何ですかとの質疑があり、執行部からは、登録するシステムの問題で、磁気ディスクというのはハードディスクのことを言いますとの答弁がありました。

次に、6月議会の改定の際に磁気テープについての変更ありませんでしたが、どのタイミングで磁気ディスクに変更になっていたのですかと質疑があり、執行部からは、システム自体は磁気テープから磁気ディスクに変更になっていましたが、前回の定例会では漏れていたということになりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第97号、阿見町印鑑条例の一部改正については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第98号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、この条例は3歳以下の無料化ということで、0歳、1歳、2歳の保育料というのは、今までどおりでいいんですかと質疑があり、それに対して、0歳から2

歳までは住民税の非課税世帯が無料化の対象になりますとの答弁でした。

次に、保育士の確保の問題や待機児童の問題では地域手当の問題が大きく関係していると思われるので、それについての考え方について質疑があり、それに対し、保育施設があるにもかかわらず保育士がいない、そこで町は1万5,000円の手当を出し、2,000万以上の負担をしています。地域手当の問題は人材の流出もあり、町にとっては大きな損失になります。

また、今回の再任用制、会計年度再任用制度についても8,000万円近くの負担になっています。その財源の確保について大きな問題と考えています。地域手当は近々の大きな課題となっていますとの答弁でした。

次に、認可外保育所の差額の自己負担について質疑があり、現在、認可外保育所から申請書が取りまとまっていないのですが、現在阿見町の子供が差額を生じる認可外には行っていないと思っていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、議案第98号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより、討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号から議案第98号までの8件については、委員長報告は原案可決であります。

本案8件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第98号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第99号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第100号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第101号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第102号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第103号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第99号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第100号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第101号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第102号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第103号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

本件につきましては、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、先ほどに引き続き、議案第99号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、環境性能税と軽自動車税について伺いますとの質疑があり、執行部からは、軽自動車税の中の3つ目の項目の中に新規の環境性能割が入り、地方譲与税の中の第3項として森林環境税が追加されることとなりますとの御答弁がありました。

次に、消防費の51万3,000円の補正について伺いますとの質疑があり、執行部からは、7月に第5分団所属の現役の消防団員の方が急逝されたため、消防組織法の第25条に基づくその死亡退団者への退職報償金を支給するとためのものですとの答弁がありました。

次に、消防費の施設維持補修事業の中で、需用費の施設等修繕料が73万2,000円増額補正された理由について伺いますとの質疑があり、執行部からは、君島地内にある40トンの防火水槽が設置の当初からふたが備わっていないタイプで、水面が常時吹き出しになっている状態になっており、数年前から暑い時期にボウフラが湧いて蚊が大量発生する状況が続いていました。そのため地元住民に説明し、同意を得てふたのないところにふたがけ工事をするということで、工事費の73万2,000円を増額補正するものですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第99号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第99

号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，成年後見制度の利用について質疑があり，これに対し，これは2つの事業から成り立ってまして，市町村長の成年後見申し立て，あとは報酬等を市町村へ補助金の申し立てをするものです。成年後見の市町村長申し立ては年1から2件，報酬の補助に関しての申し立ては年間1件等ですとの答弁でした。

また，老人保護措置制度について質疑があり，それに対して，現在は3人ほど措置をしています。このことについて最初にキャッチしたのは地域包括センターであります。現在，地域包括センターは町内1カ所ですが，将来的には中学校単位で支援センターを考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第99号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち，民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げます，委員長報告といたします。

済みません，失礼しました。続きまして，議案第100号，令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第100号，令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第103号，令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第103号，令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げます，委員長報告といたします。

大変失礼をいたしました。

○議長（吉田憲市君） 次に，産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは，先ほどに引き続きまして，議案第99号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，農林水産業費で委託料が産学官連携事業で出ていますが，この内容についてとの質疑があり，執行部からは，産学官連携事業委託料35万の増額についてですが，町は今，地域農業の活性化と農業者所得向上等を目的に，茨城大学農学部や東京農業大学と連

携協定を締結して、さまざまな産学官連携事業に取り組んでおります。

今年度、茨城大学農学部とは3件の共同研究に取り組んでおりまして、また、東京農業大学とは5件の共同研究に取り組んでおります。今回、新たに東京農業大学と阿見町のグリーン・ツーリズムの現状調査の共同研究に取り組むための35万の増額を計上するものと答弁がありました。

次に、荒川本郷地区まちづくり事業の委託料656万円についての質疑があり、執行部からは、委託料ですが境界復元測量業務と不動産鑑定委託料の2件です。まず、境界復元測量業務につきましては、荒川本郷地区にごございます町有地の売却業務に伴う測量を行うものです。

現在、町有地の売却業務に伴う公募を実施しています。その対象地となります7筆7,390平米の境界を確定させるための境界復元測量になります。それと、荒川本郷地区内の町有地の売却業務に対する土地の価格を算定する不動産鑑定委託料になりますとの答弁がありました。

次に、未登記の補償補助金185万4,000円の内容についての質疑があり、執行部からは、未登記処理事業の補償金については、過去に道路拡幅された部分の未登記処理に伴う物件移転補償費になりますとの答弁がありました。

次に、産棄物等処分委託料についての質疑があり、執行部からは、阿見町の大砂地内で道路敷に不法投棄された産廃処分料です。交通量が少なく人目につかない場所で、ここに木材やタンや砂や石こうボード等、約20立方メートルが不法に投棄されたということだと答弁がありました。

次に、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の中で、補償算定委託料の200万円についてどの地域で、どのような補償算定ですかとの質疑があり、執行部からは、対象の場所は柏根の交差点から計算センターに向かいまして今広い道路がありますが、その道路に寺子・飯倉線が途中からかぶってくるような計画になっておりまして、その道路の沿線にごございます8軒分の補償の再算定を前倒しでやるということだと答弁でありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第99号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第101号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ、霞ヶ浦湖北流域下水道事業の負担金899万3,000円の増額についての質疑があり、執行部からは、こちらは阿見町の汚水を放流するその先であります。霞ヶ浦湖北流域下水道そちらの下水処理場にかかります建設費の一部を、阿見、土浦、石岡、かすみがうら、小美玉の5市町村で事業費の一部を負担しますということの負担金になります。

今年度予定しています県の事業で交付金を国に要望したところ、加配分の交付金がついたと

ということで、県としては大災害に対応するため、施設を前倒しでやりたいという協議がありました。それに伴いまして各市町村の負担金が増となったものですとの答弁がありました。

そのほか、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第101号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第102号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第102号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第99号から議案第103号までの5件については、委員長報告は原案可決であります。

本案5件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号から議案第103号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第104号 平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第105号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第106号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

議案第107号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第108号 平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第109号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第110号 平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第104号、平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第105号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第108号、平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第109号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第110号、平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定について、以上7件を一括議題といたします。

本案につきましては、去る9月6日の本会議において決算特別委員会に付託をいたしました
が、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の
報告を求めます。

決算特別委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

[決算特別委員会委員長久保谷充君登壇]

○決算特別委員会委員長（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。

それでは命によりまして、決算特別委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と
結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和元年9月13日、17日、18日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部よ
り千葉町長を初め関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第104号、平成30年度阿見町一般会計歳入歳
出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第105号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いては、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しまし
た。

続きまして、議案第106号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついては、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第107号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第108号、平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第109号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第110号、平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 私は議案第105号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第108号、平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第109号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第110号、平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定の4点について反対をいたします。

まず、国民健康保険特別会計ですが、収入未済額の増加に伴い、不納欠損も増加しています。国保加入者は全体的には低所得者が多く、生活費とのバランスで納税が滞ることがあります。今回、国保の方式が市町村から県へ移管したことに伴い、国保税も高くなりました。これでも払えない状態に税額を上げることは、町民の生活を困窮させるだけです。

よって、これには反対をいたします。

次に、介護保険特別会計です。平成30年3月議会での介護保険に関する議案第16号や17号でも反対をいたしましたが、年金生活の高齢者に対して値上げや利用料負担の割合のアップは、生活の困窮を増すだけです。

よって、これにも反対をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、これも75歳以上の高齢者を別保険に囲い込むもので、日本共産党としても反対をいたしております。

次に、水道会計です。平成30年4月1日から従量制に移行したことで、減収減益となりましたが、決算審査意見書では全体の収益率に重大な影響を及ぼすものではないと判断とありました。従量制にしたことによって、使った分以上の支払いはなくなったものの、まだまだ水道料金を下げることができます。

よって、これにも反対をいたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 賛成のほうなんですけれども。今回私は、議案第104号、平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定、これについて賛成討論いたします。

この間、反対討論をしているわけなんですけれども、今回の平成30年度の一般会計予算、これは骨格予算ということで行われましたが、その段階ではまだまだこの無駄遣いや必要などころに経費がかけられていないということで予算には反対をいたしました。

しかし、その後の補正の中で、18歳までの医療費の完全無料化ですとか、保育士の処遇改善助成金の創設など、私がこの間一般質問でただしてきたことが実現されています。

まだまだ問題はあつたものの、町民に対してこの施策は評価できるものなので、今回の決算認定には賛成をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第104号から議案第110号までの7件については、委員長報告は原案認定であります。

本案7件は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がございますので、順次採決をいたします。

初めに、議案第104号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第104号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第105号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第105号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって、議案第105号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第106号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第106号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第106号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第107号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第107号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第107号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第108号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第108号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって、議案第108号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第109号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第109号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって、議案第109号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第110号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第110号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって、議案第110号は、原案どおり認定することに決しました。

議案第111号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新
工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第111号、阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約についてを議題といたします。

本案につきましては、去る9月6日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、議案第111号、阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、入札について1者だけでも一般競争入札という扱いになるのでしょうか、また、ほかに応札しようとしていて辞退したところはありませんかとの質疑があり、

執行部からは、地方自治法上は1者でも成立するというようになっており、一般競争入札の要綱でも1者でも成り立つとなっています。

ほかの市町村においては、要綱で2者じゃないとだめというようなところもありますが、阿見町においてはその規定がなく、1者でも大丈夫です。また、この入札で辞退者はおりませんとの答弁がありました。

次に、川崎重工業、霞クリーンセンターと聞くと、以前の談合問題を思い出してしまいますが、懸念されることはありませんでしたかとの質疑があり、執行部からは、一般競争入札ですので募集する条件の中でクリアしていれば入札に参加できます。特定の業者を省くというのは一切できませんとの答弁がありました。

次に、以前そういったことがあったということで、それに関して霞クリーンセンターで応札ができないというようなルールというのはないのですかとの質疑があり、執行部からは、例えば入札に違反があり指名停止になったからといって、入札からその業者を排除することはできないことになっていますとの答弁がありました。

次に、予定価格と最低制限価格については、町内の関係者だけで考えて決めているのか。どこかに委託されているのですかとの質疑があり、執行部からは、予定価格については算出のもとになる設計額を霞クリーンセンターで積算し、それをもとに予定価格が決定されます。最低価格については、最低価格を決める要綱に基づいて設計額を算出しています。いずれも町の中で町が決めているということですとの答弁がありました。

次に、霞クリーンセンターでこういう設計、積算するチームというのはあるのですかとの質疑があり、執行部からは、施設技術管理者という特殊な業種の方を雇用して設計を組んでいますとの答弁がありました。

次に、霞クリーンセンターの炉の耐用年数はどのくらいですかとの質疑があり、執行部からは、平成31年3月に霞クリーンセンターの長寿命化計画をしており、令和14年、2032年までの稼働を目標に修繕していきたいと答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第111号、阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第111号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第112号 国補下第1－3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、議案第112号、国補下第1－3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案につきましては、去る9月6日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より、審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第112号、国補下第1－3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について質疑を許しましたところ、調整池は何度も工事をしていきますが、今後も工事をしていくのですか。それに工事費も相当にかかっていると思いますが、これからもかかっていくのですかとこの質疑があり、執行部からは、調整池の昨年度までの総事業費は約11億円、今後かかる費用としては、今回整備いたしましたのが西側の部分になります。残り東側が残っているのですが、そちらの事業費については算定していません。来年度、西側につきましては外周のフェンス工事を行いまして、暫定的な終了としておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第112号、国補下第1－3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第112号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第113号 社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議案第113号、社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月6日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より、審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第113号、社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第113号、社住道第1-1号二区南地内道路改良工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第113号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第114号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第10、議案第114号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約についてを議題といたします。

本案につきましては、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第114号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、天体観測室の形が変わっているようなんですけれども、どのようになるんですかとの質疑があり、それに対し、あの天体観測室は20年以上使われていませんでした。構造上あの部分は残さなくてはならないので、何かに使うというのではなく、雨漏り防止のため現状維持で屋根だけの工事ですとの答弁でした。

次に、今回の補修工事の追加について図面から想像できなかったのかという質疑があり、それに対して、現場に入ってみて、高圧洗浄して初めてわかった、クラックの部分が相当あった。モルタルについても壊してみても初めてわかったことがあり、このようなことになってしまいました。このことは必ずしもイレギュラーなことではなく、一般的なことだということで契約変更になりましたとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第114号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第114号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第115号 町道路線の廃止について

議案第116号 町道路線の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第11、議案第115号、町道路線の廃止について、議案第116号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、去る9月6日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第115号、町道路線の廃止について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第115号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第116号、町道路線の認定について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第116号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより、討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第115号から議案第116号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号から第116号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第117号 町道1059号線の区域外設置について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第12、議案第117号、町道1059号線の区域外設置についてを議題とします。

本案につきましては、去る9月6日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第117号、町道1059号線の区域外設置について質疑を許しましたところ、この道路は土浦市と阿見町にまたがった道路で、阿見町が負担して整備をしていますが、その理由についての質疑があり、執行部からは、この道路は阿見町が認定している道路でございまして、認定した市町村が当然道路管理者になります。そうしますと、道路法の規定によりますと、道路に関する費用は原則としてその当該道路の道路管理者の負担とするということで、道路を新しくつくる費用とか修繕する費用であったり、法的な許認可する費用の全て一切合財が道路管理者の負担であると法律に規定がございましてとの答弁がありました。

次に、阿見町の下水管がこの道路の下に入っていますが、土浦の人もつないでいると思いますが、使用料などはどうなっていますかとの質疑あり、執行部からは、確かに阿見町の管が入ってまして、土浦市の市民の方もつないで利用しております。その使用料につきましては土浦市のほうで料金徴収はしております。最後に、流域のほうに流す流域負担金が発生しますが、そちらにつきましてはお互いに料金を支払うとなっておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、

議案第117号、町道1059号線の区域外設置については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第117号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は、原案どおり可決することに決しました。

土地利用調査特別委員会の中間報告について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第13、土地利用調査特別委員会の中間報告を行います。

土地利用調査特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本案は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認めます。したがって、土地利用調査特別委員会の中間報告を受けることに決しました。

土地利用調査特別委員会委員長の発言を許します。

土地利用調査特別委員会委員長井田真一君、登壇願います。

〔土地利用調査特別委員会委員長井田真一君登壇〕

○土地利用調査特別委員会委員長（井田真一君） それでは、土地利用調査特別委員会の中間報告について御報告申し上げます。

お手元の当委員会調査結果中間報告を御参照願います。

本委員会は、去る令和元年6月18日の第2回定例会最終日に、委員会設置の目的である常磐線ひたち野うしく駅及び牛久阿見インターチェンジ周辺地区の早期事業化に向けた対策を調査するために設置されました。

1の調査方針については、7月11日に開催された第1回委員会にて決定したものです。

まず、調査項目としまして3点抽出いたしました。1点目が地域を取り巻く現状と課題、2点目が開発がもたらすメリット、3点目がこれらをまとめた、実現するための整備推進方策のあり方です。

調査期間は本年7月から12月までのおおむね6カ月とし、これらの調査項目を本年12月の第4回定例会までにまとめて最終報告を行うこととしております。

続きまして、これまでの調査結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、前述しましたように本年7月11日に開催し、ただいまの調査方針について決定いたしました。また、あわせまして現地調査を実施し、地域のインフラの現状として県道土浦竜ヶ崎線及び県道土浦稲敷線の整備状況等について説明を受けました。

圏央道牛久阿見インターチェンジから、ひたち野うしく駅に通じる県道が4車線道路として着々と整備が進められている状況と、沿道の鬱蒼とした山林等の現状を目の当たりにすると、委員全員がインターチェンジ周辺開発事業の必要性和早期着手について改めて痛感した次第です。

続いて、7月31日に第2回委員会及び3回目の活動として所管事務調査を行いました。

まず、第2回委員会は圏央道を実際に走行し、車窓より現地の開発状況を確認しながら、茨城県内圏央道インターチェンジ周辺開発の状況や整備手法について説明を受けました。

所管事務調査では、先進地として埼玉県本庄市と茨城県五霞町を視察しました。内容は本定例会初日の事務調査報告のとおりです。

そして、直近の第3回委員会で中間報告を協議し、都市計画課内にひたち野うしく駅及び牛久阿見インター周辺の土地開発計画を専門に担当する係の要望を盛り込んだ報告書を取りまとめました。

今後の調査内容としましては、10月、さらに先進地視察を行って見識を深めるとともに、11月には調査項目の整理、取りまとめを行った上で、12月の定例会までには執行部に提案し、最終報告とする予定でありますが、これまでの活動において全委員がこの地区の大きなポテンシャルを感じていることから、庁内に専門の担当係を早期に設置いただき、土地利用が進められる出発点となることをお願い申し上げて、中間報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で土地利用調査特別委員会の中間報告を終わります。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第14、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここに全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、令和元年第3回阿見町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 久保谷 充

署 名 員 川 畑 秀 慈

参 考 资 料

令和元年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第88号 議案第90号 議案第91号 議案第92号 議案第93号 議案第94号 議案第95号 議案第96号 議案第97号 議案第99号 議案第111号</p>	<p>阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 内 総務常任委員会所管事項</p> <p>阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町印鑑条例の一部改正について</p> <p>令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 総務常任委員会所管事項</p> <p>阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負契約について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第90号 議案第98号 議案第99号</p>	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号）</p>

<p>民 生 教 育 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第100号 議案第103号 議案第114号</p>	<p>内 民生教育常任委員会所管事項 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について</p>
<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第89号 議案第90号 議案第99号 議案第101号 議案第102号 議案第112号 議案第113号 議案第115号 議案第116号 議案第117号</p>	<p>阿見町森林環境譲与税基金条例の制定について 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 内 産業建設常任委員会所管事項 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 国補下第1－3号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について 社住道第1－1号二区南地内道路改良工事請負契約について 町道路線の廃止について 町道路線の認定について 町道1059号線の区域外設置について</p>
<p>決 算 特 別 委 員 会</p>	<p>議案第104号 議案第105号 議案第106号 議案第107号</p>	<p>平成30年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算</p>

決算特別委員会	議案第108号	認定について 平成30年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて
	議案第109号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について
	議案第110号	平成30年度阿見町水道事業会計決算の認定について

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和元年6月～令和元年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	8月30日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年第3回定例会会期日程等について ・その他
民生教育 常任委員会	8月27日	千葉県柏市	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用について（㈱エスプール プラス柏ファーム）
		茨城県龍ヶ崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市歴史民俗資料館
土地利用調査 特別委員会	7月11日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について ・現状の説明 ・現地視察 ・その他
	7月31日	埼玉県本庄市	<ul style="list-style-type: none"> ・本庄早稲田駅および本庄児玉IC周辺の開発について
		茨城県五霞町	<ul style="list-style-type: none"> ・五霞IC周辺の開発について
議会だより 編集委員会	7月2日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第161号の発行について ・その他
	7月22日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第161号の発行について ・その他

議 会 中 継 推 進 委 員 会	8月8日	茨城県かすみがうら市	・タブレット端末の利用について
		茨城県守谷市	・タブレット端末の利用について
全 員 協 議 会	7月2日	全員協議会室	・令和2年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	7月26日	全員協議会室	・令和2年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	8月29日	全員協議会室	・第2期阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略の策定について ・阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定等について ・阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事について ・幼児教育・保育の無償化について ・阿見町生活道路整備に関する基準の見直しについて ・社住道第1-1号二区南地内道路改良工事（町道1023号線）について ・町道1059号線の区域外設置について ・阿見町森林環境譲与税基金条例の制定について ・阿見中学校外壁・屋上防水改修工事の変更について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	7月9日	全員協議会 ・令和元年第1回臨時会提出案件の説明		久保谷充 永井義一
	7月30日	第1回臨時会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について ・龍ヶ崎地方衛生組合の廃棄物の処理及び清掃に関する手数料徴収条例の一部を改正する条例について ・龍ヶ崎地方衛生組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について ・工事請負契約について（龍の郷・クリーンセンター基幹的設備改良工事（第2期）） ・令和元年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）	滝沢健一氏 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	久保谷充 永井義一
牛久市・阿見町斎場組合	7月5日	第1回臨時会 ・牛久市・阿見町斎場組合議会議長選挙について ・牛久市・阿見町斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ・牛久市・阿見町斎場組合監査委員の選任について	原案同意 利根川英雄氏 原案可決 原案同意 藤田尚美氏	難波千香子 柴原成一 野口雅弘

茨城県後期高齢者医療広域連合会	7月29日	<p>第1回臨時会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて ・茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて ・訴えの提訴について 	<p>原案同意 小谷隆亮氏</p> <p>原案同意 深谷寿一氏</p> <p>原案可決</p>	久保谷実
稲敷地方広域市町村圏事務組合	7月29日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員（議会選出）について 	板倉香議員（牛久市）	平岡 博 樋口達哉 石引大介
	7月29日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲敷地方広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について ・救助工作車の取得について 	<p>大塚芳夫氏（阿見町）</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	平岡 博 樋口達哉 石引大介